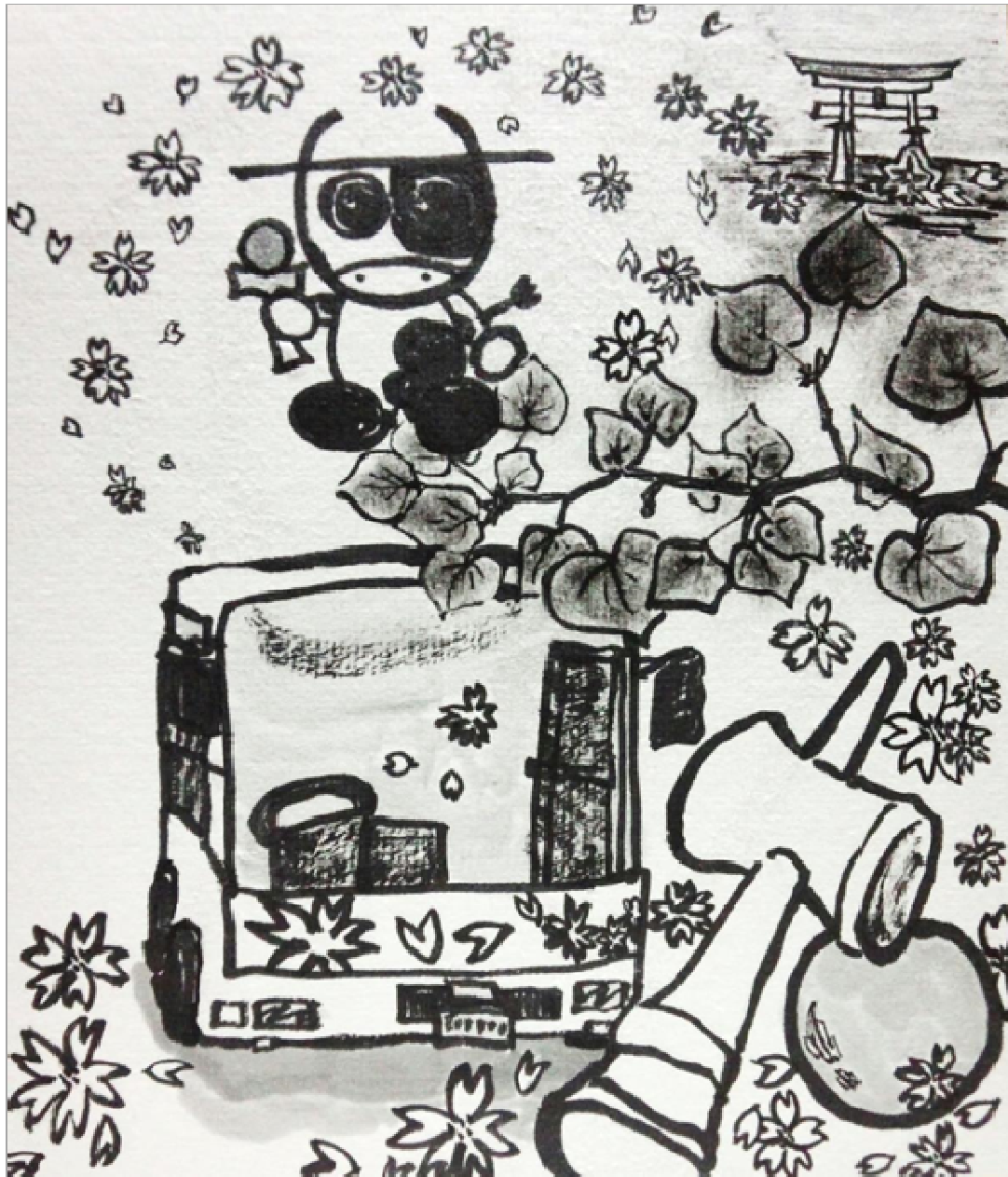


第3次廿日市市障がい者計画・ 第4期廿日市市障がい福祉計画



平成27(2015)年 3月

広島県 廿日市市

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 目 次 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の期間	5
3 計画の構成	5
4 計画の法的位置付け.....	6
5 関連する計画及び法律.....	6
6 計画の策定体制	8
7 障害保健福祉圏域	9
8 「はつかいち福祉ねっと」との連携.....	10
第2章 本市の概要	13
1 人口等の推移	14
(1) 総人口の推移.....	14
(2) 世帯数の推移.....	14
2 障がいのある人の状況.....	15
(1) 障がい者手帳所持者数の全体像.....	15
(2) 身体障がいのある人の状況.....	16
(3) 知的障がいのある人の状況.....	18
(4) 精神障がいのある人の状況.....	19
(5) 発達障がいのある人の状況.....	20
(6) 高次脳機能障がいのある人の状況.....	20
(7) 難病患者等の状況.....	20
3 アンケート調査結果の概要.....	22
(1) 調査実施の概要.....	22
(2) 主な調査結果.....	22
4 ヒアリング調査結果の概要.....	31
(1) 調査実施の概要.....	31
(2) 主な調査結果.....	32
第3章 基本構想	35
1 基本理念と基本目標.....	36
2 基本目標達成への取組方向.....	37
3 施策の体系	38
第4章 第3次障がい者計画の今後の取組.....	39
1 学習・啓発	40
(1) 障がいの理解を深めるために.....	40
(2) 障がいのある人の権利を守るために.....	42
2 保健・医療	44
(1) 障がいへの早期対応のために.....	44
(2) 保健・医療・リハビリテーション体制を整えるために.....	46
(3) 健康な毎日を送るために.....	48

3	生活支援	49
(1)	相談支援体制の充実を図るために	49
(2)	充実した地域生活を送るために	51
(3)	介護者が健康で安心して過ごすために	54
(4)	安定した生活のために	55
4	療育・保育・教育	57
(1)	障がいのある児童の健やかな成長のために	57
(2)	療育を受けるために	60
5	雇用・就労	62
(1)	仕事の能力をつけるために	62
(2)	仕事をしたい気持ちを実現するために	64
(3)	安心して働ける環境づくりのために	66
6	生活環境	68
(1)	障がいのある人が情報を得られるために	68
(2)	身近な支え合いを広げるために	70
(3)	災害・緊急時の安心のために	72
(4)	安心して外出するために	74
(5)	地域生活を可能にするために	76
7	余暇・スポーツ・文化	78
(1)	仲間づくり・社会参加を促進するために	78
(2)	スポーツ・文化を楽しむために	79
第5章	第4期障がい福祉計画の今後の取組	81
1	基本的視点	82
2	障害者総合支援法への改正について	83
3	成果目標の設定	84
4	障害福祉サービス等の見込量（活動指標）の算定	87
5	地域生活支援事業の見込量（活動指標）の算定	94
6	障害児通所支援等の見込量（活動指標）の算定	99
第6章	計画の評価・推進体制	101
1	計画の推進にあたって	102
2	評価体制について	103
資料編		105
1	計画策定関係者等	106
2	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議から出た主な意見のまとめ	110
3	事業所から出た主な意見のまとめ	120
4	アンケート調査の設問一覧	126
5	はつかいち福祉ねっと 取組年表	128

第1章

計画策定にあたって



作品名：広電廿日市駅から見える天満宮
作 者：橋本 実香（コーヒーショップあんず）

1 計画策定の趣旨

国においては、平成 25（2013）年に「障害者基本計画（第 3 次）」（平成 25（2013）年度～29（2017）年度）を策定し、共生社会の実現に向けた、障がい者の自立と社会参加の支援等の施策を推進しています。

国の「障害者基本計画（第 2 次）」（平成 15（2003）年度～平成 24（2012）年度）の 10 年間には、「発達障害者支援法」、「障害者自立支援法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」の制定、さらには「教育基本法」、「障害者基本法」の改正、障害者自立支援法を改めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の制定等がなされ、障がいのある人をめぐる環境が大きく変化してきました。

このような国内法の整備をステップとして、国は平成 26（2014）年 1 月に「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」を批准し、その効力は同年 2 月 19 日に発生しています。

本市においては、平成 19（2007）年 3 月に障がい福祉施策全般にかかわる理念や基本的な方針・目標を定める「障がい者計画」と、障害福祉サービス等の必要量の見込みとその確保策等を定める「障がい福祉計画」を一体化した「第二次廿日市市障がい者福祉計画（以下「第二次障がい者福祉計画」という。）」を策定しました。

策定にあたっては、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念とし、基本目標「障がいがあっても ともに安心して暮らせるまちに」を掲げ、障がいのある人ひとりひとりの願いを大切にし、誰もが社会の一員として、真に地域の中で安心して豊かにいきいきと暮らしていける市をめざしてきました。

また、平成 21（2009）年 3 月に「第 2 期廿日市市障がい福祉計画」を、平成 24（2012）年 3 月に「第 3 期廿日市市障がい福祉計画（以下「第 3 期障がい福祉計画」という。）」を策定し、引き続きサービスの充実に努めてきました。

ついては、第二次障がい者福祉計画及び第 3 期障がい福祉計画の期間満了と、国の動向を始めとした障がい福祉を取り巻く状況の変化等を受け、第二次障がい者福祉計画及び第 3 期障がい福祉計画の基本的な考え方や特色を継承しつつ、本市の今日的な課題や当事者・関係者の声を取り入れながら、「第 3 次廿日市市障がい者計画（以下「第 3 次障がい者計画」という。）」及び「第 4 期廿日市市障がい福祉計画（以下「第 4 期障がい福祉計画」という。）」を一体的に策定した計画（以下これらの計画を合わせて「本計画」という。）」としました。

なお、本計画においては、第二次障がい者福祉計画に引き続き、「障害」という表記については、「害」という漢字の印象の悪さから、法律名や事業名等を除き、可能な限りひらがな表記に変えています。

また、「障がい者」「障がい児」については、言葉の柔らかさ等から、原則として「障がいのある人」「障がいのある児童」と表記します。

2 計画の期間

第3次障がい者計画の期間は、平成27（2015）年度から平成35（2023）年度までの9年間とします。

第4期障がい福祉計画の期間は、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までの3年間とします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障がい者 計画				第3次計画					
	第4期計画								
障がい 福祉計画				第5期計画					
							第6期計画		

3 計画の構成

本計画は、第1章～第6章及び資料編で構成されます。

このうち、主に第5章が第4期障がい福祉計画にあたります。

4 計画の法的位置付け

第3次障がい者計画は、障害者基本法第11条3項に基づく市町村障害者計画です。

第4期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画です。

5 関連する計画及び法律

本計画は、「第5次廿日市市総合計画」をはじめ、各種関連計画（「廿日市市地域福祉計画」「廿日市市高齢者保健福祉計画・廿日市市介護保険事業計画」「廿日市市子ども・子育て支援事業計画」等）との整合性を図りながら策定しました。

また、「広島県障害者プラン」や「広島県障害福祉計画」等との整合性も図りながら策定しました。

【障がい福祉関連法等の最近の動向】

年	国の動き
平成 15 (2003) 年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 (2005) 年	○発達障害者支援法 施行 ・発達障がいの定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 (2006) 年	○障害者自立支援法 施行 ・3障がいに係る制度の一元化 ・費用負担のルール化 ・就労支援の抜本的な強化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・支給決定の仕組みの透明化、明確化 ○バリアフリー法 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ・地域における重点的、一体的なバリアフリー化の推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 (2007) 年	★障害者権利条約署名
平成 21 (2009) 年	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 (2010) 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障がいを対象として明示
平成 23 (2011) 年	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定及び障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 (2012) 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービス等創設 ○障害者虐待防止法 施行 ・虐待を発見した者に通報を義務付け ・虐待防止等の具体的スキーム制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 (2013) 年	○障害者総合支援法 施行 (障害者自立支援法の改正) ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し(難病等を追加) ○障害者優先調達推進法 施行 ・国などに障害者就労施設等から優先的な物品調達を義務付け ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国・地方公共団体等 2.3%、都道府県等教育委員会 2.2%へ
平成 26 (2014) 年	★障害者権利条約批准 (平成 26 (2014) 年 5 月現在の批准国 147 カ国)
平成 28 (2016) 年	○障害者差別解消法 施行 (予定) ・障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 (予定) ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ・苦情処理、紛争解決援助

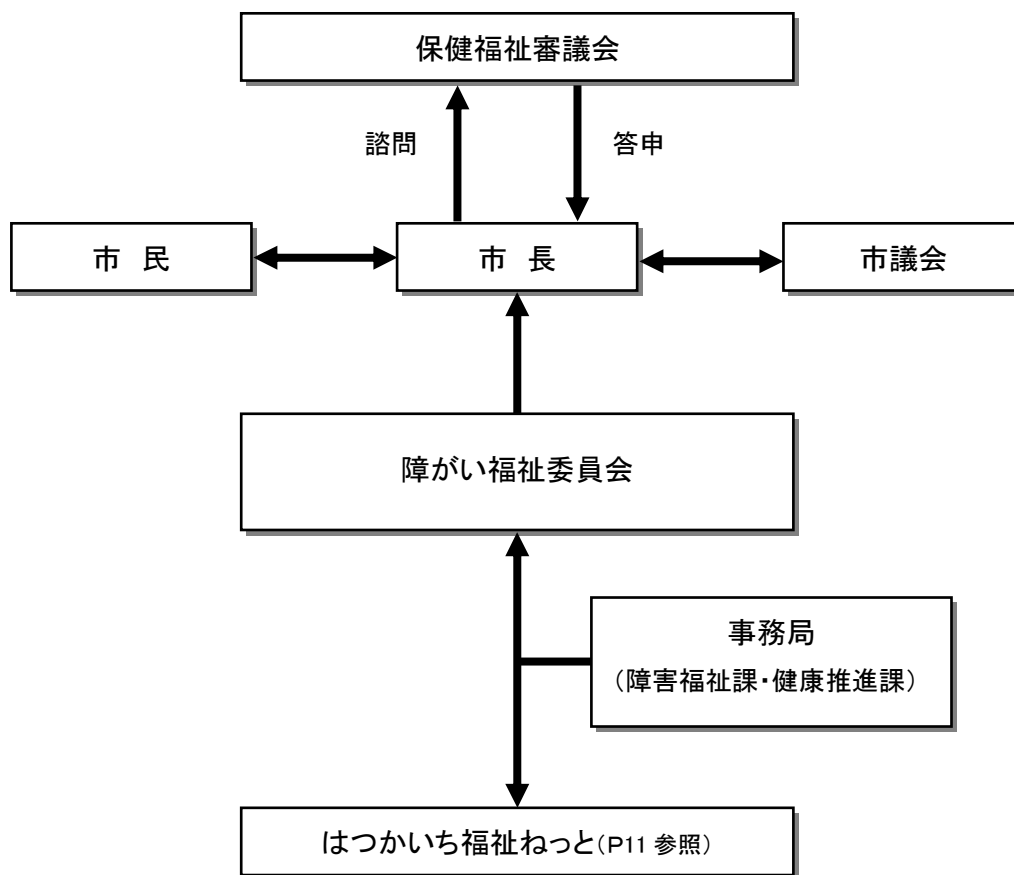
6 計画の策定体制

本計画を策定するにあたっては、学識経験者や福祉事業所、当事者団体、関係団体、特別支援学校、就労関係機関の代表者等で構成される「障がい福祉委員会」で審議するとともに、障がいのある人やその家族、福祉事業所等で構成された「はつかいち福祉ねっと」で、より具体的な検討を行いました。

また、パブリックコメントによる意見聴取を行いました。

これらの審議、検討等を踏まえ、あらためて市長が本計画を「保健福祉審議会」に諮問し、答申を得ました。

【第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画 策定体制図】

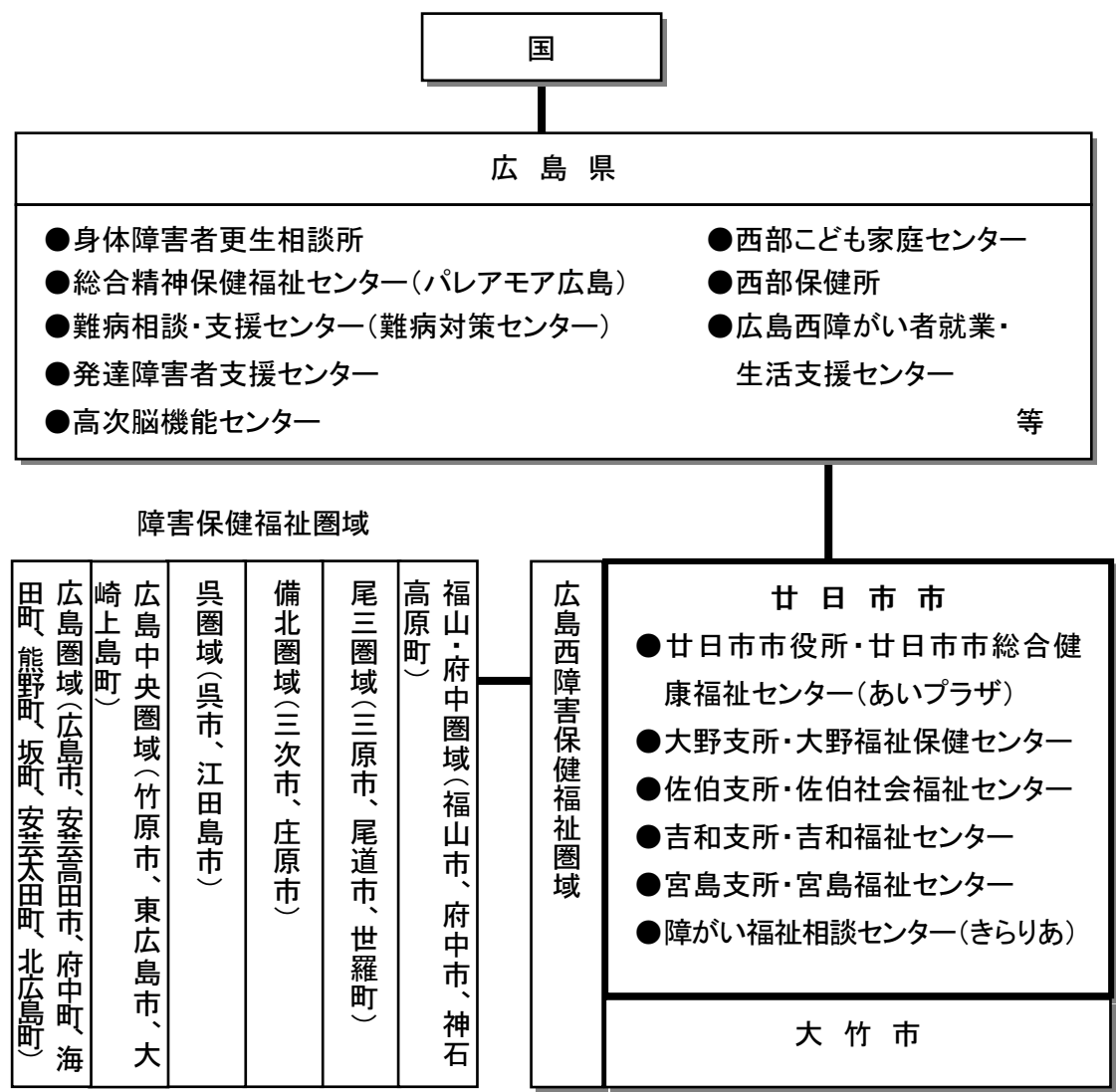


7 障害保健福祉圏域

広域的に利用される障害福祉サービス等の提供体制を整備するため、広島県では「障害保健福祉圏域」を設定しています。本市は、大竹市とで構成される「広島西障害保健福祉圏域」に属しています。

圏域での具体的な見込量等については、「第4期広島県障害福祉計画」に盛り込まれます。

【障がい福祉に関する公的機関関係図】



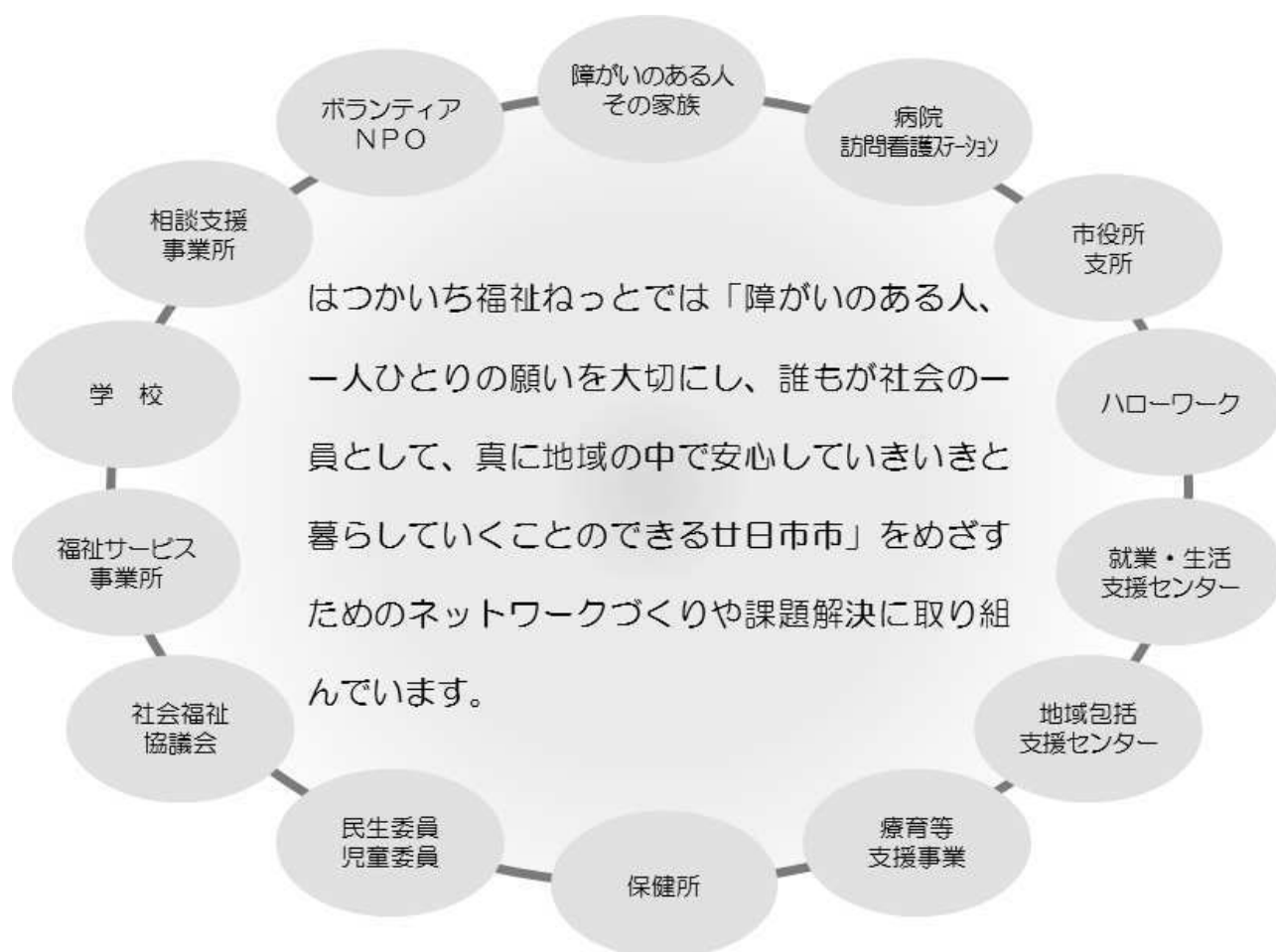
8 「はつかいち福祉ねっと」との連携

障害者総合支援法第89条の3第1項の規定により、地方公共団体は、障がいのある人等の支援体制の整備を図るため、障がいのある人やその家族、福祉、医療、教育、雇用の関係者等により構成される協議会を置くよう努めなければならないとされています。

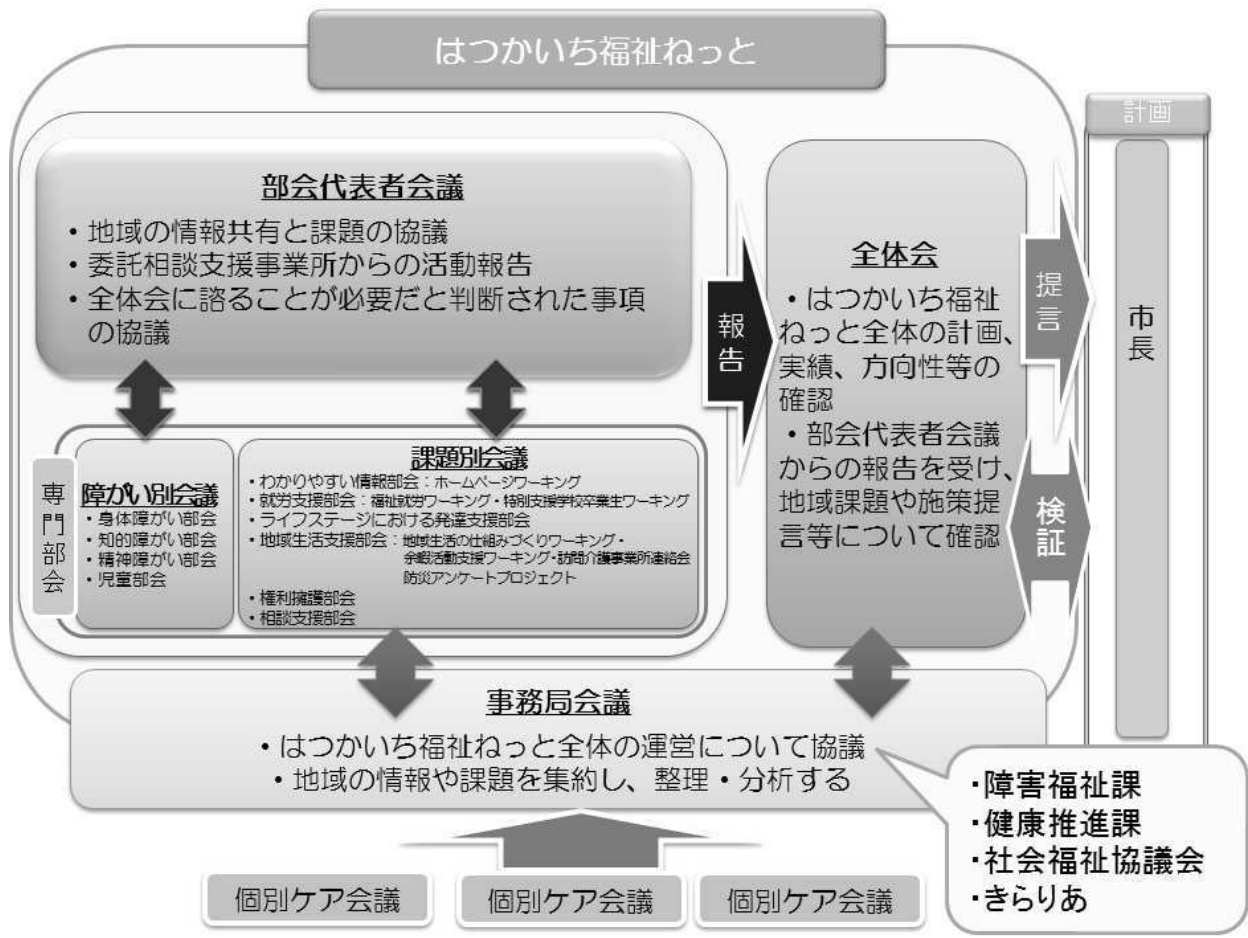
本市では、はつかいち福祉ねっとと称する協議会を設置し、障害福祉サービス等の利用に関することなど、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制として、福祉、保健、医療、教育、就労などの多分野・多職種の関係者が集まったネットワークを構築しています。

はつかいち福祉ねっとでは、障がいのある人や家族などが抱える個々のケースから浮かび上がってきた地域の課題について、全体会、部会代表者会議、障がい別会議、課題別会議、事務局会議において役割を分担しながら、お互いに情報を共有し、具体的な課題解決に向けた社会資源の改善や開発等に取り組んでいます。

【はつかいち福祉ねっと構成図】



【はつかいち福祉ねっと連携図】



名称・対象	内容
全体会 多種多様な地域の関係者で構成する	はつかいち福祉ねっと全体の計画や実績、方向性等の確認を行います。また、部会代表者会議からの活動状況等の報告を受けて、地域課題や施策提案等の確認を行います。
部会代表者会議 各課題別会議、障がい別会議代表者と事務局で構成する	各部会での取組等や地域の情報を共有するとともに地域課題について協議します。また、委託相談支援事業所の活動について報告を受けるとともに、全体会で諮ることが必要だと判断された事項について協議します。
専門部会	
障がい別会議 障がい別等の関係者で構成する	身体障がい、知的障がい、精神障がい、児童の4つの当事者部会により、当事者ニーズや情報の収集、情報提供や現状報告等を行います。
課題別会議 関連する関係者等で構成する	課題ごとに関係者が集い、課題解決に向けて社会資源の改善、開発等の施策提案等を行います。

第 2 章

本市の概要

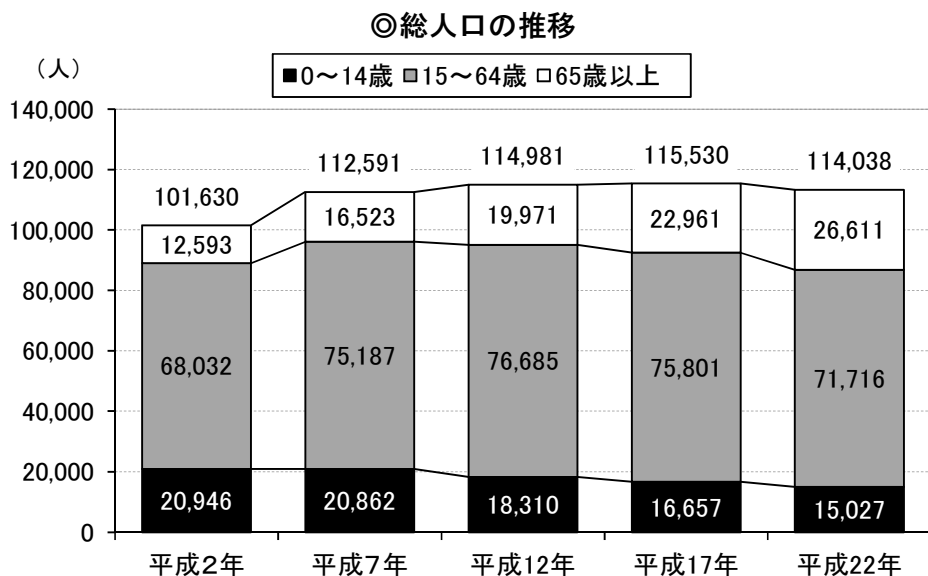


作品名：秋の宮島
作 者：にじのえき

1 人口等の推移

(1) 総人口の推移

国勢調査における本市の平成22(2010)年現在の総人口は114,038人、65歳以上人口は26,611人(高齢化率23.3%)です。総人口は、平成2(1990)年以降増加傾向で推移していましたが、平成22(2010)年では減少に転じています。なお、同期間における0～14歳人口は減少傾向、65歳以上人口は増加傾向で推移し、少子高齢化の進行がうかがえます。

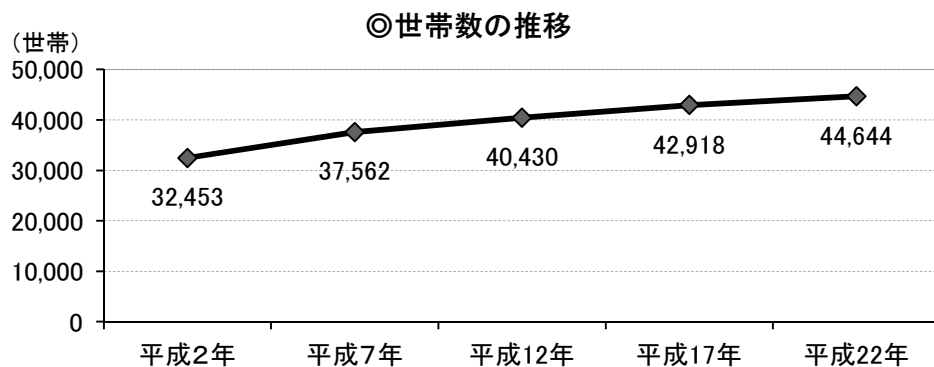


資料:国勢調査(総人口は年齢不詳を含むため、
年齢別人口を合計しても総人口と合わない)

注:合併前の大野町、宮島町、佐伯町、吉和村のデータを含む(以下同様)

(2) 世帯数の推移

近年、人口の伸びが減少しているのに反して、世帯数は伸び続けており、核家族化の進行がうかがえます。

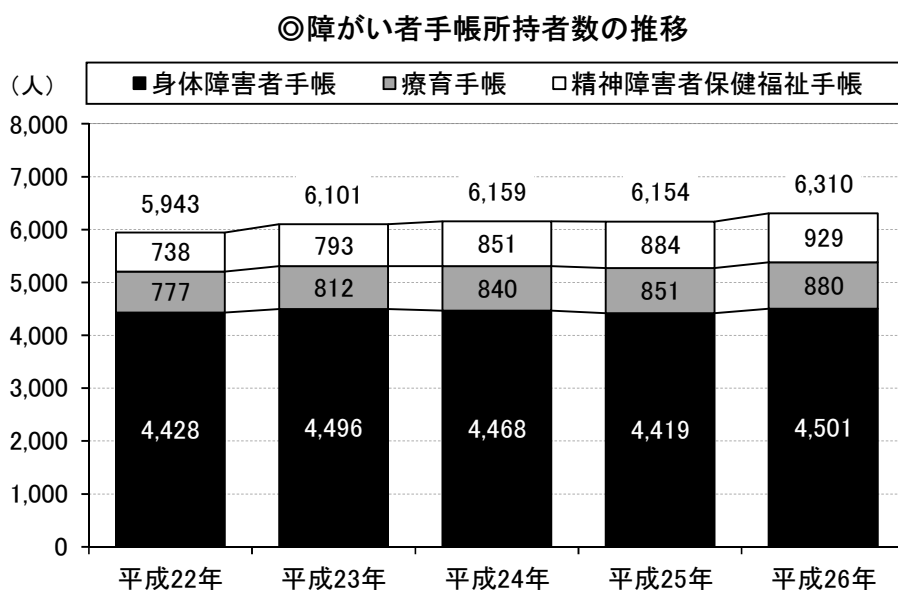


資料:国勢調査

2 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳所持者数の全体像

障がい者手帳をもつ人数は、年々増加しています。平成26（2014）年4月1日現在の手帳所持者数は、身体障害者手帳 4,501 人、療育手帳 880 人、精神障害者保健福祉手帳 929 人、合計 6,310 人（住民基本台帳による総人口 117,182 人に占める割合は 5.4%）となっています。



資料：障害福祉課、広島県（各年4月1日現在）

(2) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳とは、身体障害者福祉法に基づき、身体の障がいが続いている状態と認められる人に交付されるもので、1級を最重度として、順次7級（手帳交付対象は6級）まで認定されます。

平成22（2010）年から平成26（2014）年までの推移をみると、身体障害者手帳所持者数は、増減はありながら全体としては横ばいの傾向にあり、等級別にみると、中度が微増傾向にあります。

また、年齢別にみると、65歳以上の占める割合は、平成22（2010）年に66.6%、平成26（2014）年に69.5%と、全体の7割に近づきつつあります。

次に、部位別にみると、「肢体に障がいのある人」が2,614人と最も多く、58.1%と半数以上を占めています。次いで、「内部に障がいのある人」が1,164人で、25.9%を占めています。「肢体に障がいのある人」は中度、重度の割合が多くみられます。

平成22（2010）年から平成26（2014）年までの5年間の推移をみると、「肢体に障がいのある人」、「内部に障がいのある人」における人数の増加が目立ちます。

◎身体障害者手帳所持者数(等級別)の推移

単位:人

区 分	重 度		中 度		軽 度		合 計	伸び率
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
平成22年	1,122	672	944	996	390	304	4,428	
平成23年	1,177	690	935	1,026	376	292	4,496	1.02
平成24年	1,200	675	935	1,010	363	285	4,468	0.99
平成25年	1,152	660	935	1,040	346	286	4,419	0.99
平成26年	1,185	665	942	1,089	341	279	4,501	1.02

資料:障害福祉課(各年4月1日現在)

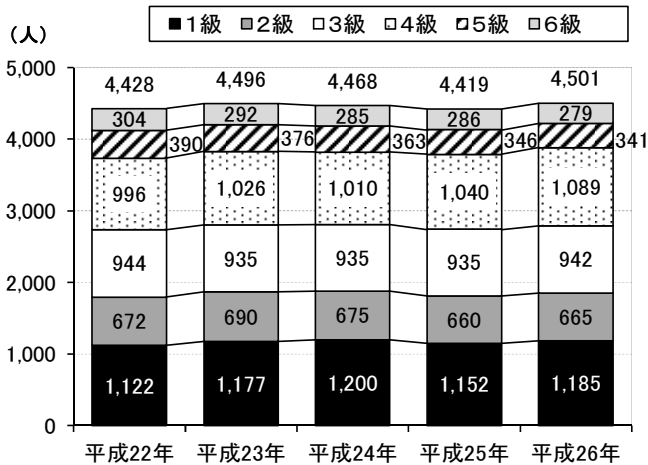
◎身体障害者手帳所持者数(年齢別)の推移

単位:上段 人、下段 %

区 分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合 計
平成22年	113 2.5	1,368 30.9	2,947 66.6	4,428 100.0
平成23年	113 2.5	1,345 29.9	3,038 67.6	4,496 100.0
平成24年	113 2.5	1,308 29.3	3,047 68.2	4,468 100.0
平成25年	112 2.5	1,262 28.6	3,045 68.9	4,419 100.0
平成26年	108 2.4	1,263 28.1	3,130 69.5	4,501 100.0

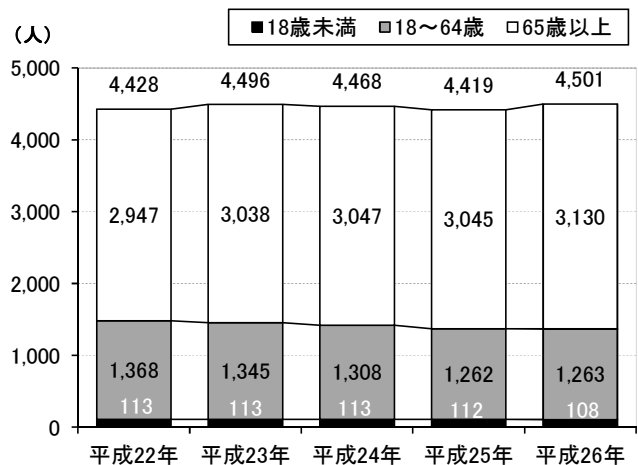
資料:障害福祉課(各年4月1日現在)

◎身体障害者手帳所持者(等級別)の推移



資料:障害福祉課(各年4月1日現在)

◎身体障害者手帳所持者(年齢別)の推移



資料:障害福祉課(各年4月1日現在)

◎身体障害者手帳所持者数(部位別)

単位:人、%

区 分	重度		中度		軽度		合 計	割 合
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
視覚障がい	96	97	20	24	34	33	304	6.8%
聴覚・言語障がい	48	80	83	75	3	130	419	9.3%
肢体不自由	330	478	624	762	304	116	2,614	58.1%
内部障がい	711	10	215	228	0	0	1,164	25.9%
合 計	1,185	665	942	1,089	341	279	4,501	100.0%
割 合	26.3%	14.8%	20.9%	24.2%	7.6%	6.2%	100.0%	

資料:障害福祉課(平成26年4月1日現在)

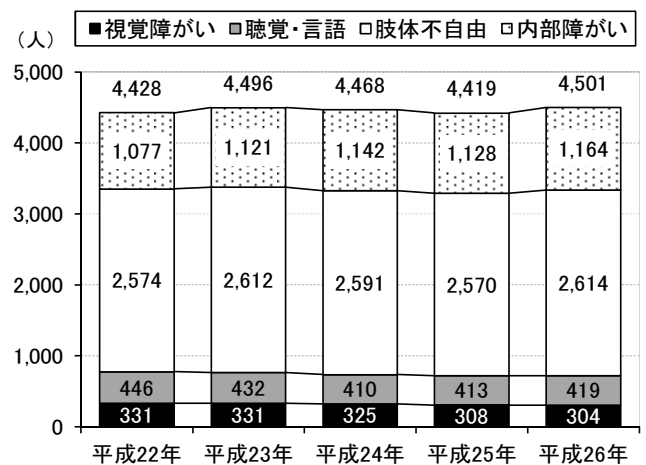
◎身体障害者手帳所持者数(部位別)の推移

単位:人

区 分	視覚障がい	聴覚・言語	肢体不自由	内部障がい	合 計
平成22年	331	446	2,574	1,077	4,428
平成23年	331	432	2,612	1,121	4,496
平成24年	325	410	2,591	1,142	4,468
平成25年	308	413	2,570	1,128	4,419
平成26年	304	419	2,614	1,164	4,501

資料:障害福祉課(各年4月1日現在)

◎身体障害者手帳所持者(部位別)の推移



資料:障害福祉課(各年4月1日現在)

(3) 知的障がいのある人の状況

療育手帳は、先天性又は出生期前後の何らかの要因により、知的な発達が妨げられているため、日常生活に困難がある人に交付され、状態により、最重度、重度、中度、軽度と認定されます。

等級別にみると、平成26(2014)年では重度の知的障がいのある人が311人と最も多く、年齢別にみると、平成26(2014)年では18歳以上が74.1%、18歳未満が25.9%となっています。

◎療育手帳所持者数(等級別)の推移

単位:人

区 分	最重度(A)	重度 A	中度(B)	軽度 B	合 計	伸び率
平成22年	129	294	161	193	777	
平成23年	133	303	162	214	812	1.05
平成24年	137	301	180	222	840	1.03
平成25年	139	306	189	217	851	1.01
平成26年	147	311	194	228	880	1.03

資料:広島県(各年4月1日現在)

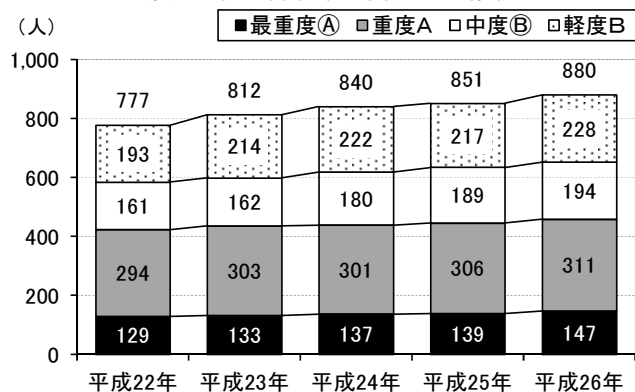
◎療育手帳所持者数(年齢別)の推移

単位:上段 人、下段 %

区 分	18歳未満	18歳以上	合 計
平成22年	207 26.6%	570 73.4%	777 100.0%
平成23年	215 26.5%	597 73.5%	812 100.0%
平成24年	224 26.7%	616 73.3%	840 100.0%
平成25年	220 25.9%	631 74.1%	851 100.0%
平成26年	228 25.9%	652 74.1%	880 100.0%

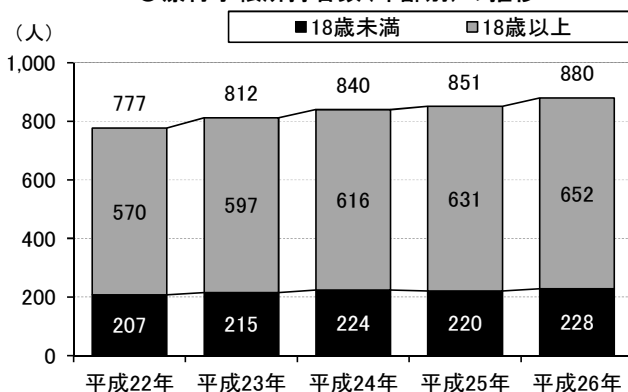
資料:広島県(各年4月1日現在)

◎療育手帳所持者数(等級別)の推移



資料:広島県(各年4月1日現在)

◎療育手帳所持者数(年齢別)の推移



資料:広島県(各年4月1日現在)

(4) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳は、何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活に制約のある人に交付され、1級を最も重い障がいとし3級まで認定されます。

平成26(2014)年の手帳所持者数は2級が601人と最も多く、全体の64.7%を占めています。

自立支援医療(精神通院医療)の受給者は平成26(2014)年には1,738人となっています。

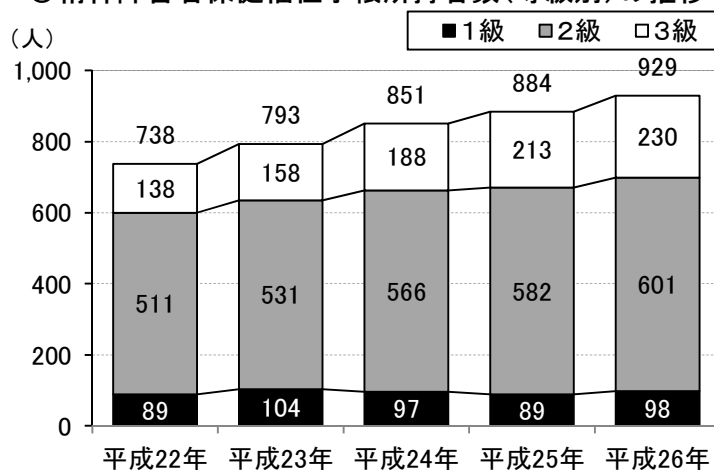
◎精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移

単位:人

区 分	1 級	2 級	3 級	合 計	伸び率
平成22年	89	511	138	738	
平成23年	104	531	158	793	1.07
平成24年	97	566	188	851	1.07
平成25年	89	582	213	884	1.04
平成26年	98	601	230	929	1.05

資料:広島県(各年3月31日現在)

◎精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移



◎自立支援医療(精神通院医療)受給者数等の推移

単位:人

区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
医療保護入院患者数	103	113	116	137	136
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	1,314	1,407	1,782	1,893	1,738

資料:広島県(各年4月1日現在)

（５）発達障がいのある人の状況

「発達障がい」とは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」をいいます。

障がい者手帳のように正確な統計はありませんが、平成 24（2012）年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は推定値 6.5%と報告されており、平成 14（2002）年の調査では、対象地域、学校や児童生徒の抽出方法が異なりますが、6.3%と報告されています。

（６）高次脳機能障がいのある人の状況

「高次脳機能障がい」とは、「交通事故などの事故・脳卒中などの脳血管疾患や病気による脳の損傷で、脳機能の中でも高次な機能である、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの機能の障がい」をいいます。

高次脳機能障がいのある人は、平成 13（2001）年度から 5 年間行われた国の高次脳機能障害支援モデル事業において、全ての年齢層をあわせて全国で約 27 万人（平成 17（2005）年の国勢調査人口の約 0.2%）、そのうち 18 歳以上 65 歳未満は約 7 万人と推定されます。

一方、平成 20（2008）年に東京都で実施された調査では、都内の高次脳機能障がいのある人は 49,508 人と推定され、これを全国規模に換算すると約 50 万人となります。これは全ての年齢層で、寝たきりに近い重度の症例まで含んだ推計です。

同じく平成 20（2008）年に福岡県で、年齢を 6 歳から 69 歳に区切り、リハビリテーションにより社会復帰をめざす中等度障がいの高次脳機能障がいのある人を対象とした調査の結果、福岡県内では年間 114 人の発症があり、全国規模に換算すると年間 2,884 人の新規の発症があると推定されます。

（７）難病患者等の状況

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。

難病のうち特定疾患、小児慢性特定疾患については、医療費の公費負担制度により負担軽減を図っています。

特定疾患の承認者は平成 26（2014）年には 842 人、小児慢性特定疾患の承認者は 171

人で、年々増加傾向にあります。

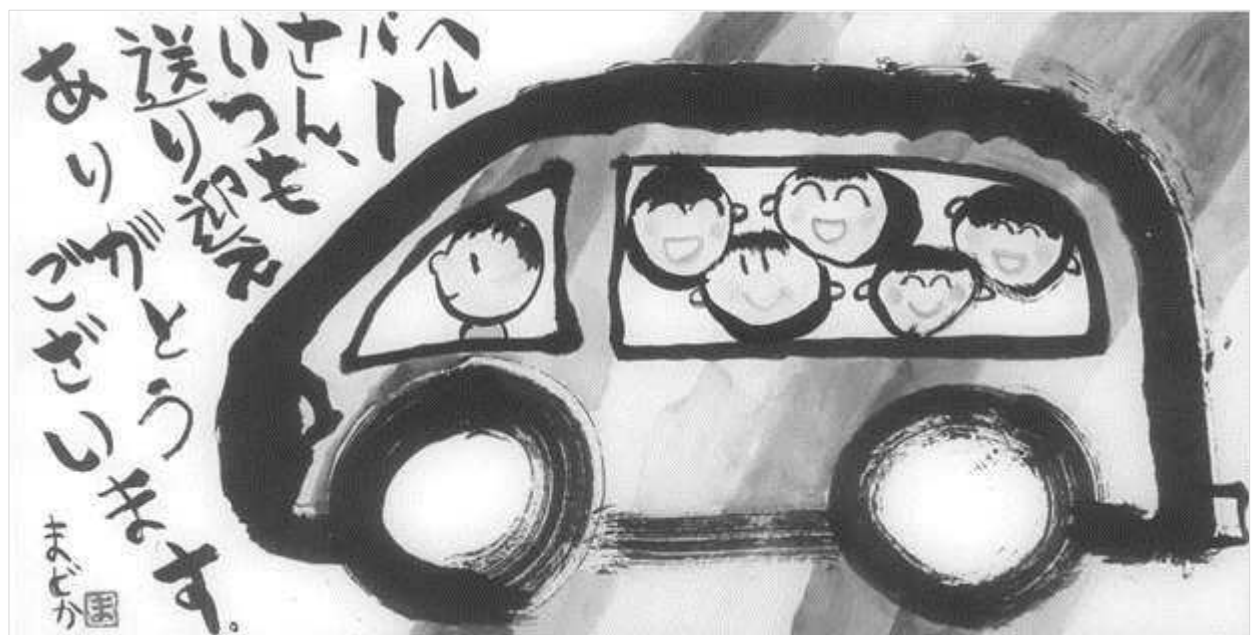
平成 27（2015）年 1 月 1 日からは、対象の疾病の拡大が図られました。

◎特定疾患・小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況

単位：人

区 分	特定疾患	小児慢性特定疾患	合 計
平成 22 年	652	151	803
平成 23 年	706	144	850
平成 24 年	726	163	889
平成 25 年	789	158	947
平成 26 年	842	171	1,013

資料：広島県（各年4月1日現在）



作 者：山根 まどか

3 アンケート調査結果の概要

(1) 調査実施の概要

調査趣旨	障がいのある人、障がいのある児童及びその家族等のご意見やご提言、現状を聴取し、本計画に反映させるために実施した。		
調査期間	平成 26(2014)年8月4日～8月 15 日		
調査方法	郵送による配布回収		
調査対象者	平成 26(2014)年 7 月 1 日現在の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳それぞれの所持者、障害福祉サービス受給者等を対象に無作為抽出		
調査数	2,000 人		
抽出方法	障がい種別ごとの無作為抽出		
調査票 回収数	926 票	回収率	46.3%
	※白紙票は回収数に含めず		
調査項目	資料編P126 以降参照		

(2) 主な調査結果

■ 回答者の構成

単位: 件

区 分	合計	0～9 歳	10～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳
総合計	919	42	39	74	74	96	102
身体障がい	640	5	16	25	26	44	77
知的障がい	192	15	20	54	38	34	11
精神障がい	136	5	7	11	19	28	24
発達障がい	136	27	16	36	28	17	7
高次脳機能障がい	51	－	－	4	5	5	7
難病患者等	84	1	3	5	7	5	7
区 分	60～69 歳	70～79 歳	80～89 歳	90～99 歳	100 歳以上	無回答	
総合計	165	154	123	35	2	13	
身体障がい	144	148	115	34	2	4	
知的障がい	8	6	4	1	－	1	
精神障がい	23	15	3	－	－	1	
発達障がい	4	－	－	－	－	1	
高次脳機能障がい	11	8	9	1	－	1	
難病患者等	22	19	13	2	－	－	

※障がい種別の複数回答分は、それぞれ1人とみなして集計しているため、障がい種別の件数を合計しても総合計とは一致しません。

■ 悩みや困ったことの相談相手

全ての障がい種別において「家族や親戚」が最も高くなっています。

精神障がいのある人は「かかりつけの医師や看護師」の回答割合も高く、医療機関が重要な役割を担っていることがうかがえます。

「誰もいない」は、高次脳機能障がいのある人で 9.8%、精神障がいのある人で 7.4%などとなっています。

平成 24（2012）年度から始まったサービス等利用計画を作成する相談支援専門員への相談も増えています。

障がい種別クロス集計（無回答を除く上位5項目）

（複数回答可）

単位：%	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
身体障がい (サンプル数 640)	家族や親戚	かかりつけの 医師や看護師	友人・知人	ホームヘルパー など福祉サービス を提供する職員	行政機関の相談窓口
	76.6	30.5	29.2	9.5	8.8
知的障がい (サンプル数 192)	家族や親戚	ホームヘルパー など福祉サービス を提供する職員	友人・知人	・かかりつけの医師や看護師 ・サービス等利用計画を作成する事業所	
	72.4	24.5	24.0	22.9(同率 4 位)	
精神障がい (サンプル数 136)	家族や親戚	かかりつけの 医師や看護師	友人・知人	ホームヘルパー など福祉サービス を提供する職員	・障がい福祉相談センターきらりあ ・行政機関の相談窓口 ・その他
	68.4	47.1	37.5	11.8	11.0(同率 5 位)
発達障がい (サンプル数 136)	家族や親戚	かかりつけの 医師や看護師	友人・知人	ホームヘルパー など福祉サービス を提供する職員	サービス等利用計画を作成する 事業所
	77.2	32.4	30.1	25.0	23.5
高次脳機能 障がい (サンプル数 51)	家族や親戚	かかりつけの 医師や看護師	友人・知人	ホームヘルパー など福祉サービス を提供する職員	病院のソーシャルワーカーや介護 保険のケアマネジャー
	64.7	35.3	21.6	19.6	15.7
難病患者等 (サンプル数 84)	家族や親戚	かかりつけの 医師や看護師	友人・知人	ホームヘルパー など福祉サービス を提供する職員	病院のソーシャルワーカーや介護 保険のケアマネジャー
	76.2	35.7	31.0	14.3	11.9

（参考）第二次障がい者福祉計画 アンケート結果より（無回答を除く上位5項目）

単位：%	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
身体障がい (サンプル数 536)	家族	友人・知人	病院の医師	相談できる人は いない	市役所福祉担当 課の職員
	76.4	30.3(同率2位)	30.3(同率2位)	7.9	7.7
知的障がい (サンプル数 325)	家族	サービスを受けて いるところの職員	病院の医師	友人・知人	市役所福祉担当 課の職員
	64.5	35.8	17.6	14.8	10.8
精神障がい (サンプル数 231)	病院の医師	家族	友人・知人	サービスを受けて いるところの職員	看護師やソシヤ ルワーカーなど
	65.4	64.1	29.0	12.6	11.3

■ 介護者の状況

身体障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病患者等については、「配偶者（夫・妻）」が最も高く、高次脳機能障がいのある人、難病患者等では「父母」が続きます。

知的障がいのある人、発達障がいのある人については、「父母」が最も高く、「施設・グループホーム（共同生活援助）の職員」が続きます。

精神障がいのある人については、「父母」が最も高く、「配偶者（夫・妻）」が続きます。

障がい種別クロス集計（日常生活で介助を必要とする人に限定して質問・無回答を除く上位5項目）

（複数回答可）

単位：％	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
身体障がい (サンプル数 334)	配偶者 (夫・妻)	子ども・孫	父母	施設・グループホームの職員	ホームヘルパー
	41.3	25.1	20.7	17.1	9.3
知的障がい (サンプル数 170)	父母	施設・グループホームの職員	兄弟姉妹	ホームヘルパー	ボランティア
	84.7	33.5	22.9	12.4	7.1
精神障がい (サンプル数 86)	父母	配偶者 (夫・妻)	施設・グループホームの職員	兄弟姉妹	子ども・孫
	52.3	20.9	19.8	12.8	10.5
発達障がい (サンプル数 118)	父母	施設・グループホームの職員	兄弟姉妹	ボランティア	その他
	89.8	27.1	23.7	7.6	5.9
高次脳機能障がい (サンプル数 46)	配偶者 (夫・妻)	父母	施設・グループホームの職員	子ども・孫	ホームヘルパー
	43.5	32.6	26.1	15.2	6.5
難病患者等 (サンプル数 52)	配偶者 (夫・妻)	父母	子ども・孫	施設・グループホームの職員	・ホームヘルパー ・その他
	32.7	30.8	21.2	17.3	13.5(同率5位)

（参考）第二次障がい者福祉計画 アンケート結果より（無回答を除く上位5項目）

単位：％	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
身体障がい (サンプル数 536)	配偶者 (夫・妻)	特にいない	父親・母親	子ども	施設・知的障がい者グループホームの職員
	48.4	14.4	7.9	7.3	3.0
知的障がい (サンプル数 325)	父親・母親	施設・知的障がい者グループホームの職員	兄弟・姉妹	特にいない	配偶者 (夫・妻)
	63.9	16.0	4.3	2.5	1.5

主な介護者の年齢は、全ての障がい種別において、50歳以上が6割以上を占めています。特に身体障がいのある人、高次脳機能障がいのある人については、70歳以上が3割以上を占めており、高齢の介護者が多いことがうかがえます。

一例として、身体障がいのある人についてみると、50歳以上が84.4%、60歳以上が64.2%であり、50歳以上が約6割、60歳以上が約4割であった第二次障がい者福祉計画策定時に比べ、介護者の高齢化が進行していることがうかがえます。

障がい種別クロス集計（日常生活で介助を必要とする人に限定して質問）

単位：％	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
身体障がい (サンプル数 263)	0.4	4.6	7.6	20.2	28.9	35.3	3.0
知的障がい (サンプル数 154)	0.6	7.1	13.0	29.3	27.3	18.8	3.9
精神障がい (サンプル数 68)	2.9	10.3	11.8	13.2	26.5	26.5	8.8
発達障がい (サンプル数 110)	0.9	14.5	20.0	24.6	23.7	11.8	4.5
高次脳機能 障がい (サンプル数 37)	0.0	5.4	2.7	24.3	29.8	32.4	5.4
難病患者等 (サンプル数 41)	4.9	4.9	0.0	24.4	31.6	29.3	4.9

（参考）第二次障がい者福祉計画 アンケート結果より

単位：％	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	知らない	介護者は 特にいない	無回答
身体障がい (サンプル数 536)	3.4	4.5	7.3	19.3	20.0	18.7	2.1	13.3	11.4
知的障がい (サンプル数 325)	4.6	12.3	24.1	22.8	13.0	7.7	5.6	3.4	6.5

■ 今後暮らしたい場所

全ての障がい種別において、「今のままでよい」が最も高く、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」と続きます。

知的障がいのある人、発達障がいのある人については、「グループホーム（共同生活援助）などを利用したい」、「障害者支援施設に入所したい」も多くみられ、共同生活ができる場や支援者のいる場への需要が高いことがわかります。

現在の生活の場別にみると、障害者支援施設・高齢者関係施設の入所者、病院の入院患者のそれぞれ25.0%前後が「家族と一緒に生活したい」と答えています。

障がい種別クロス集計（無回答を除く上位5項目）

単位：%	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
身体障がい (サンプル数 640)	今のままでよい 59.4	家族と一緒に生活したい 16.9	障害者支援施設に入所したい 3.8	グループホームなどを利用したい 3.4	一般の住宅でひとり暮らしをしたい 3.3
知的障がい (サンプル数 192)	今のままでよい 33.3	家族と一緒に生活したい 18.8	グループホームなどを利用したい 17.2	障害者支援施設に入所したい 11.5	その他 4.2
精神障がい (サンプル数 136)	今のままでよい 54.4	家族と一緒に生活したい 14.7	一般の住宅でひとり暮らしをしたい 8.1	障害者支援施設に入所したい 5.1	グループホームなどを利用したい 4.4
発達障がい (サンプル数 136)	今のままでよい 34.6	家族と一緒に生活したい 20.6	グループホームなどを利用したい 16.2	障害者支援施設に入所したい 10.3	一般の住宅でひとり暮らしをしたい 4.4
高次脳機能障がい (サンプル数 51)	今のままでよい 41.2	家族と一緒に生活したい 19.6	・一般の住宅でひとり暮らしをしたい ・障害者支援施設に入所したい 7.8(同率3位)		
難病患者等 (サンプル数 84)	今のままでよい 53.6	家族と一緒に生活したい 25.0	障害者支援施設に入所したい 6.0	・一般の住宅でひとり暮らしをしたい ・その他 3.6(同率4位)	

現在の生活の場別クロス集計（無回答を除く上位5項目）

単位：%	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
自宅 (サンプル数 729)	今のままでよい 62.7	家族と一緒に生活したい 18.1	グループホームなどを利用したい 6.6	障害者支援施設に入所したい 5.3	一般の住宅でひとり暮らしをしたい 4.7
グループホームを利用 (サンプル数 23)	今のままでよい 47.8	グループホームなどを利用したい 26.1	一般の住宅でひとり暮らしをしたい 13.0	・家族と一緒に生活したい ・障害者支援施設に入所したい 4.3(同率4位)	
障害者支援施設に入所 (サンプル数 13)	今のままでよい 38.5	障害者支援施設に入所したい 30.8	家族と一緒に生活したい 23.1	その他 7.7	-
病院に入院 (サンプル数 21)	今のままでよい 52.4	家族と一緒に生活したい 28.6	その他 9.5	・グループホームなどを利用したい ・障害者支援施設に入所したい 4.8(同率4位)	
介護保険など高齢者の関係施設に入所 (サンプル数 15)	今のままでよい 46.7	家族と一緒に生活したい 26.7	その他 13.3	・グループホームなどを利用したい ・障害者支援施設に入所したい 6.7(同率4位)	

障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと

障がい種別にかかわらず、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」、「サービス利用の手続きの簡素化」、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が高くなっています。

知的障がいのある人、発達障がいのある人では「障がいに配慮した公営住宅やグループホーム（共同生活援助）の整備など生活の場の確保」、発達障がいのある人では「職業訓練の充実や働く場所の確保」が他の障がいのある人に比べ多く上がっており、それぞれのニーズの高さがうかがえます。

障がい種別クロス集計（無回答を除く上位5項目）

単位：%	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
身体障がい (サンプル数 640)	何でも相談できる 窓口をつくるなど 相談体制の充実	サービス利用の 手続きの簡素化	行政からの福祉 に関する情報提 供の充実	在宅での生活や介助が しやすいよう保健・医療・ 福祉のサービスの充実	利用しやすい公 共施設の整備・改 善
	50.3	42.2	38.6	27.0	22.3
知的障がい (サンプル数 192)	何でも相談できる 窓口をつくるなど 相談体制の充実	サービス利用の 手続きの簡素化	障がいに配慮した公営住 宅やグループホームの整 備など生活の場の確保	行政からの福祉 に関する情報提 供の充実	災害のときの避 難誘導体制の整 備
	47.9	45.8	45.3	41.1	27.1
精神障がい (サンプル数 136)	何でも相談できる 窓口をつくるなど 相談体制の充実	サービス利用の 手続きの簡素化	行政からの福祉 に関する情報提 供の充実	職業訓練の充実 や働く場所の確 保	障がいに対する 理解を深めるた めの研修・啓発
	60.3	50.7	35.3	23.5	21.3
発達障がい (サンプル数 136)	サービス利用の 手続きの簡素化	何でも相談できる 窓口をつくるなど 相談体制の充実	行政からの福祉 に関する情報提 供の充実	障がいに配慮した公営住 宅やグループホームの整 備など生活の場の確保	職業訓練の充実 や働く場所の確 保
	52.2	46.3	44.9	42.6	30.1
高次脳機能 障がい (サンプル数 51)	サービス利用の 手続きの簡素化	何でも相談できる 窓口をつくるなど 相談体制の充実	・行政からの福祉に関する情報提供の充実 ・在宅での生活や介助がしやすいよう 保健・医療・福祉のサービスの充実		リハビリ・生活訓練・ 職業訓練などの通 所施設の整備
	45.1	41.2	31.4(同率3位)		29.4
難病患者等 (サンプル数 84)	何でも相談できる 窓口をつくるなど 相談体制の充実	サービス利用の 手続きの簡素化	行政からの福祉 に関する情報提 供の充実	在宅での生活や介助が しやすいよう保健・医療・ 福祉のサービスの充実	利用しやすい公 共施設の整備・改 善
	53.6	42.9	38.1	29.8	27.4

（参考）第二次障がい者福祉計画 アンケート結果より（無回答を除く上位5項目）

単位：%	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
身体障がい (サンプル数 536)	何でも相談できる 窓口をつくるなど 相談体制の充実	サービス利用の 手続きの簡素化	行政からの福祉 に関する情報提 供の充実	在宅での生活や介助が しやすいよう保健・医療・ 福祉のサービスの充実	災害のときの避 難誘導体制の整 備
	52.9	40.7	39.8	27.9	22.4
知的障がい (サンプル数 325)	何でも相談できる 窓口をつくるなど 相談体制の充実	サービス利用の 手続きの簡素化	行政からの福祉 に関する情報提 供の充実	障がいに配慮した公営住 宅やグループホームの整 備など生活の場の確保	保健や福祉の専 門的な人材の育 成と資質の向上
	52.2	40.4	36.7	35.5	29.3
精神障がい (サンプル数 231)	何でも相談できる 窓口をつくるなど 相談体制の充実	差別や偏見をなくす ための福祉教育や 広報活動の充実	サービス利用の 手続きの簡素化	行政からの福祉 に関する情報提 供の充実	在宅での生活や介助が しやすいよう保健・医療・ 福祉のサービスの充実
	53.2	33.8	32.9	26.4	21.2

■ 障がい福祉サービスに対する満足度

障がい福祉サービスについて「満足」、「やや満足」とした割合は概ね4割前後となっています。「やや不満」、「不満」とした割合は全ての障がい種別において1割から2割程度となっています。

障がい種別クロス集計

単位: %	満足	やや満足	やや不満	不満	無回答
身体障がい (サンプル数 377)	14.1	29.2	5.8	4.5	46.4
知的障がい (サンプル数 154)	13.0	27.9	11.7	3.9	43.5
精神障がい (サンプル数 105)	18.1	16.2	14.3	5.7	45.7
発達障がい (サンプル数 111)	12.6	27.9	15.3	2.7	41.5
高次脳機能障がい (サンプル数 40)	5.0	20.0	7.5	10.0	57.5
難病患者等 (サンプル数 63)	22.2	25.4	6.3	3.2	42.9

年齢区分別クロス集計

単位: %	満足	やや満足	やや不満	不満	無回答
0～17 歳 (サンプル数 65)	13.8	41.6	9.2	3.1	32.3
18～64 歳 (サンプル数 310)	16.5	25.5	9.4	5.2	43.4
65 歳以上 (サンプル数 212)	14.6	25.9	5.7	3.8	50.0

■ 就労の希望

現在収入を得る仕事をしていない18～64歳の回答者のうち、4割程度の人が今後収入を得る仕事をしたいとしています。

障がい種別クロス集計

単位: %	仕事をしたい	仕事をしたくない	仕事はできない	無回答
身体障がい (サンプル数 168)	34.5	6.5	42.9	16.1
知的障がい (サンプル数 120)	39.2	5.0	40.8	15.0
精神障がい (サンプル数 82)	37.8	3.7	43.9	14.6
発達障がい (サンプル数 27)	41.6	4.2	38.9	15.3
高次脳機能障がい (サンプル数 72)	26.1	0.0	47.8	26.1
難病患者等 (サンプル数 23)	22.2	3.7	51.9	22.2

■ 障がいがあることによる差別感など

障がいがあることで差別や嫌な思いを「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた割合は、知的障がいのある人では54.2%、発達障がいのある人では53.7%、精神障がいのある人では44.1%、高次脳機能障がいのある人では41.1%、難病患者等では27.4%、身体障がいのある人では24.7%となっています。

第二次障がい者福祉計画策定に係る調査では、「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた割合は、知的障がいのある人が65.4%、精神障がいのある人が61.1%、身体障がいのある人が40.2%であり、状況が少しずつ改善に向かいつつあることがうかがえます。

障がい種別クロス集計

単位：%	よく感じる	ときどき感じる	ほとんど感じたことはない	まったく感じたことはない	無回答
身体障がい (サンプル数 640)	5.0	19.7	38.9	21.9	14.5
知的障がい (サンプル数 192)	11.5	42.7	28.1	9.9	7.8
精神障がい (サンプル数 136)	13.2	30.9	33.8	12.5	9.6
発達障がい (サンプル数 136)	11.8	41.9	31.6	8.1	6.6
高次脳機能障がい (サンプル数 51)	7.8	33.3	21.6	15.7	21.6
難病患者等 (サンプル数 84)	3.6	23.8	40.4	15.5	16.7

(参考) 第二次障がい者福祉計画 アンケート結果より

単位：%	よく感じる	ときどき感じる	ほとんど感じたことはない	まったく感じたことはない	無回答
身体障がい (サンプル数 536)	9.7	30.5	30.7	17.6	11.5
知的障がい (サンプル数 325)	13.9	51.5	20.1	4.6	9.9
精神障がい (サンプル数 231)	26.0	35.1	21.2	11.3	6.4

■ 通園、通学等をしていて感じていること

それぞれサンプル数は限られていますが、知的障がいのある人では 56.3%、発達障がいのある人では 46.5%が「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」を、精神障がいのある人では 54.5%、発達障がいのある人では 44.2%、知的障がいのある人では 40.6%が「保育園・幼稚園や学校の先生に障がいや発達の支援の専門性を高めてもらいたい」を挙げています。

「今の保育園や学校に満足している」は身体障がいのある人で 47.6%、精神障がいのある人で 45.5%、知的障がいのある人で 40.6%、発達障がいのある人で 39.5%となっています。第二次障がい者福祉計画策定に係る調査では身体障がいのある人で 30.0%、精神障がいのある人で 33.3%、知的障がいのある人で 28.7%であり、満足度の向上がみられます。

障がい種別クロス集計(無回答を除く上位5項目)

単位: %	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
身体障がい (サンプル数 21)	今の保育園や学校に満足している	・保育園・幼稚園や学校の先生に障がいや発達の支援の専門性を高めてもらいたい ・休日等に活動できる仲間や施設がほしい		・送迎の体制が不十分 ・通学に時間がかかる	
	47.6	23.8(同率2位)		19.0(同率4位)	
知的障がい (サンプル数 32)	休日等に活動できる仲間や施設がほしい	・今の保育園や学校に満足している ・保育園・幼稚園や学校の先生に障がいや発達の支援の専門性を高めてもらいたい		・障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない ・送迎の体制が不十分	
	56.3	40.6(同率2位)		18.8(同率4位)	
精神障がい (サンプル数 11)	保育園・幼稚園や学校の先生に障がいや発達の支援の専門性を高めてもらいたい	今の保育園や学校に満足している	休日等に活動できる仲間や施設がほしい	・周囲の児童・生徒、またはその保護者の理解がない ・特にない	
	54.5	45.5	36.4	18.2(同率4位)	
発達障がい (サンプル数 43)	休日等に活動できる仲間や施設がほしい	保育園・幼稚園や学校の先生に障がいや発達の支援の専門性を高めてもらいたい	今の保育園や学校に満足している	周囲の児童・生徒、またはその保護者の理解がない	・障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない ・送迎の体制が不十分 ・通学に時間がかかる
	46.5	44.2	39.5	14.0	11.6(同率5位)
難病患者等 (サンプル数 4)	障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない	・送迎の体制が不十分 ・通学に時間がかかる ・進路指導が不十分 ・障がいがある理由で利用できない設備がある ・保育園・幼稚園や学校の先生に障がいや発達の支援の専門性を高めてもらいたい ・休日等に活動できる仲間や施設がほしい ・その他 ・特にない			
	50.0	25.0(同率2位)			

(参考) 第二次障がい者福祉計画 アンケート結果より(無回答を除く上位5項目)

単位: %	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
身体障がい (サンプル数 10)	・今の保育園や学校に満足している ・障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない		・周囲の児童・生徒、またはその保護者の理解がない ・通学に時間がかかる ・進路指導が不十分 ・特にない		
	30.0%(同率1位)		20.0(同率3位)		
知的障がい (サンプル数 81)	休日等に活動できる仲間や施設がほしい	今の保育園や学校に満足している	障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない	送迎の体制が不十分	その他
	43.8	28.7	27.5	17.5	15.0
精神障がい (サンプル数 3)	・今の保育園や学校に満足している ・送迎の体制が不十分 ・休日等に活動できる仲間や施設がほしい		・障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない ・通学に時間がかかる ・学校に学童保育があるが利用できない		
	33.3(同率1位)				

4 ヒアリング調査結果の概要

(1) 調査実施の概要

■当事者団体ヒアリング調査

調査期間	平成 26(2014)年 8 月 13 日～11 月 5 日	
調査方法	メールによる配布回収、部会における面談	
回収団体数	23 団体(30 団体中)	
主な意見	資料編P110 参照	
回答団体名(順不同)		
全国障害者問題研究会広島県支部廿日市サークル	発達支援教室くれよん保護者会	ファミリーレ(ワークハウスアダージョ)家族会)
精神障害者家族会こぶし会	虹の会	佐伯地区ろうあ協会
西部地域の療育を豊かにする会	障害者施設・原家族会	視覚障害者の会椿会
廿日市市障害者団体連絡会	廿日市市手をつなぐ育成会	友和の里保護者会(通所部)
大野精神障害者家族会あいあい	おおの手をつなぐ育成会	障がい児をもつ親の会「メロディ」
ピクトハウス家族会	友和の里保護者会(入所部)	広島県立廿日市特別支援学校 PTA
精神障害者家族会さくら会	くさのみ作業所家族会	さいき障がい児と親の会みかん
西部こども療育センターなぎさ園地域別グループたけのっこ	脳外傷友の会「広島シェイキングハンズ」廿日市市地区会	

■事業所ヒアリング調査

調査期間	平成 26(2014)年 8 月 13 日～11 月 5 日
調査方法	メールによる配布回収、部会における面談
回収事業所数	43 事業所(71 事業所中)
主な意見	資料編P120 参照
回答事業所名(順不同)	
■訪問系	■生活の場系
- 株式会社ネクストブレイン 介護ステーションケアノス - 社会福祉法人佐伯さつき会 さいきせせらぎ園 訪問介護事業所 - 社会福祉法人いもせ聚楽会 大野ふれあい居宅介護事業所 - 社会福祉法人西日本キリスト教社会福祉事業団 第2清鈴園 - 医療法人あかね会 土谷ヘルパーステーション阿品	- 一般社団法人希望会 共同生活援助スプリングコート - 医療法人社団友和会 共同生活援助事業所エスペランサ - 社会福祉法人友和の里 友和の里入所部 - 社会福祉法人おおの福祉会 ケアホームつばさ - 社会福祉法人ひかり会 広島ひかり園 やすらぎ - 社会福祉法人ひかり会 広島ひかり園 まごころ - 社会福祉法人くさのみ福祉会 グループホーム (ムックハウス、L&B、ホープ、ハートインハウス)
■相談支援系	■日中活動の場系
- 医療法人ハートフル 相談支援事業所あおぞら - 社会福祉法人くさのみ福祉会 相談支援事業所くさのみ - 社会福祉法人友和の里 指定特定相談支援事業所友和の里 - 社会福祉法人いもせ聚楽会 相談支援事業所いっぽ - 株式会社オフィスクラタ 障害児相談支援事業所 PIECE 宮園	- 社会福祉法人桜虹会 コーヒーショップ あんず - 社会福祉法人桜虹会 さくら作業所 - 社会福祉法人桜虹会 ハナミズキ - 社会福祉法人桜虹会 にじのえき - 社会福祉法人くさのみ福祉会 くさのみ作業所 - 社会福祉法人くさのみ福祉会 ピクトハウス - 一般社団法人希望会 多機能型事業所 ぱすてる - 特定非営利活動法人あいあいの会 あいあい作業所 - 社会福祉法人友和の里 (通所部、入所部) - 株式会社オフィスクラタ PIECE 宮内キャリアサポート - 社会福祉法人いもせ聚楽会 大野ふれあい生活介護事業所 - 医療法人ハートフル 地域活動支援センター ハートフルあまの - 社会福祉法人ひかり会 広島ひかり園やすらぎ - 社会福祉法人ひかり会 広島ひかり園まごころ - 社会福祉法人おおの福祉会 ワークハウスアダージョ
■児童通所系	
- 社会福祉法人くさのみ福祉会 発達支援教室くれよん串戸 - 社会福祉法人くさのみ福祉会 発達支援教室くれよん阿品 - 社会福祉法人くさのみ福祉会 発達支援教室くれよん地御前 - 株式会社オフィスクラタ 放課後等デイサービス PIECE 宮園 - 株式会社オフィスクラタ PIECE 宮園 SST - 株式会社ゆうき こどもひろば ういず - 有限会社トラベルアイ Raiz 廿日市 - 有限会社クラン・コーポレーション 児童デイサービスこい - 株式会社 IN 企画 障害児通所支援事業所 ジュ・パール - 株式会社グローバル 児童デイサービスセンターマリオ - 株式会社グローバル 児童デイサービス スマイル	

(2) 主な調査結果

① 当事者団体からの声（抜粋）

■団体活動の課題

- 会員の固定化、高齢化や役員への負担。
- 情報伝達の難しさ。
- 新しい会員が少ない。
- 会を紹介してから実際に参加するまでにハードルがある。
- それぞれの状況の違いで一緒に活動することが難しいケースもある。
- 会員の状況変化に対応し、対象者を広げ続けていける会にしたい。
- どんな課題もみんなのこと、自分のこととしてともに取り組めるようにしたい。
- 障がいの重度化により例会に参加しにくくなった。送迎ボランティアを確保しにくい。

■就労支援について

- 障がいがあってもパソコン技能習得者は事務作業ができるので、職場の理解や機器の整備をしてもらいたい。
- 就労先のトラブルに対応できる体制が必要
- 国が障がいのある人のIT技術習得を支援し本人が自分で収入を得られるようにするなど本当の意味での就労支援。
- 障がいへの理解を深めるきっかけづくりが必要。

■地域生活の支援について

- 障がいを理解し、ごく普通に支え合える地域づくり、人材育成。
- グループホームができ、専属のスタッフのもとで生活できるようになれば。
- どこに住んでも同じサービスが使えるように。
- きらりあで支援について一緒に考えてもらえるので助かる。

■障害福祉サービス等の現状について

- 家族へは相談機関がまだまだ周知できていない。
- 社会資源が不足している。
- 利用者目線で事業所について知ることができる冊子や気軽に聞ける人や場があれば助かる。
- 事業所の職員の質を向上してほしい。
- 65歳からの「介護保険優先」で障害福祉サービスが使えなくなる、自己負担額が発生するなどが課題。
- 通所交通費の上限額の増。
- 旧佐伯町や吉和村には事業所が少ない。送迎サービスがあれば利用しやすくなる。
- 廿日市市に児童発達支援センターができるよう尽力してほしい。
- 登校支援を廿日市市独自に行ってほしい。

■地域での暮らしについて

- 音の出る信号機が増えるといい。
- 回覧板の閲覧、一斉清掃等、義務としてしたくてもできないことへの理解やフォローの依頼に不安がある。
- 親に何かあったとき本人の生活がどうなるか不安。
- 介護に時間を取られ、母は自分の心を休めたり、楽しむ時間が持てない。
- 親にも障がいがあったり、子育てに疲れてうつ状態になった人たちへの支援がほしい。
- 夜間・緊急に支援が必要なとき、どうしたらよいか。
- 大きな声を発したり、飛び跳ねるなどの特異な行動を取ったときの周りの視線が気になる。
- 移動支援の人と買い物に行くと、私がした質問に店員が移動支援の人に返事する。これも偏見・差別である。
- 地域の子どもが「がい児」と言って差別する。

② 事業所からの声（抜粋）

■事業運営上の課題等

- 職員の確保・定着が難しい。
- 地域的に送迎が不可欠だがその人員確保に苦勞する。
- ひとりひとりにあったサービスを提供するには、職員配置基準も報酬単価も低く、しっかりとした人員配置ができない。
- 移動時間がネックになって仕事を受託できないことがある。
- 利用者の高齢化により今までと違った配慮が必要になってきた。
- 判断能力が十分でない一人暮らしの障がいのある方への対応に苦慮する。

■障がいのある人と家族が地域生活を送るにあたっての課題

- 地域における障がいの理解。
- 親亡き後を踏まえた生活の場の充実。
- 「障がいを隠さず生活できる」ように。
- 災害時等の障がいのある方への対応。
- サービスが整ってきたせいか、家族の関わりが減少傾向にあるように思う。
- 制度理解に差があり、十分にサービスを利用できていない方もいる。
- 地域における店舗への障がい理解、啓発活動の推進。
- 地域社会との接点をもっと増やす必要がある。
- 家族の高齢化で障がいのある子どもの面倒が見られない。家族に代わって支える仕組みが不十分。
- 入所者に、地域生活のよさが伝わっていない。
- 家族等への専門的支援が足りない。

■サービスの仕組みのあり方について

- きらりあの人的体制を充実すべき。
- わかりやすく時間がかからないことが一番。
- 定員や空き状況が確認しやすい環境。
- 仕組みの周知の徹底。
- 「サービス等利用計画」作成完了までの道のりの長さ等がサービス利用を阻害しているように感じる。
- 受給者証がないと、緊急性のある場合もすぐ利用していただけないことは不自由。

■社会参加促進のあり方について

- ガイドヘルパー制度の利用時間、範囲を拡大してほしい。
- 地域で就業の場を設け、他者とふれあいを持つ。
- 地域がもっと障がい者の受け入れを行うことが必要。
- インクルーシブな考え方に基づいて、幼児期から可能な限り健常者と同じ空間で育つことを応援することが大人になってからの社会参加につながる。
- 色々な立場の方が何かの形で障がいのある人と関わりが持てるようになればよい。

■相談体制のあり方について

- きらりあができたことで整ってきた。
- 相談員が絶対的に不足。
- 相談窓口がよくわからない。
- 相談窓口に行くことをためらう人にどう接すればいいのかが課題。
- 当事者が制度についてわかっているものとして計画を立ててしまっていることがあるのでは。
- 家庭環境や本人の特性で対応の難しい保護者が増加し他機関との連携が必要なケースが増え、現場の負担が大きい。

■就労のあり方について

- 一般就労は難しいが仕事をしたいという人への雇用の場は広がっていないのでは。
- 就職することより定着のための支援が重要。
- 就労継続支援A型を求める声をよく耳にする。
- 企業側の意識改革が必要。
- 雇用問題の人権問題としての理解が必要。
- 企業実習先の確保が課題。
- 当事者が「働くこと」「仕事をする事」について身に付けて社会に出る必要がある。
- 学校卒業後の就労の場やその情報不足に多くの保護者は不安を抱えている。

第 3 章

基本構想



作品名：かわいくて不思議なうさぎ

1 基本理念と基本目標

障害者基本法第1条には、

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるものである。」

という理念と、

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」

という社会像が示されています。

これらを踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

基本理念

全ての市民が、障がいのあるなしにかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

基本目標

**ひとりひとりが
笑顔で暮らせるまち
はつかいち**

この基本目標は、はつかいち福祉ねっとの4つの障がい別会議で意見をまとめ、部会代表者会議で決定しました。第二次障がい者福祉計画の基本目標「障がいがあっても安心して暮らせるまちに」から、一步前進して、障がいのあるなしにかかわらず、ひとりひとりが「あたりまえに」、「笑顔」で暮らせるはつかいちとなるよう願いを込めています。

－ 「障害者権利条約」と本計画 －

第二次障がい者福祉計画から本計画策定までの間における障がい福祉分野の大きな出来事の1つとして、平成26(2014)年1月20日に国が障害者権利条約を批准したことが挙げられます。

国は批准に向け、障害者権利条約の理念・趣旨を踏まえ、障害者基本法をはじめとした国内法令の整備を進めてきました。

本計画は、これら諸法令を踏まえて策定するものであり、そのベースには障害者権利条約の考え方があります。同条約に示される「障がいに基づくあらゆる差別の排除」「合理的配慮」をはじめとした概念が、行政のみならず企業、団体、市民等の行動に結びついていくよう、その基盤を作っていくことが、本計画の役割の1つでもあります。

条約の目的

障害者権利条約第1条

「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。」

主な内容

○障がいに基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定※を含む。)の禁止

○障がいのある人が社会に参加し、包容されることを促進

○条約の実施を監視する枠組みの設置 等

※過度の負担ではないにもかかわらず、障がいのある人の権利の確保のために必要・適当な調整等(例:段差への渡し板の提供等)を行わないこと。

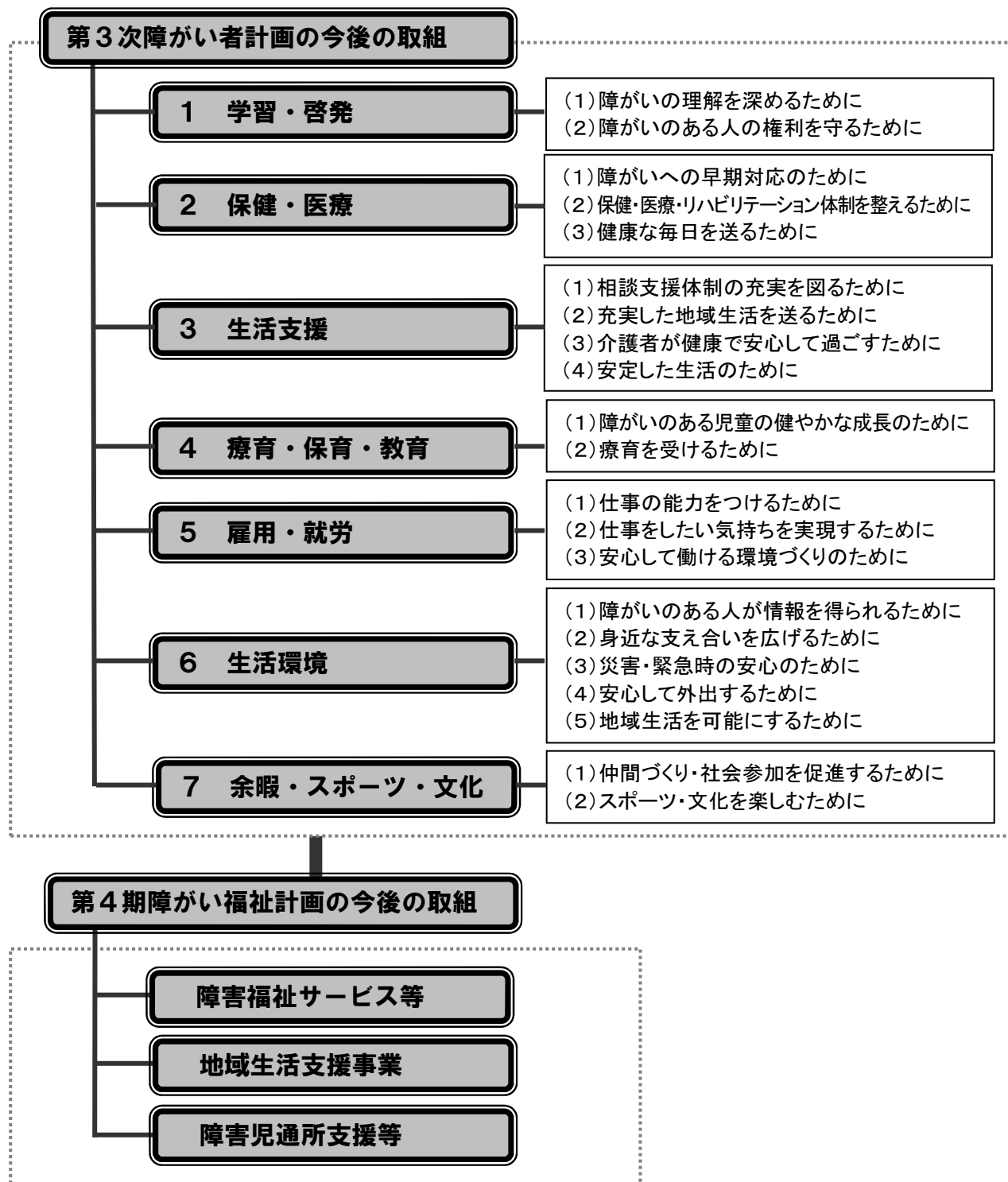
2 基本目標達成への取組方向

○第二次障がい者福祉計画の真に“共生”の地域を実現するという方向のさらなる拡がり浸透を図ります。



はつかいち福祉ねっと全体会参加者（平成27年2月13日）

3 施策の体系



第3次障がい者計画の今後の取組



作品名：海のなかまたち
作 者：友和の里陶芸班一同（友和の里）

1 学習・啓発

(1) 障がいの理解を深めるために

【現状と課題】

- アンケート調査では、第二次障がい者福祉計画策定時に比べ、差別や偏見、疎外感を感じたことのある人の割合は減少しており、地域における意識の高まりがみられます。一方、その割合が一定程度存在することには変わりはなく、地域において、障がいや障がいのある人に対する理解を深めていく必要があります。
- 本市においては、障がいのある人、家族、支援者等による長年の諸活動や地区の人権啓発推進協議会と連携した取組が行われており、今後も人権を基底においた、障がいや障がいのある人とその生活に対する正しい知識や相互理解を深める学習の継続が求められています。
- 学校における福祉教育については、今後も学習指導要領に基づく道徳や各教科等における学習内容を適切に指導することによって、人権を尊重する意識を高めていくことが求められています。
- 保育園・幼稚園・小中学校での福祉教育により、「障がいのあるなしにかかわらず、みんなひとりひとりが、かけがえのない存在なのだ」ということを学び、「自分も相手も大切にする人」へと成長してもらいたいという声があります。
- 平成 28（2016）年には障害者差別解消法が施行され、障がいに基づく差別の撤廃へ向けた、「合理的配慮」の普及と促進を含む、より具体的な取組が期待されます。

障がいのある人等の声

*勤務して12年になるが、どんなにスキルアップしても一般の方より時給が安い。

*精神障がい者に対する差別があると思う。

（アンケート調査意見）

*市役所や警察等で、積極的に障がい福祉について学ぶ機会をもってもらいたい。

*地域の子どもが「がい児」と言って差別する。

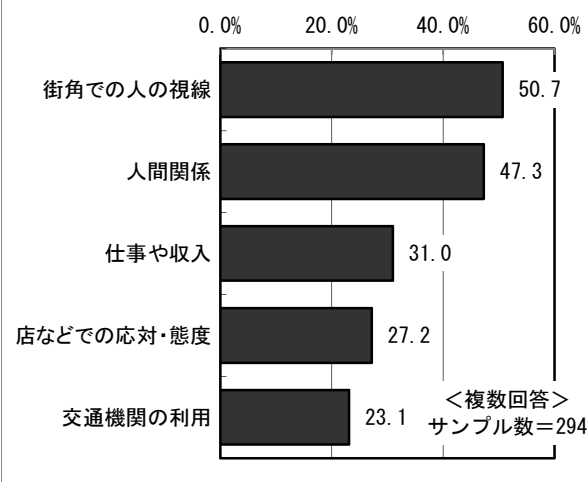
*障がいの理解を深める啓発をしてほしい。

*グループホーム入居者を地域住民としてまだ見てもらいにくい。

*高次脳機能障がい等の方の理解と支援を増やす必要がある。

（ヒアリング調査意見）

差別等を感じる時(上位5項目)



アンケート調査

【今後の方向性】

学校教育や地域づくりの場面の中に、障がいや障がいのある人について学び、交流できる機会を増やします。障がいや障がいのある人に対する理解を深めることで、差別をしない、許さない市民意識の醸成と、人権を尊重するまちづくりのための啓発を行います。また、障害者差別解消法の施行に基づく取組を推進します。

【今後の取組】

①市広報紙等による広報啓発活動の充実

- ア 市広報紙やホームページ等を通じて、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）、「発達障害者啓発週間」（4月2日～8日）、「障害者雇用支援月間」（9月）、「障害者週間」（12月3日～9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）等の周知に努めます。
- イ 障がい（難病も含む。）、障がいのある人についての理解を促進します。
- ウ 精神保健福祉講座の開催を継続します。
- エ 中途障がいの発生を予防し、障がいの可能性のある人が早い時期に治療や機能回復訓練などの支援が受けられるよう市民に対して正しい知識の普及・啓発を行います。

②障がいのある人の人権に関する啓発活動の充実

- ア 市広報紙へのシリーズ掲載や人権啓発パンフレットを配布します。

③障がいや障がいのある人に関する学習・啓発

- ア 学校教育における障がいや障がいのある人に関する学習・啓発を進めます。
- イ 生涯学習の場や防災活動をはじめとする地域づくりの中に、障がいや障がいのある人に対する正しい知識や相互理解を深める取組や福祉について学び、体験できる機会の増加に努めます。
- ウ 人事及び障がい福祉担当課の協働による職員研修を実施し、障がいの内容、特性について周知を図り、障がいのある人に対する配慮の仕方や支援の方法の習得に努めます。

④障がい者差別解消への取組の推進

- ア 障害者差別解消法の施行を踏まえ、障がいのある人への差別解消に関わる啓発に努めるとともに、法制度に基づく取組を推進します。【新規】

⑤ボランティア講座、公開講座の継続開催

- ア 社会福祉協議会との連携により推進します。

⑥地域福祉の推進

- ア 地域福祉計画を推進し、地域福祉の意義や役割について意識啓発に努めます。

⑦特別支援教育※の推進による学校教育の充実

- ア 市立幼稚園、小・中学校の教職員を対象に研修会を開催します。【新規】
- イ 特別支援教育支援員を配置し、支援員対象の研修会を開催します。【新規】

※特別支援教育＝障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒ひとりひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19（2007）年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、全ての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなっている。

（出典：文部科学省ホームページ）

(2) 障がいのある人の権利を守るために

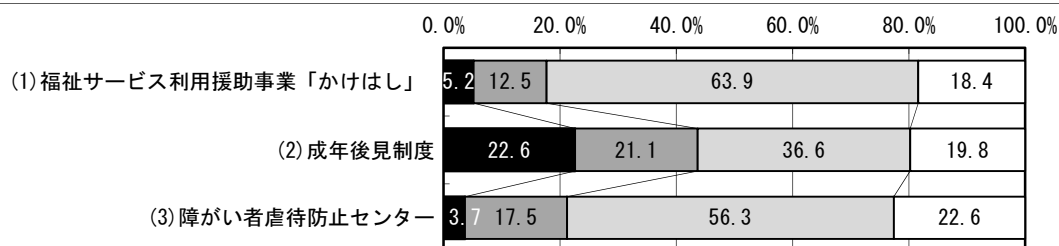
【現状と課題】

- 本市では、日常生活上での判断能力が十分でない人たちを対象にした財産保全、日常的な金銭管理を行う福祉サービス利用援助事業「かけはし」については、社会福祉協議会を中心に取り組み、利用者は徐々に増加しています。
- 判断能力が十分でない知的障がいのある人、精神障がいのある人等を保護するための成年後見制度についても、はつかいち福祉ねっとの権利擁護部会や社会福祉協議会と連携して、その利用促進に努めています。
- アンケート調査では、福祉サービス利用援助事業「かけはし」について名前も内容も知っている回答者は 5.2%、成年後見制度については 22.6%となっています。ヒアリング調査からは、家族による支援を得ることが難しい障がいのある人についての対応が課題として挙げられており、前回アンケート調査よりは認知度は上がっていますが、これらの制度のさらなる普及が望まれます。
- 平成 24（2012）年度の障害者虐待防止法の施行に伴い、市に相談窓口を設け、制度の周知を図っています。

障がいのある人等の声

事業の認知状況

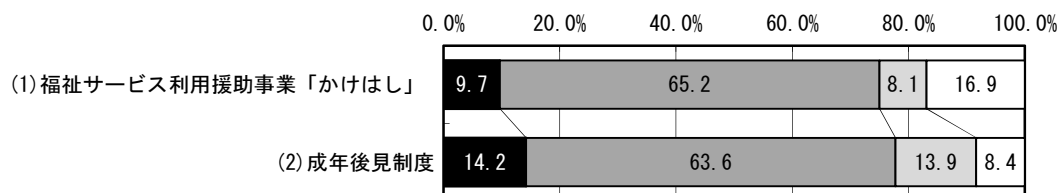
■名前も内容も知っている □名前を聞いたことがあるが、内容は知らない □名前も内容も知らない □無回答



<単数回答>
サンプル数=926

事業の利用状況

■利用したい □今は分からない □利用したくない □無回答



<単数回答>
サンプル数=926

アンケート調査

【今後の方向性】

判断能力が十分でない障がいのある人の主体性を確保するための福祉サービス利用援助事業「かけはし」活用の推進と利用しやすい体制づくりに取り組むとともに、成年後見制度の利用促進に努めます。また、障がい者虐待の未然防止に取り組めます。

【今後の取組】

①障がいのある人の権利擁護のための相談窓口の設置

ア 障がい福祉相談センターきらりあ、社会福祉協議会等による相談機能の強化を図るとともに、パンフレットの作成や市広報紙等で相談窓口の周知を図り、啓発を進めます。

②福祉サービス利用援助事業「かけはし」の推進

ア 社会福祉協議会との連携を強化し、推進します。

③成年後見制度の利用促進

ア はつかいち福祉ねっとや社会福祉協議会と連携して、保護者や事業所向けの研修会等により引き続き成年後見制度の周知に努めることで、利用の促進を図ります。【拡充】

④成年後見制度利用に伴う費用の予算化

ア 手続き等に係る申立経費や後見人への報酬の全部又は一部を助成します。

⑤虐待防止に向けた協力体制の構築

ア 障がい福祉担当課を中心として、虐待を受けている障がいのある人やその養護者への支援に関する相談対応体制の充実を図ります。【新規】

イ はつかいち福祉ねっとと連携して、市民や事業所向けの研修会等を開催し、虐待防止に関する啓発を進めます。【新規】

⑥選挙における配慮

ア 各種選挙において、障がいのある人が円滑に投票できるように、投票所の環境整備に努めます。【新規】

2 保健・医療

(1) 障がいへの早期対応のために

【現状と課題】

- 障がいのある児童に対する様々な早期対応の取組は、子どもの発達、発育を促し、生活能力の向上、さらには社会参加の幅を広げる手段として大変重要です。
- 本市では、市民向け啓発パンフレットを配布するほか、乳幼児期の発達面で気になるケースについては、相談機関の紹介や健診後フォロー教室等の参加を促しています。
- ライフステージの様々な不安に対応できるよう、関係機関の連携を図り、疾病や治療に対する正しい知識の普及や保健福祉サービスの紹介等を行っています。
- 本市においても増加傾向のある発達障がいについては、幼少期に適切なケアが得られず二次障がい等を誘発するケースも指摘されており、引き続き継続的なフォローが求められています。
- 同様に増加傾向にある内部障がいは、疾病を要因とするものが多く、生活習慣病予防の推進とともに、重症化予防などに向け、適切な医療・保健サービスを受けることができる環境整備が求められています。

障がいのある人等の声

- * 知的障がいのある児童だけでなく肢体不自由児も通える療育センターを作ってほしい。
- * 子どもの発達障がいを受け入れていない親が多いと思う。
- * 難病治療への取組に力を入れてほしい。

(アンケート調査意見)

- * 事業所の利用者の中に口腔ケアの課題がある人が多い。小さいうちから習慣を身につける取組が必要。

(ヒアリング調査意見)

【今後の方向性】

保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携しながら、健康診査や健診後フォロー教室の継続実施、訪問指導、障がい福祉相談センターきらりあによる相談体制の充実など、障がいへの早期対応に努めます。

【今後の取組】

①乳幼児健診事業の充実

- ア 保健医療従事者研修会を開催することで、健診に携わる職員の力量を上げていき、疾病や発達のアンバランスさの早期発見に努めます。
- イ 具体的なアドバイスを行いながら適切に治療や療育に結びつけるよう努めます。
- ウ 必要に応じ、健康診査の間診票の内容の見直し等を行います。

②母子保健事業の推進

- ア 妊婦とその配偶者を対象に、親子（母子）健康手帳の交付と併せて妊婦健康診査受診券を交付し、妊娠中から産後まで継続した支援をします。
- イ 乳幼児期には、家庭訪問、育児相談、子育て講座、乳幼児健康診査（4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健診）、健診後フォロー教室、ペアレントトレーニング事業、こども相談事業等の継続・充実により、乳幼児の疾病や発達のアンバランスさへの早期対応に努め、健やかな発達をめざします。

③正しい知識の普及・啓発

- ア 障がいに対する理解を深め、早い段階で、治療や療育を行うため、疾病等に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

④保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携

- ア 医師会、歯科医師会、保健所、学校との連携や広島県療育等支援事業等により、幼年期から老年期までの全てのライフステージに応じた障がいの発生予防・早期対応に努めます。

⑤情報提供と支援体制の充実

- ア 障がい福祉相談センターきらりあや広島県療育等支援事業等による相談体制の充実を図り、障がいのある児童やその家族に適切な情報提供と専門機関の紹介を行うとともに、必要に応じて家族、保育園、幼稚園、学校、医療機関等と連携し、必要な医療や支援を受けられる体制の充実を図ります。

⑥生活習慣病の予防

- ア 「健康はつかいち21」に基づき、ヘルスプロモーション（市民が自らの健康を管理し、改善できるようにする過程）の考え方の普及に努めるとともに、障がいのある人が健康教育や健康診査を受診しやすいよう配慮し、生活習慣病を予防することで障がいの発生の抑制に努めます。

⑦難病患者等の負担軽減

- ア 難病患者等については、保健所と連携し、当事者や家族の会への情報提供や心理的な負担軽減に努めるとともに、特定疾患治療研究事業・小児慢性特定疾患治療研究事業の普及による医療費の負担軽減を図ります。
- イ 障害福祉サービス及び地域生活支援事業において難病患者等を対象としたサービスの充実を図り、居宅生活を支援します。

（２）保健・医療・リハビリテーション体制を整えるために

【現状と課題】

- 障がいや疾病の早期対応とともに、二次障がいの発生予防などが必要であり、そのための対策として地域リハビリテーションの推進が求められています。保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を図り、障がいのある人ひとりひとりのニーズに応じた保健・医療・リハビリテーション体制の充実が求められます。
- 障がいのある人の中には、頻繁に医療機関にかかる必要がある人も多く、アンケート調査からは「医療費、薬代、交通費の負担が大きい」という声が、またヒアリング調査からは、医療と福祉の連携などの要望が多く挙がっていました。
- 65歳以降も重度心身障害者医療制度を継続して利用するには、後期高齢者医療保険に加入しなければならず、保険料が増える等の不安や、重度心身障害者医療制度を利用できる障がい者手帳の範囲を拡大してもらいたいとの声がありました。
- 近年、社会の複雑化や生活環境の急激な変化の中で、心に悩みを持つ人が多くなり、本市における精神障がいのある人も増加しています。自殺予防の観点も含めた心の健康づくり対策の重要性は年々増しています。
- 本市とはつかいち福祉ねっとで連携し、医療機関の協力を得て、平成26（2014）年に実施した精神科入院患者を対象としたアンケート調査では、約60％の人が退院を希望していることがわかりました。精神医療については、入院を中心とした治療から、通院を中心とした治療への移行が一層進むよう、引き続き地域における支援体制を強化することが求められます。
- はつかいち福祉ねっとの障がい別会議では、自立支援医療の対象者でありながら適切な医療や必要な福祉サービスの利用に結びついていない障がいのある人の存在が指摘されています。

障がいのある人等の声

- *体が弱いため、医療費が人より多くかかる。
- *入院する時の受け入れ機関がなかなか決まらない。救急車でのこと。
- *介護保険を使っていたら医療保険でリハビリが受けられないことに納得がいかない。
- *若い世代の死亡理由の1位は自殺であり、対策が重要。

（アンケート調査意見）

- *医療、福祉につながっていない人をどうやって支援につなげていけば良いか。
- *自立支援医療制度を知らない人がいる。

（ヒアリング調査意見）

【今後の方向性】

保健・医療・リハビリテーション関係機関が密に連携しながら、必要な対応を受けられる体制の整備を促進します。また、障がいのある人が退院して、在宅生活を送ることのできる環境づくりを支援します。

【今後の取組】

①障がいのある人の地域生活移行の推進

ア 障害福祉サービスの地域移行支援・地域定着支援等により、相談支援専門員が医療機関及び関係機関と連携を持ちながら、効果的な社会資源の活用を本人・家族とともに考え、障がいのある人の地域生活を支援します。

②医療・リハビリテーション体制の整備

ア 医療機関や専門機関などについての情報提供に努めます。

イ リハビリテーションに対する啓発活動を進め、理解・認識を深めるとともに、その利用を促進します。

③高額医療費の自己負担の軽減

ア 自立支援医療制度（更生医療、育成医療、精神通院医療）、国民健康保険高額療養費制度等を継続し、利用者の負担軽減に努めます。

④心の健康づくりの推進

ア 健康はつかいち21推進協議会「心の健康づくり委員会」を中心に、精神保健福祉に関する方向性・取組の検討を進めます。【新規】

イ 学校、職場、地域における心の健康や自殺予防に関する相談、健康教育の充実に努めます。【拡充】

⑤精神障がいのある人の社会参加の促進

ア 今後も、地域の状況に応じたソーシャルクラブの実施により、精神障がいのある人の社会参加を促進します。その他、仲間づくり、サークル活動等を支援します。

⑥重度心身障害者医療制度の継続

ア 対象者の一部負担金を導入しながら、将来に向けて制度の安定的な運営を図り、医療費が大きな負担にならないよう制度の継続に努めます。

イ 重度心身障害者医療制度の継続に努めるとともに、精神障がいのある人にも適用されるよう、関係機関に働きかけます。

(3) 健康な毎日を送るために

【現状と課題】

- 適切な医療に結びついていない障がいのある人の地域での支援体制を整備していくことが課題です。
- 障がいのある人は、健康診査や医療機関の受診に困難を伴うことも少なくなく、より多くの人がスムーズに健康診査や医療にかかれる環境づくりが求められています。

障がいのある人等の声

- *障がい者への訪問医療の拡充（自閉症、動ける重度障がい者等）。
- *通院の際、待ち時間が長く辛抱できない実情がある。ちょっとした小部屋でも利用できるようにするといい。
- *（医療の）障がい者センターを作ってほしい。一般の医療機関で周囲の目を気にしながら順番を待つのは親子とも辛い。
- *民間医院をFAXで予約できるようにしてほしい。
- *リハビリ、定期通院など、本人の健康を維持しようと思い動いています。母が運転して行けない時は介護タクシー等を使います。補助券があっても、1回につき千円以上かかります。

（アンケート調査意見）

【今後の方向性】

かかりつけ医をもつことや健康診査の受診支援を進めるとともに、医師会、歯科医師会等と協力しながら、医療を受けやすい体制の整備を促進します。

【今後の取組】

①かかりつけ医等をもつことの促進

ア 日常の健康管理や診療を行う、かかりつけ医・歯科医をもつことを促進します。

②重度障がいのある人の健康診査受診支援

ア 外出が困難な重度障がいのある人が、定期的に健康診査を受けられるように、啓発を行うとともに、受診のしやすい環境づくりなど、必要な支援に努めます。

③訪問看護の情報提供・紹介

ア 重度障がい等で医療機関へ行くことが困難で、継続して医療が必要な人については、訪問看護の情報提供・紹介に努めます。

④医療機関との連携

ア 障がいのある人が医療機関で受診しやすいよう病院のバリアフリー化等について、医師会や歯科医師会に働きかけます。

3 生活支援

(1) 相談支援体制の充実を図るために

【現状と課題】

- 本市では、平成 21（2009）年に障がいのある人の総合相談窓口として障がい福祉相談センターきらりあを総合健康福祉センターあいプラザ内に開設し、委託相談支援事業所の相談支援専門員が常駐することで、あらゆる障がいの相談に応じています。
- このことから、市民や関係者からは「相談しやすくなった」という声が上がっています。一方で、アンケート調査においては市に求める施策として「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も多く挙げられており、より市民が利用しやすい窓口づくりを進めていくことが求められています。
- 障がい福祉相談センターきらりあへの相談件数は年々増加しており、職員増員や相談スペースの確保、手話対応可能な職員配置など、さらに相談しやすい体制づくりが求められています。
- ヒアリング調査からは、発達障がいや高次脳機能障がいについて、関係者もより一層知識を深めることの必要性が指摘されています。
- 国においては、24 時間の相談受付、緊急時等の受入れ、地域生活の支援等を行う地域生活支援拠点の整備を障害保健福祉圏域ごとに 1 か所以上整備する基本指針を示しています。

障がいのある人等の声

- *（介護者の）心が折れる、という時に相談窓口があって、寄り添ってもらえると嬉しい。
- *障がい者本人が将来どのようにすれば良いのか決められず、社会保障も厳しくなる状況で、遠方の施設に入所させるのか、家に連れ帰ってやっていけるのか、相談する所もなく、介助者もわからない。
- *介助者がいない場合、本人が他人に頼めない。
- *夜間の緊急支援センターがほしい。
- *ピアサポート、ペアレントメンターなどの当事者同士の助け合いや、サービス提供者と利用者の信頼関係を築くための当事者支援を充実したい。きちんとした位置づけ、役割を決めてほしい。

（アンケート調査意見）

- *きらりあを知らない人がいる。もっと周知が必要。
- *小学校入学時に相談機関の情報資料を配布したらどうか。

（ヒアリング調査意見）

【今後の方向性】

行政や地域の関係機関等が密に連携し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。
また、質の高いサービスを提供するため、障がい者ケアマネジメント体制の整備や人材の育成に努めます。

【今後の取組】

①相談支援体制の拡充

- ア 基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援拠点として相談支援事業所等との連携を深め、より一層の相談支援体制の強化を図ります。【新規】
- イ 障がいのある児童の就学、学卒後、65歳到達時等の節目に置いて切れ目のない支援を行えるよう、関係機関のより一層の連携を図ります。【新規】

②手話相談員(嘱託)の配置

- ア 市役所の障がい福祉担当課窓口到手話相談員を継続して配置します。
- イ 聴覚障がいのある人等に対する手話等による意思伝達の仲介業務を行うとともに、IT技術を活用した相談支援手法についての調査・研究に努めます。【拡充】

③協議会の運営・活用

- ア はつかいち福祉ねっとにおいて、ネットワーク構築その他の地域課題の解決に向けた主体的な取組を継続します。

④新たな課題や困難事例に対する専門的な相談支援体制の充実

- ア 精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい等の新たな課題や困難事例に対する専門的な相談支援体制を整備します。

⑤障がい者ケアマネジメント体制と人材育成の充実

- ア 障がい者ケアマネジメント研修を関係者等が受講することにより質の向上に努めます。
- イ 障がいのある人、家族、ボランティア、関係者にもケアマネジメントの理解に向けた取組に努めます。

⑥一次相談から専門相談まで重層的な相談支援のネットワークの強化

- ア はつかいち福祉ねっとの活用等により、身近な場所での一次相談から委託相談支援事業所等を活用した専門相談までの重層的な相談支援体制の一層の強化を図ります。

⑦地域生活支援拠点の整備

- ア 24時間の相談受付、緊急時の受入れ、人的支援などの様々なコーディネート等を行う地域生活支援拠点の設置に取り組みます。【新規】[参照 P 85]

（２）充実した地域生活を送るために

【現状と課題】

- 障がいのある人が地域生活を送る上で、また介護者を支援していく上で、在宅福祉サービスは必要不可欠なものです。本市では、平成 18 (2006) 年施行の障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等や地域生活支援事業のほか、市独自の福祉サービスの提供を進めてきました。
- 平成 22 (2010) 年の障害者自立支援法の改正、平成 25 (2013) 年の障害者総合支援法の施行に伴い、発達障がいのある人や難病患者等が障害福祉サービス等の対象となり、これらの障がい等への対応がより求められています。
- 本市の福祉の充実、在宅ケアシステムの構築を図るため、関係機関とのネットワークを推進し、ケア会議やはつかいち福祉ねっとの課題別会議で取組等を実施しています。
- アンケート調査からは、全ての障がいのある人の福祉サービスについて現在の利用を上回る利用希望がみられます。また、ヒアリング調査からは障がいのある人の日中活動の場や、障がいのある児童の放課後、土日、長期休暇中の活動の場についての要望が、引き続き多くみられます。
- 生活介護、就労移行支援や就労継続支援といった日中活動や福祉就労の場が十分でなく、特別支援学校卒業後等新たにサービスを利用しようとする際に選択肢が限られてくるとの声があります。
- ホームヘルパーやガイドヘルパーが不足しており、緊急時や夜間・休日等の支援体制に不安の声があります。
- 在宅で医療的ケアの必要な障がいのある人が受けられるサービスが少なく家族の負担が大きいとの声もあります。
- 特に山間部や島しょ部では、居宅等のサービスが利用しづらい、日中活動の場が少ないため、沿岸部への通所にかかる家族の送迎の負担や、公共交通機関を利用した場合の費用負担が大きいなどの課題が上がっています。
- 65 歳到達時には介護保険制度の利用が優先されるようになり、1 割負担による経済的な課題やこれまで利用してきたサービスを引き続き受けることが困難なケースが発生しています。切れ目のない適切な支援を求める声があります。
- 障害福祉サービス等の利用については、平成 27 (2015) 年度から利用者全員に対しサービス等利用計画を作成することとなりますが、ヒアリング調査からは特定相談支援事業所等の数が少なく、相談支援専門員の負担が大きいことも指摘されています。

障がいのある人等の声

- * 重度心身障がい児でもなく、知的障がい児でもない、医療ケアの必要な子どもの福祉サービスはあてはまらないものが多く、利用することが非常に困難（ほとんどない）。
- * 福祉サービスを利用しようと思っても、地域には（事業所が）少なく、利用が難しい。
- * 2年後には介護保険に移行することになり2人で月、3万円の負担となることが不安である。
- * 移動支援の利用できる時間数が少なすぎる。広島市 80 時間の移動支援に対し、廿日市市 40 時間。
- * いざ、必要な時に必要な支援やサービスが受けられない。

（アンケート調査意見）

- * どのライフステージでも不安なく過ごせる仕組みが必要
- * 成人してからの過ごし場所、就労先、入所施設の充実が必要。
- * 福祉サービス従事者の確保・定着が難しい。
- * 本人に合ったサービスを受けるためにサービス等利用計画は重要であるが、報酬単価が低く事業所の経営は厳しい。

（ヒアリング調査意見）

【今後の方向性】

障がいのある人の日常生活や社会生活の支援を目的とし、障がいの種別にかかわらず利用できる障がいのある人の福祉サービスの充実に努めると同時に、介護者の負担軽減もより一層図っていきます。

また、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病患者等を含む全ての障がいのある人が切れ目なく適切な支援を受けられる体制の充実に努めます。

【今後の取組】

①柔軟なサービスの支給決定

ア 一人暮らし等の障がいのある人など個別の状況に応じた支給決定に努めます。

②外出支援の充実

ア 視覚障がいのある人を対象とした同行援護事業の充実に努めます。【新規】

イ 移動支援事業について、ガイドヘルパーの養成を図り、事業の充実に努めます。また、手帳を所持していない発達障がいのある人などで、サービス利用が必要と市が判断した人に対しても、支給決定を行います。

③日中活動の場の充実

ア 障害福祉サービスにおける生活介護等の日中活動系サービス及び日中一時支援、地域活動支援センター、短期入所事業等の必要な量の確保に努めます。

イ 特別支援学校卒業後の進路相談は、学校、事業所、広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ、ハローワーク、障がい福祉相談センターきらりあ等の関係機関と連携を図りながら行います。

④障がいのある児童の活動の場の確保

- ア 障がいのある児童の安全な活動の場の確保と健全育成に努め、放課後等デイサービス、障がい児放課後クラブ事業、障がい児のつどい事業（土曜クラブ、夏休みクラブ、夏休み介護事業）を継続します。
- イ あいプラザ「ふれあいルーム」の開放を継続し、交流の場の確保に努めます。
- ウ 廿日市特別支援学校で平日や長期休暇での障がいのある児童の安全な活動の場を継続して提供します。

⑤留守家庭児童会の拡充

- ア 留守家庭児童会において、障がいのあるなしにかかわらず、小学校1年生から6年生までの学齢児の放課後の学童保育を行います。【拡充】

⑥障がい者手帳制度や申請手続きの周知

- ア 医療機関と連携し、障がい者手帳制度や関連制度の申請手続きの周知に努めます。

⑦在宅福祉サービスの充実

- ア 居宅介護や短期入所等により、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- イ 地域生活を支援するため、日常生活用具給付等事業の充実を図ります。

⑧障がい者配食サービス事業の継続

- ア 食事の調理が困難な障がいのある人のいる世帯に対する配食サービスを継続します。

⑨入浴サービス事業の継続

- ア 在宅で入浴が困難な障がいのある人に対する入浴サービス事業を継続します。

⑩高齢の障がいのある人への生活支援

- ア 障害福祉サービスから介護保険制度へのスムーズな移行と、介護保険にはないサービスについて、障害福祉サービス等の柔軟な支給決定に努めます。【新規】

⑪計画相談支援の体制の整備

- ア サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所の新規立ち上げを促進し、利用者にとっての質の確保・向上と相談支援専門員の負担軽減を図ります。【新規】

（３）介護者が健康で安心して過ごすために

【現状と課題】

- 介護者の健康状態や、家族の都合等により、障がいのある人の介護が困難な場合、介護者の負担を軽減する短期入所事業や日中一時支援事業を行っています。
- 精神障がいのある人への緊急対応は、広域での対応が必要になります。そのため、広島県西部の精神科救急医療システムを活用し、精神科救急情報センター（24 時間体制での電話相談、情報提供）、精神科救急医療施設、精神科救急医療情報ネットワーク（インターネットでの情報提供）により、夜間や休日等の対応を図っています。
- 市全体の高齢化に伴い、障がいのある人やその介護者の高齢化も進行しています。アンケート調査では、中心的な介護者の年齢は 60 歳代以上が 55.3%となっています。ヒアリング調査では、このような状況を背景に、家族等の支援体制の必要性が指摘されています。

障がいのある人等の声

- * 短期入所の利用者は多いのに施設が少なく 1 か月前に予約電話をしても使えない。
- * 日中一時の利用可能時間が少ないため、他のきょうだいの行事等への参加が思うようにできない。
- * いつまで続くかわからない介護、年々自分も弱っていくことに不安を感じる。
- * 障がい特性が成長とともに変化し、対応に難しさが出てきて、疲れてしまう。
（アンケート調査意見）
- * 家族等養護者の支援体制の確立が必要。
（ヒアリング調査意見）

【今後の方向性】

介護者が健康で安心して過ごし、負担を軽減できるよう、事業所や医療機関等の関係機関と連携しながら、一時的な預かりや救急時等の対応に努めます。また、介護者の支援体制の構築に努めます。

【今後の取組】

①介護者の介護疲れの解消

- ア 事業所に対し、新規の短期入所事業の参入を働きかけます。【拡充】
- イ 事業所に日中一時支援事業実施の働きかけを行い、介護者の介護疲れの解消に努めます。

②救急対応の充実

- ア かかりつけ医との連携により救急への対応を迅速に行えるよう、関係機関とともに体制整備に努めます。

③介護者の健康づくり

- ア 健康はつかいち 21 に基づき、介護者が自らの健康を管理し、改善できるような考え方（ヘルスプロモーション）や健康づくり実践方法の普及、健康診査の受診勧奨に努めます。

（４）安定した生活のために

【現状と課題】

- 就労が困難な障がいのある人の経済的安定については、就労環境等の整備のみでは限界があり、障害基礎年金や特別障害者手当等の公的な所得保障に頼らざるを得ない状況です。アンケート調査では、18～64歳の回答者において主な収入源を「障害年金」とする人が58.8%にのぼり、「保護者・家族等からの援助」とする人が23.1%となっています。
- アンケート調査では通院・通所等のための交通費の負担を重く感じているとの意見が多くみられました。本市では福祉タクシー利用助成券の交付や障害者施設通所交通費助成事業を行っていますが、地域によって利用しにくさや負担感があり、改善を求める声があります。
- 特に、精神障がいのある人の日常的な通院にあたっては、交通費、医療費の自己負担分が経済的な負担となっている状況にあります。
- アンケート調査では、病院・施設等から地域生活への移行にあたっては「経済的負担の軽減」が必要とする声が最も多くなっています。

障がいのある人等の声

- * 自立支援医療制度を利用しているが、自己負担額が多い。経済的な負担が大きく、生活に影響がある。
- * 発達相談の医療費や、放課後等デイサービスの利用料の負担が大きい。負担を考え、あまり医師に相談せず、子どもの育て方、声かけに不安を持ち、精神的に疲れる。
- * 精神薬については上限があるが、その他の病気の薬代が高く、障がい年金とわずかなパート収入では本人一人では生活できない。精神薬以外の薬代も減額してほしい。
- * 福祉タクシー利用助成券を一度に複数枚使用できるようにしてほしい。
- * 電車やバスで通院することも多いので、福祉タクシー利用助成券の代わりに、電車やバスの回数券も選べるようになると助かる。
- * 子どもは一生懸命働くことができない。それにもかかわらず、父母は看病、介護のため、働くことも困難。障がいのある人への家族の就労支援が必要。

（アンケート調査意見）

【今後の方向性】

障がいのある人が必要なサービスや医療、年金、手当等を受けながら、安定した生活を送るために必要な支援を行います。

【今後の取組】

①特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当給付事業の周知・促進

ア 手帳の交付・再交付時等や市広報紙等で手当等の周知を図り、手当制度の利用を促進します。

②税に係る減免等の周知・啓発

ア 軽自動車税に係る減免の周知や、住民税に係る所得控除、非課税措置等の周知・啓発を進めます。

③障害基礎年金制度の周知・啓発

ア パンフレットの作成等、障害基礎年金制度に係る周知・啓発を進めます。

④交通費の負担軽減

ア 福祉タクシー利用助成券の交付や、障害者施設通所交通費助成事業を継続するとともに制度のあり方を検討します。

イ 公共交通機関へ精神障害者保健福祉手帳による交通費割引の実施を国等へ働きかけます。

⑤疾病の早期受診の促進

ア 障害基礎年金等の受給にあたり、障害基礎年金申請の根拠となる疾病の早期受診を促進します。

⑥心身障害者扶養共済制度の周知等

ア 広島県が実施する心身障害者扶養共済制度の情報提供を図ります。

イ 受給権発生者に対しては、受給可能な時点での速やかな受給手続きを図ります。

⑦成年後見制度の利用促進(再掲P43 参照)

4 療育・保育・教育

(1) 障がいのある児童の健やかな成長のために

【現状と課題】

- 近年、本市の総人口は減少傾向にありますが、発達の遅れや障がいにより何らかの支援を必要とする児童生徒の数は増加傾向にあります。
- 障がいのある児童の小学校就学にあたっては、就学指導委員会を実施し、適正な就学先を判断しています。
- 市内には市立の小学校は17校、中学校は10校、県立の特別支援学校は1校（小・中・高等部）が設置されています。各小学校・中学校には、障がいのある児童生徒の在籍状況に応じて特別支援学級を設け、施設整備を行うなど、障がいのある児童生徒の適切な指導体制づくりを行っています。
- 市教育委員会に特別支援教育士を配置し、市内公立幼・小・中学校に対する巡回相談によって幼児児童生徒の実態を把握するほか、保護者を対象とした教育相談等を実施しています。
- はつかいち福祉ねっとの児童部会からは、障がいのある児童生徒がより適切な支援を受けられるよう、対象者1人からの特別支援学級設置、通級指導教室の全校増設、習熟度別指導等の実施、現状では入学対象にならない療育手帳未所持の児童生徒が特別支援学校へ入学できるような入学条件の緩和や、療育手帳の交付対象者の拡大を望む保護者の声や、国が平成26（2014）年に批准した障害者権利条約第24条に示される「※インクルーシブ教育システム」の概念の導入の必要性が指摘されています。
- アンケート調査では、「保育園・幼稚園や学校の先生に障がいや発達支援の専門性を高めてもらいたい」、「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」という意見が多くみられました。また、アンケート調査やヒアリング調査、障がい別会議意見として、特に登下校時の支援を求める声が上がっています。

※インクルーシブ教育システム＝人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。障がいのある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

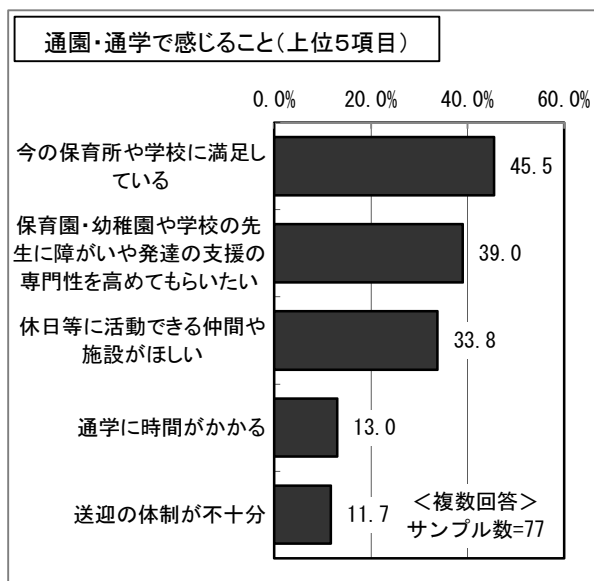
（出典：文部科学省ホームページ）

注 本計画においては、原則として18歳未満の障がいのある人を「障がいのある児童」と表記していますが、学校教育等に関することについては、一部「障がいのある児童生徒」と表記しています。

障がいのある人等の声

- *医療行為があるだけで通学が難しい。もっと通えるようにしてもらいたい。
- *就学時のサポート、小学校、中学校での発達障がい児への対応が拡充することを望む。
- *障がいのある児童＝特別支援学校ではなく、色々な学校に通学、選択できる環境を作してほしい。
- *通学のための移動支援がない。子どもを送迎した後になるので、短時間での勤務しかできなくなり、いずれ生活できなくなってしまう。
- *保育園では保育所等訪問支援があり園での様子を先生以外の方による客観的な見方で知ることができた。小学校でもぜひ取り入れてほしい。
- *加配がつくほど重度ではないグレーゾーンの子は教育現場では適切な支援がほとんどなく、健常な子ども達と一緒に、ついていけない自分がわかるだけに辛い学校生活を送る。

(アンケート調査意見)



アンケート調査

【今後の方向性】

障がいのある児童生徒が自分にあった適切な指導を受け、自分らしく成長していくことができ、本人・保護者の願いが十分に尊重されるよう、療育・保育・教育・相談体制等の充実に努めます。

【今後の取組】

ライフステージを通じた支援

①進路選択等節目での連携体制の強化

ア 障がいのある児童生徒、保護者、学校、行政、地域等の連携を深め、障がいのある児童生徒の成長過程の節目において、本人と保護者が進路選択にあたり必要となる情報の提供や客観的な助言を行います。

イ 相談を受ける職員の系統的な研修の受講を推進します。

②インクルーシブ教育システムの構築

ア 障がいのある児童生徒の障がいの状態、教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みの構築を進めます。【新規】

イ 障がいのある児童生徒が十分な教育を受けることができるための合理的な配慮及びその基礎となる環境整備を推進します。【新規】

ウ 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等、柔軟で連続性のある多様な学びの場を用意します。【新規】

エ 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上に努めます。【新規】

就 学 前

③障がい児保育充実のための人材育成

ア 保育士の研修参加等により、障がい児保育の実施に必要な専門的知識の習得等に努めます。

④次年度就学児に係る教育相談の充実

ア 次年度就学する幼児及び進級、進学する児童に対して、より適切な就学が図られるよう細やかな相談を行います。

⑤就学指導委員会の継続実施

ア 障がいのある児童生徒がより適切に就学できるよう、医療や療育関係の専門家との連携などにより就学指導委員会の実施体制の充実に努めます。

小・中学校

⑥特別支援教育の推進

ア 教育委員会に特別支援教育士を配置し、特別支援教育巡回相談事業を進めます。

イ 特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、コーディネート機能を高めます。

ウ 特別支援学校のセンター的機能を活用し、小・中学校等に在籍する学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等を含む障がいのある児童生徒への支援の充実を図ります。

エ 各学校において障がいのある児童生徒に対して教育支援計画及び指導計画を作成し、学校、地域、専門機関との連携を図ります。

⑦登下校の移動の支援

ア ファミリーサポートセンター事業による支援を継続し、その他の制度や機関を活用した支援についても検討します。【拡充】

⑧進路相談の充実

ア 卒業後の進路の決定時に、情報が十分提供できるよう、障がいのある児童生徒、家族、学校、教育委員会、福祉事業所、障がい福祉相談センターきらりあ等との連携と情報交換に努め、相談者の希望を十分に受け止め、適切な窓口で相談できるよう努めます。

（２）療育を受けるために

【現状と課題】

- 本市の全ての保育園において、保育に欠ける障がいのある児童の受入れが可能となっています。また、保育園の開放等により、障がいのある児童と同世代の園児とが交流できる機会の提供に努めています。さらに、障がい児保育に携わる保育士の研修参加や、園全体での講習会開催を継続的に実施するなど、保育の充実に努めています。
- 市内には児童発達支援や放課後等デイサービス事業所が徐々に増えつつあり、今後のより豊かな療育に向けた仕組みや、どの地域に住んでいても適切な療育支援を受けられる体制の構築が求められています。
- ヒアリング調査では、特に発達障がいについて、親が障がいに関して十分理解するような啓発の必要性を指摘する意見や、児童発達支援センター（福祉型・医療型）の設置を課題とする声もありました。

障がいのある人等の声

- * 保育園は基本的に働かないと入園できないが、障がいのある子どもの親は通院やリハビリ等行くべき所も多い。そういう者には入園条件を緩和して頂けないでしょうか？
- * 障がいのある子どもの養育に親が前向きに取り組めるよう、子育て、教育の支援について、もっと活発に発信して頂くよう望む。親が積極的になることが第一だと思うが、キッカケを作ってもらえればと思う。
- * 昔に比べ、早期発見され、疑いの段階でわかるようになったのはいいと思うが、そういう子どもたちの年齢に応じた一貫した療育、教育の場が少ない。
- * 療育の決定権を親にしたままではいけないと思う。保育士（園）側からも、もっと親に必要性を伝えられるようにならないと、必要な子どもはそのまま、悪循環になっている。学校やその他で親に勧める事ができる立場の人間を設置すべき。
(アンケート調査意見)
- * 仕事をされている親が多い中、夏休みなど放課後等デイサービスが午後からが多いので、午前中の過ごし方に工夫が必要。
(ヒアリング調査意見)

【今後の方向性】

障がいのある児童にとって必要な地域の療育体制を整備するとともに、保護者の負担の軽減等を図り、療育や障がい児保育の充実に図ります。

【今後の取組】

①障がい児の通所支援の充実

ア 児童発達支援、放課後等デイサービスの利用促進により、障がいのある児童の療育推進を図ります。

イ 放課後等デイサービス事業所の新規参入や事業拡大を促進するとともに、「放課後等デイサービスガイドライン」の周知などによる療育機能の向上を図ります。【拡充】

ウ 児童発達支援センターの設置について支援します。【新規】

②地域療育推進体制の充実

ア 障がいの原因となる疾病や発達のアンバランスさの早期発見から早期対応にいたるシステムの整備と医療機関や関係機関との協力により、必要な療育の確保に努めるとともに県の巡回判定会の実施に協力します。

③障がい児保育事業の充実

ア 事業の継続・充実に努め、統合保育により集団の中で障がいのある児童の健やかな成長を図ります。

④障がいのある児童と保育園での交流

ア 同年代の園児との交流により集団生活に慣れる必要のある障がいのある児童や、同世代の園児との交流を求める重度障がいのある児童が、保育園児と交流できるよう、保育園を開放するなど引き続き交流の場の提供を行います。

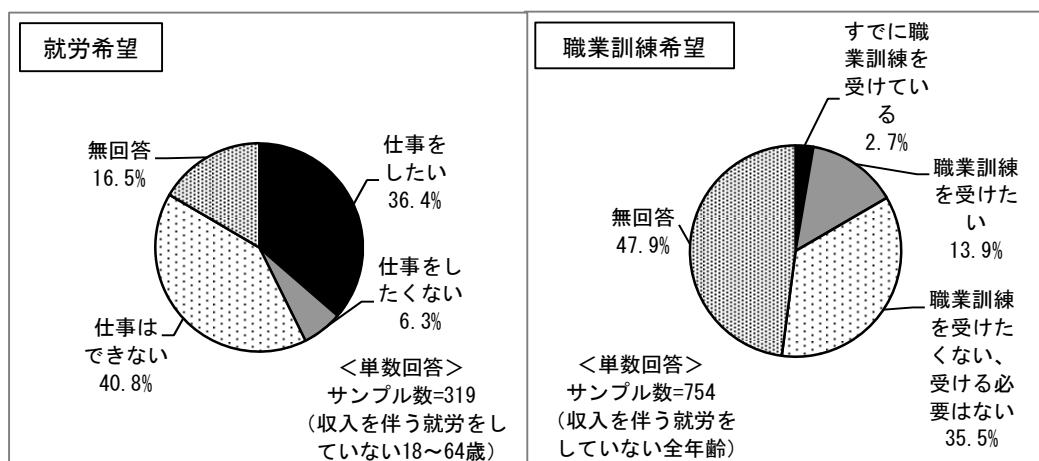
5 雇用・就労

(1) 仕事の能力をつけるために

【現状と課題】

- アンケート調査では、18～64歳の回答者のうち、「収入を得て仕事をしている」とした人は30.5%で、「収入を得る仕事をしていない」とした人の36.4%が今後「収入を得る仕事をしたい」と回答しています。就労を希望しながら実際には仕事に就けていない人が相当数いることがうかがえます。
- また、収入を得る仕事をするために「職業訓練を受けたい」とした人は回答者全体のうちの13.9%となっています。
- 本市には、広島西障がい者就業・生活支援センターもみじが設置され、就労相談や生活支援、職場開拓や定着の支援が行われています。障がい福祉相談センターきらりあ等で受ける就労に関する相談については、広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ、ハローワーク、市が連携し、その支援に努めています。
- 今後もハローワークや商工会議所、就労移行支援事業所・就労継続支援事業所等の関係機関と連携を深め、障がいのある人の自立支援に向けた取組を強化する必要があります。

障がいのある人等の声



アンケート調査

- *障がいのある人が、仕事のために資格や免許を取る時に、もっと援助してほしい。
- *就労について、色々な仕事の経験ができる施設があればもっと自分に合った仕事が見つけられるのではないかと思います。

(アンケート調査意見)

【今後の方向性】

障がいのある人が仕事の能力を高めるために、障がいや職種に応じた適切な訓練を受ける場や職業能力を身につける場へ結びつける支援や、外出やコミュニケーション等の能力を高める支援を進めます。

【今後の取組】

①就労支援体制の整備

ア 障がい福祉相談センターきらりあ、広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ、ハローワーク、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、広島障害者職業能力開発校及び広島高齢・障害者雇用支援センターと連携して、就労を支援します。

②障害福祉サービスによる支援の推進

ア 一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練等を行う就労移行支援を推進し、それぞれの人にあった就労に向け支援します。

【新規】

イ 一般企業への就労が困難な人に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援を推進します。【新規】

③身体障害者自動車運転免許取得費及び身体障害者自動車改造費の補助

ア 障がいのある人が運転技術を身につけ、社会参加と就業を促進するために、自動車の運転に関する補助を継続します。

（２）仕事をしたい気持ちを実現するために

【現状と課題】

- 平成 26（2014）年 6 月 1 日現在の広島県内の民間企業における障がいのある人の雇用率は 1.9%で、前年を上回っているものの、依然として法定雇用率 2.0%を下回っています。
- 発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者等で障がい者手帳を所持していない人は、法定雇用率の対象外となっており、法定雇用率のみならず総合的な観点から企業の理解を求める必要があります。
- アンケート調査では働きたい意思があっても様々な理由で働けていない障がいのある人の姿も見えました。また、障がいの状況や能力に応じた多様な働き方が求められています。
- 福祉就労の場として、就労継続支援事業所や地域活動支援センター等があり、生活訓練、仲間づくり、生きがいを得る場、社会参加の場として大きな役割を果たしています。
- 市役所 1 階ロビーで、はつかいち福祉ねっとによる障がい者就労施設等の商品販売、ショーケースでの商品紹介、庁舎、公園等の自動販売機の設置など、市の支援はあるものの、事業所で働く利用者の工賃アップは十分とは言えません。
- 「今の福祉就労の場を退所すると、もう、戻って来ることができない」という心配から、一般就労等の次のステップにチャレンジすることを躊躇してしまう人も多いようです。広島西障がい者就業・生活支援センターもみじのさらなる周知や活用しやすいジョブコーチ制度の充実などを望む声が上がっています。

障がいのある人等の声

- *企業全般の理解を高め、特例子会社を設立するなど、雇用の拡大をするよう、行政からも促し、国からの補助を拡大するなどしてほしい。
- *どこで仕事全般の情報が得られるのかわからない。
- *廿日市市に就労施設が少ない・選択肢が少ない。
- *生きがいにつながり、その人なりにできる仕事、その人の特性を活かした作業が仕事としてつながる場がほしい。
- *私にとって作業所の仕事は大好きな仕事なので毎日が楽しい。
- *家にずっといるとしんどい。
- *作業所に行っているが、工賃が 1 か月全部通所して、わずかに 6,000 円では生活できない。
- *作業所への仕事提供の協力を各企業へ申し入れる。
- *仕事の楽しさ、生きがいは少しは知っていますが雇用主に迷惑がかかるのでしようとは思わない。できない。

（アンケート調査意見）

【今後の方向性】

障がいのある人の能力や適性に合った職業を紹介できるよう、ハローワークや商工会議所等と密に連携を図りながら、障がいのある人の雇用機会の拡大に努めます。

引き続き、障がい者就労施設等の物品等の購入に努め、工賃アップに取り組みます。

【今後の取組】

①障害者試行雇用事業やジョブコーチ制度等の周知・利用促進

ア 障害者試行雇用事業（障害者トライアル雇用）やジョブコーチ（職場適応援助者）制度等を周知し、利用促進に努めます。

②一般就労の促進

ア 広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ、ハローワーク、商工会議所等の関係機関と連携して、一般就労の促進に努めます。

イ 事業主等の障害のある人の法定雇用率の達成に向けた啓発を行います。

③多様な働き方の普及

ア 障がい特性や能力に応じた働き方ができるよう短時間雇用、在宅就業等の雇用、就業形態の多様化を事業主等に働きかけます。

④地域活動支援センターへの支援

ア 地域活動支援センターに対する補助金の交付により経営の安定を図ります。

⑤障害者優先調達推進法による支援

ア 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度障がい者就労施設等からの物品購入や業務委託について方針と実績を公表します。【新規】

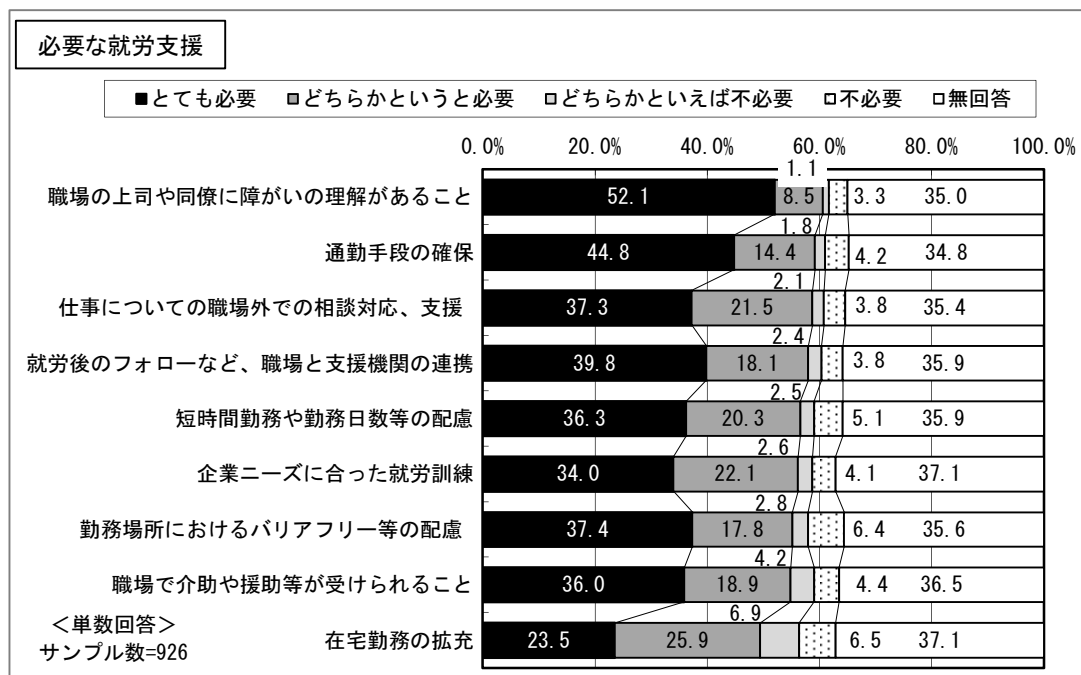
イ 障がい者就労施設等の物品販売機会の確保を図り、施設で働く利用者の工賃アップを支援します。【新規】

(3) 安心して働ける環境づくりのために

【現状と課題】

- 就労に関する支援として、ハローワークや広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ等関係機関への紹介、連携などを行っています。
- アンケート調査では、障がいのある人の就労支援として必要なこととして、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も多く挙げられました。雇用分野における障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が新たに規定された障害者雇用促進法（平成 28（2016）年改正）に基づき、障がいのあるなしにかかわらず均等な機会と待遇の確保、障がいのある人がその能力を有効に発揮できる環境の整備を促進することが必要です。
- アンケート調査では、就労支援として必要なこととして、上記以外に「通勤手段の確保」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」、「就労後のフォローなど、職場と支援機関の連携」が多く挙げられました。職場への定着支援を重視すべきとの意見は、ヒアリング調査にも多くみられ、関係機関と連携した取組が求められます。
- 仕事の上でのトラブルの相談先として、労働基準監督署、法務局、人権擁護委員等がありますが、十分な周知が図られているとは言えません。
- 行政における直接雇用やワークステーション的な仕事づくりなどを望む声も多くあります。

障がいのある人等の声



アンケート調査

【今後の方向性】

関係機関と連携の上、企業に対し障がいのある人が安心して働ける環境づくりへの協力を求めるとともに、広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ、障がい福祉相談センターきらりあ、人権擁護委員等の相談機関と労働関係諸機関との連絡を密にし、就労する障がいのある人を多方面から支える体制をつくります。

【今後の取組】

①事業主や職場の人への疾病・障がいに対する理解促進

ア ハローワークや商工会議所等と連携しながら疾病・障がいに対する周知・理解を深めるよう事業主等に働きかけます。

②就労に関する相談窓口の充実

ア ハローワークや広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ等関係機関と密に連携を図りながら相談に応じます。

③ITを活用した雇用機会の促進

ア 障害者ITサポートセンター事業との連携により、パソコン機器等の使用に関する援助を行い、パソコン、インターネット等を使った就労に向けた支援に努めます。

④就労支援ネットワーク体制の充実

ア 広島西障がい者就業・生活支援センターもみじやハローワーク、学校、行政等で構成する「広島西障害保健福祉圏域障害者就労支援ネットワーク会議」に参加し、連携して障がい者の雇用の促進に努めます。【拡充】

⑤市職員の障がい者雇用の推進

ア 障がいのある人の採用に関して合理的な配慮を行い、障害者雇用率を守ります。【新規】
イ 障がいのある職員が働きやすい環境づくりに努めます。【新規】

6 生活環境

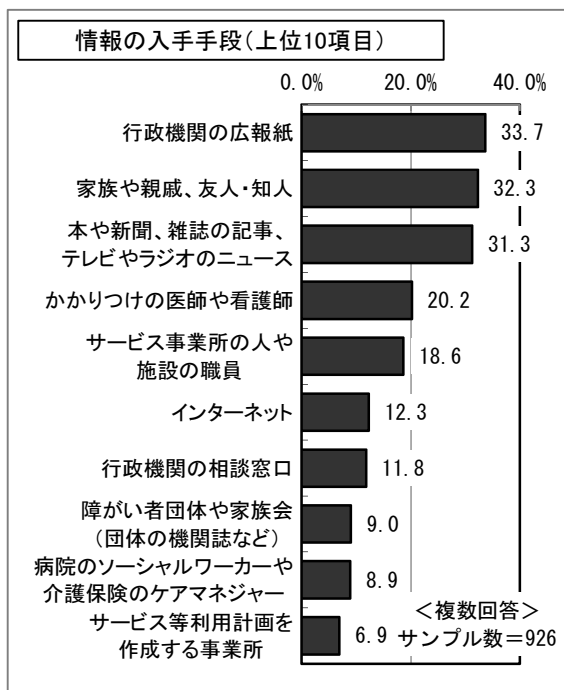
(1) 障がいのある人が情報を得られるために

【現状と課題】

- 本市では広報紙、ホームページ等を通じて、障がいのある人に関する福祉サービスや行事の情報提供を行っています。また、はつかいち市民図書館においては、大活字本、朗読テープ、CDなどの録音資料と字幕入りDVDなどの映像資料の整備が進んでいます。
- アンケート調査からは、障がいや福祉サービスに関する情報を得る手段として、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「行政機関の広報紙」を挙げる割合は高い年齢層ほど上がり、「インターネット」は低い年齢層ほど上がっています。今後も、障がいのある人に届きやすい多様な方法での情報発信が求められます。
- 「既存の書類やサービス便覧等がわかりづらい」という声も多くあり、誰でもわかりやすい情報づくりへの工夫も必要です。
- 平成23（2011）年に改正施行された障害者基本法では「手話」が言語として明記されるなど、障がいのある人のコミュニケーション手段が一層確保された社会をめざすことが求められています。

障がいのある人等の声

- * 広報等を読むようにしているが、それ以外に知らないサービスが多くあり、聞いて初めて知る事が多い。もっとオープンに詳細を知らせてほしい。
 - * どこでどんなサービスが受けられるかわからない。
 - * どんな事業所があるのか、新しい所ができてわからない。市役所に各事業所のパンフレット等あってほしいと思う。
 - * 手術後4年間、障がい者手帳の制度や障害福祉サービスについての情報が何もないまま過ごしてきた。福祉サービスは医師さえ知らないことがある。
 - * パソコンを持っていないため、情報がよくわからない。
 - * 知らない間に制度が変わる。利用する側へ説明がないので、とまどうことが多い。
- （アンケート調査意見）



アンケート調査

【今後の方向性】

障がいのある人ひとりひとりのニーズに対応した情報提供やコミュニケーション手段を確保することにより、障がいのある人の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障がいにより情報格差が生じないような施策を推進します。

【今後の取組】

①福祉サービスの情報提供

ア 障がい福祉サービス便覧の配布や市ホームページへの掲載等により、福祉に関する情報提供に努めるとともに、問い合わせ等に対応できるように福祉に関する情報収集に努めます。【拡充】

イ 市広報紙、社協だより「あいとぴあ」等による福祉サービスの情報提供の充実を図ります。

ウ 視覚障がいのある人へ情報伝達として、市広報紙等の点字や、音訳CD等の作成を行います。

②アクセシビリティの推進

ア 情報提供にあたっては、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できる「アクセシビリティ」の実現に努めます。【新規】

イ 市ホームページについては、文字サイズの変更を可能とし、また、音声読み上げソフトに対応した作成を心がけます。

ウ 知的障がいのある人など誰にとってもわかりやすい表現や、やさしい日本語で情報提供するように努めます。【新規】

③多様な手段による情報提供

ア 情報の伝わりにくい聴覚障がいのある人へのメール等による情報発信や、視覚障がいのある人などへの情報提供の方法について検討します。【新規】

④手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳・音訳奉仕員の養成等

ア 手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣事業の充実や、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳・音訳奉仕員の育成に努めます。

⑤図書の利用促進

ア 対面朗読や郵送貸し出し等、図書館の利用を促進するため、障がいのある人への周知活動に努めます。

⑥手話相談員(嘱託)の配置(再掲P50 参照)

（２）身近な支え合いを広げるために

【現状と課題】

- 障がいのある人の日常生活を支え、社会参加を促進していくにあたって、ボランティアの支援は欠かせません。現在、市内には点訳・音訳・朗読・手話・行事の援助など、障がいのある人や高齢者を対象としたボランティア団体・グループが多数活動しています。また、社会福祉協議会ボランティアセンターや市民活動センターが、その活動を支援しています。
- ボランティア団体・グループの活動を活発化していくためには相互の連携が重要です。
- ボランティア団体や地域組織等に所属していなくても、隣近所や友人をはじめ、障がいのある人を取り巻く全ての人が、自分らしい生き方を実現することができ、尊厳を支えていけるように自然に助け合える地域社会を築いて行く必要があります。
- 民生委員児童委員と障がいのある人の交流が進みつつあります。今後、この活動をさらに広げていく必要があります。

障がいのある人等の声

- *施策はあっても、ボランティアやヘルパーの確保が難しく活用できない。
 - *福祉体験やボランティア活動等についてもっと社協等と連携して、子ども以外にも企業などにも活動を広げてほしい。
 - *障がいがある人、ない人、うまく助け合い住みやすい廿日市市になってほしい。
- （アンケート調査意見）

【今後の方向性】

ボランティア活動に関心のある人材の育成、ボランティア活動の促進等により地域福祉活動を進めながら、障がいのある人を支える地域のネットワーク体制づくりをめざします。また、地域福祉を担う各種組織・団体の活動を支援します。

【今後の取組】

①障がいのある人を支える地域のネットワーク体制づくり

ア 障がいのある人の身近なところで日常的な支え合いができるソーシャルクラブ、サロン等の地域のネットワーク体制を整備します。

②地域組織・団体の地域福祉活動への支援

ア 社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域住民自治組織、ボランティア・NPO団体等の活動を支援します。

③ボランティア活動の基盤整備

ア 社会福祉協議会やささえ愛ネットはつかいち等と連携し、登録・斡旋、情報収集、情報提供などボランティア活動の拠点となる社会福祉協議会ボランティアセンターの機能強化を図ります。

イ 市民活動センター等との連携により、ボランティア団体相互の連携と協力を促進します。

ウ 障がいのある人の総合相談窓口である障がい福祉相談センターきらりあとの連携を促進します。【新規】

④ボランティア講座、公開講座の継続開催(再掲P41 参照)

⑤地域福祉の推進(再掲P41 参照)

（３）災害・緊急時の安心のために

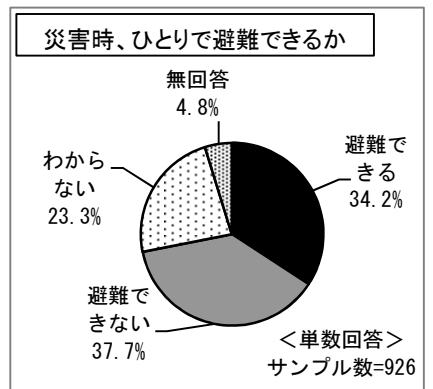
【現状と課題】

- アンケート調査では、災害時に一人で「避難できない」、「わからない」とした人が合計 61.0%に上りました。災害時に安全を確保することが困難な障がいのある人には、特別の配慮が必要です。
- 障がいのある人の災害時の速やかな行動と安全の確保を可能にするために、本市では地域防災計画及び災害時要援護者避難支援プランに基づき、必要な対策を進めています。
- 災害時において障がいのある人が迅速・安全に行動するためには、身近にいる家族だけでなく地域住民、自主防災組織、ボランティア、消防団及び行政が相互に理解・協力することも大切であり、ともに防災に取り組むことが求められています。
- 本市では障がいのある人に向け、ファックスや電話による緊急情報の提供に努めてきましたが、核家族化や、連絡媒体の多様化、個人情報流出の懸念等から、災害時に支援を必要とする人の連絡先の把握が困難になっています。今後は避難行動要支援者名簿による対応が求められます。

障がいのある人等の声

- *避難所での集団生活ができない。
- *地区で指定されている避難場所ではまったく対応できない。
- *耳が聞こえないのでニュースなどわからない。
- *町内会長さんには家族に障がい者がいますと告げた方がよいと思いました。「災害時要援護者避難支援制度等」を受けやすいので。
- *大勢の中が苦手、音、声、聴覚過敏症。
- *停電したら、たんの吸引ができない、経管栄養なので補助食品の入手が不安。
- *悪い人にだまされそう。

（アンケート調査意見）



アンケート調査

【今後の方向性】

地域防災計画及び避難行動要支援者名簿に基づき、災害時に安全に避難できるような体制を整備するとともに、障がいのある人をはじめ全ての市民に対して防災意識の向上を図ります。

また、市、市民、関係団体・機関、事業者等が一体となって、犯罪被害防止や犯罪を発生させない環境づくりを進めます。

【今後の取組】

①災害時の支援体制の確立

ア 避難行動要支援者名簿に基づき、災害時の支援をスムーズに行えるよう、コミュニティ単位ごとの要支援者に対する支援体制づくりを推進します。【拡充】

②情報伝達体制の確立

ア 防災情報メール配信サービス「はつかいちし安全・安心メール」により、メール等で緊急情報の提供を実施します。【新規】

イ はつかいちし安全・安心メールの周知を図ります。【新規】

③地域防災対策マニュアルの策定促進、防災マップの配布

ア 自主防災組織等を通じて地域の防災マニュアル策定を推進します。

イ 防災マップを配布し、危険箇所・避難方法等を周知するとともに、防災に関する出前トークの実施等により防災意識の啓発を図ります。【拡充】

④防災指導の強化

ア 地域防災相談員を配置し、防災に関する各種相談・質問を受け、情報の提供及び助言指導を行います。【拡充】

⑤防災器具、家庭用防災機器の普及・啓発

ア 市広報紙、ホームページ等を利用した広報活動を進めます。

⑥社会福祉施設等の防災対策

ア 消防法に基づく立入り検査や消火、通報、避難等の訓練指導を継続します。

イ 防火査察を積極的に行い、防災意識の高揚を図ります。【新規】

ウ 地元町内会等との互助体制づくりに取り組みます。

⑦連絡、通報体制の整備

ア 聴覚障がいのある人からのファックス、携帯電話機、パソコンを用いたメールによる119番通報の受付を継続します。【拡充】

⑧防災訓練の促進

ア 町内会等と社会福祉協議会が連携した防災訓練の実施を促すとともに、避難行動要支援者の訓練参加を支援します。

⑨救急搬送時の障がい・医療情報の明示方法の検討

ア 聴覚障がいのある人が救急搬送時に適切な処置を受けられるよう、要請に応じ手話奉仕員の派遣等を行います。

イ 障がいのある人が、障がい・医療情報を明示しやすい方法を検討します。

⑩はいかい老人SOSネットワーク事業(社会福祉協議会)との連携

ア 社会福祉協議会と連携し、行方不明者等の捜索にあたり円滑な情報交換などによる早期発見・早期保護に努めると同時に、地域福祉の連帯意識の醸成をめざします。

⑪悪徳商法被害等の未然防止

ア 消費生活センターと連携し、悪徳商法等の被害を未然に防止するため、障がいのある人の特性に配慮した消費生活相談の充実に努めます。【新規】

⑫福祉避難所の設置

ア 災害時に避難所生活が困難な障がいのある人に対応するため福祉施設等の協力を得て、福祉避難所を設置します。【新規】

（４）安心して外出するために

【現状と課題】

- 本市では、バリアフリー法や「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが自由に行動し、安全で快適な生活環境の整備を図っています。
- アンケート調査では、障がいのある人の交通手段は「自家用車（本人運転、家族運転）」に頼ることが多いことがうかがえ、外出時に困ることとしては「電車やバスの乗り降りがしにくい」、「公共交通機関が少ない、又はない」などが多く挙げられています。
- このような状況に対し、本市では自主運行バスの事業継続に努め、低床バスの導入や、地域性に応じたデマンド交通の運行などを進めています。
- 特に知的障がいのある人にとっては、介護者がいないと外出できないことが大きな課題となっています。さらに交通費の助成を求める声も多く挙がっています。
- 音響式信号機や点字ブロックなど、安心して外出できる環境整備を希望する声が挙がっています。

障がいのある人等の声

- *バスや電車、駅などもっと簡単でわかりやすい表示をしてほしい。
- *JRで緊急放送の時、何を言っているのかわからない。
- *外出時に怪我をしたり、自動車のトラブル、事故した時に家族に連絡が取れない。
- *男性のガイドヘルパーを増やしてほしい。
- *見た目でわからない発達障がい者に対しても、希望があれば支援を受けられる体制を交通機関に作ってほしい。
- *介助者の1か月の交通費、介護者は割引がなく一般定期、全て個人負担。
- *車いす使用者の駐車場がどこも使えなくて困る。モラル、マナーではなく取り決めの甘さの問題。
- *歩道の段差の解消。
- *タイル、レンガ作りの歩道は、車イス、歩行器使用の障がい者には不向き。
- *多目的用（ベッドつき）のトイレも増やしてほしい。座位のとれない人、オムツの方は交換する場所を探すのに苦労する。

（アンケート調査意見）

【今後の方向性】

障がいのある人をはじめとする全ての人が安心して外出し、社会参加できるよう、建築物、公共機関、歩行空間など生活空間のユニバーサルデザイン化を図ります。

【今後の取組】

①自主運行バスの充実

ア 効果的、効率的な運営と事業の継続に努めます。

②交通費の負担軽減(再掲P56 参照)

③外出手段の支援

ア リフトカーの貸出事業を継続します。

イ 身体障がい者補助犬の理解と協力の啓発を進めます。【拡充】

④移動円滑化の推進

ア 廿日市市移動等円滑化基本構想に基づき、計画的、段階的にバリアフリー化（エレベーター設置等）未整備駅の解消を図ります。

⑤交通安全運動の推進

ア 関係機関の協力を得ながら交通安全教育や地域活動を推進します。

イ くらし安全指導員を配置し、地域の立哨・見守り活動者、出前トークによる交通安全対策の啓発などの育成指導や活動支援を行います。【新規】

⑥ユニバーサルデザインの推進

ア 公共施設や歩道整備・段差解消等道路のバリアフリー化や、まち全体を誰にとっても暮らしやすいユニバーサルデザインを進めるとともに、バリアフリー法に基づいた整備を進めます。

（５）地域生活を可能にするために

【現状と課題】

- 平成 25(2013)年に改正された障害者基本法第3条には、「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」とあります。アンケート調査では、施設入所者・病院入院患者であって「家族と一緒に暮らしたい」、「一人暮らしをしたい」という回答も一定数みられました。
- アンケート調査では、今後施設・病院から地域生活へ移行するために必要なものとして、「障がいのある人が住みやすい住居が確保されていること」が「経済的負担の軽減」に次いで多く挙げられました。また、障がいのある人やその介護者の高齢化を背景に、「親亡き後」の生活を心配する回答が非常に多くみられました。ヒアリング調査において、これらの課題解決のために、生活の場となるグループホーム（共同生活援助）の設置の必要性が指摘されています。
- 障がいのある人の在宅生活を容易にするために、現在、補装具費支給、日常生活用具給付等事業、車椅子常用者向け住宅の整備、公営住宅の優先入居を行っています。
- 日常生活を安全に安心して過ごすために、状況に応じて柔軟に日常生活用具の対象を拡大してほしいとの声や、排泄コントロールが難しい人に対して日常生活用具としておむつの給付を求める声が上がっています。

障がいのある人等の声

- *ケアホーム等に入所し、年をとり、介護保険が優先される状態となった場合、生活の場がどのように確保されるのか、本人の意思が尊重されるのか心配。
- *公営住宅に関して、障がい者対応住宅の充実をお願いしたい。
- *最重度の知的障がい者のため、親亡き後の365日一昼夜生活できる入所施設を作れるように補助をお願いします。現時点で親が死亡した場合、県外の入所施設を捜して行くことになる。
- *自分（介助者）がなくなったら、色々な手続きや申し込みや、ガイドの手配や、金銭管理も生活全てにおいて不安。
- *乳幼児でも必要な日常生活用具に、学童以上という条件がついていたり、障がい名で補助が受けられなかったり、装具も成長に伴って買い換えたいが、期間が長く自費で作らねばならないなど負担大。

（アンケート調査意見）

- *グループホームを増やさないと退院に結びつかない。
- *グループホームは報酬単価が低い、夜間支援に入る人が見つからない、職員が定着しないなど課題が多く運営が厳しい。

（ヒアリング調査意見）

【今後の方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、住宅環境の整備をはじめ、生活全般に関する様々な支援を行います。

【今後の取組】

①グループホーム（共同生活援助）の整備支援

ア 社会福祉法人等と連携し、グループホーム（共同生活援助）の整備を働きかけ必要な支援を行います。

②障がいのある人にやさしい公営住宅の整備

ア 車椅子常用者向け住宅の整備に努めるとともに、公営住宅建設の際はバリアフリーに配慮した設計を行います。

イ 公営住宅への入居については、障がいのある人の優先度に配慮します。

③補装具費支給、日常生活用具給付等事業等の充実

ア 補装具費支給、日常生活用具給付等事業の周知を行い、障がいのある人の就労その他日常生活での能率の向上を図り、障がいのある児童の将来的な自立促進を図ります

イ 日常生活用具の給付用具となる対象用具、対象者について調査研究します。【新規】

④補装具判定会実施の働きかけ

ア 身体障害者更生相談所が実施する車椅子、義足、装具等の補装具費の支給に必要な判定会の実施が、本市で引き続き行われるよう関係機関に働きかけ、運営の協力を努めます。

⑤賃貸住宅への入居支援

ア 障がいのある人が退院・退所される際の住宅を確保するための支援に努めます。

⑥宿泊型自立訓練の実施

ア 宿泊型自立訓練の充実により、障がいのある人の日常生活能力の向上を図ります。

7 余暇・スポーツ・文化

(1) 仲間づくり・社会参加を促進するために

【現状と課題】

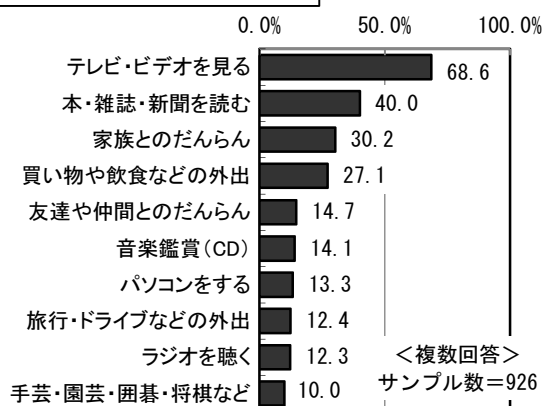
- 障がいのあるなしにかかわらず、充実した余暇を送り、スポーツを楽しみ、文化に触れることで、生活の質を高めることのできる環境整備が必要です。
- アンケート調査からは、余暇時間もテレビ・ビデオを見たり、本を読むなど、家の中で一人で過ごすとの回答が多く、「レクリエーション行事など友達と集まれる機会がほしい」という意見も多くなっています。引き続き、誰もが気軽に集える場所や機会の創出が求められています。

障がいのある人等の声

- *障がい者だけではなく一般の方も一緒に活動の場がほしい。
- *18歳までは土曜クラブ、放課後クラブに放課後等デイサービスも充実しているが、18歳を越えると、ほとんど仲間と余暇を楽しめる場がない。
(アンケート調査意見)

アンケート調査

余暇の過ごし方(上位10項目)



【今後の方向性】

誰もが気軽に集い、交流できる場所や機会を創出します。また、障がい者団体等への支援により、障がいのある人が社会参加、充実した余暇活動ができる社会を築きます。

【今後の取組】

①生涯学習活動の参加環境の整備

ア 市民センターをはじめとした様々な場で行われる生涯学習活動に障がいのある人が参加しやすい環境の整備を行います。

②ボランティア、当事者団体の情報提供

ア はつかいち福祉ねっとや障がい福祉相談センターきらりあを通じ、情報提供に努めます。

③障がい者団体への支援・連携

ア 各種障がい者団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携を深めます。

④精神障がいのある人の社会参加の促進(再掲P47 参照)

(2) スポーツ・文化を楽しむために

【現状と課題】

- スポーツについては、障がいのある人のスポーツ施設使用料の減免、障がいのある人が楽しめるスポーツの紹介、スポーツ大会の競技運営協力などを行っています。
- 文化・芸術については、公益財団法人廿日市市文化スポーツ振興事業団等がさくらびあ（車椅子専用スペース確保）でコンサートやイベントを定期的を開催しています。
- 障がいのある人が参加しやすいスポーツ、文化等活動の場が少ないとの声があります。

障がいのある人等の声

- *障がいのある人が気軽に见られる映画やコンサートの企画があるといい。
- *地区にスポーツセンターがほしい。

（アンケート調査意見）

【今後の方向性】

障がいのある人が気軽に楽しめるスポーツの普及・啓発に努めます。また、障がいのあるなしにかかわらず気軽に参加できる文化活動の振興に努めます。

【今後の取組】

①障がいのある人のスポーツ施設使用料減免

ア サンチェリー、佐伯総合スポーツ公園、大野体育館等における障がいのある人の使用料減免の継続に努めます。【拡充】

②障がいのある人対象の社会参加促進事業としてのスポーツ教室の開催

ア 障がいのある人の健康増進、交流、余暇等に資するためのスポーツ教室を継続します。

③障がいのある人が楽しめるスポーツ振興

ア 障がいのある人のスポーツ振興のために購入したスポーツ備品を活用した余暇活動の場の確保に取り組みます。【拡充】

④障がい者スポーツ大会の充実

ア 競技運営の協力を継続し、大会の充実に努めます。

⑤文化活動の充実

ア 障がいのある人の意見を聞きながら、参加しやすいコンサート、イベント等の充実・周知に努めます。

⑥手話通訳者や要約筆記者の配置

ア 本市主催の講演会等での手話通訳者や要約筆記者の配置に努めます。

第5章

第4期障がい福祉計画の今後の取組



作品名：(季節の移りかわり) 黄金に染まった紅葉
作 者：秋保 和徳 (くさのみ作業所)

1 基本的視点

第4期障がい福祉計画では、障害者総合支援法に基づき、国の「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」を踏まえ、次の3つを基本的視点として設定します。

基本的視点

障害者総合支援法の基本理念を踏まえつつ、次の3点に配慮して、第4期障がい福祉計画を策定します。

1. 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要な障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

2. 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人等の範囲を身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がいのある児童とし、サービスの充実を図り、広島県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病患者等についても法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図る。

3. 地域生活移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、福祉施設への入所又は病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

2 障害者総合支援法への改正について

平成 24（2012）年 6 月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、従来の障害者自立支援法は、障害者総合支援法となりました。その主な内容は次のとおりです。この計画はこれらの改正の内容を踏まえて策定しました。

改正のポイント

■概要

1 題名

⇒「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

2 基本理念

⇒法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3 障がい者の範囲（障がい児の範囲も同様に対応）

⇒「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加える。

4 障害支援区分の創設

⇒「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

5 障がい者に対する支援

⇒① 重度訪問介護の対象拡大

② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

③ 地域移行支援の対象拡大

④ 地域生活支援事業の追加

6 サービス基盤の計画的整備

⇒① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障がい福祉計画の策定

② 基本指針・障がい福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化

③ 市町村障がい福祉計画作成にあたっての、障がい者等のニーズ把握等実施の努力義務化

④ 自立支援協議会について、名称設定の弾力化、当事者や家族の参画の明確化

■施行期日

平成 25（2013）年 4 月 1 日（ただし 4 及び 5 ①～③については平成 26（2014）年 4 月 1 日）

■検討規定（法の施行後 3 年を目途として、以下について検討）

① 常時介護を要する障がい者等に対する支援、障がい者等の移動の支援、障がい者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

③ 障がい者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対する支援の在り方

⑤ 精神障がい者及び高齢の障がい者に対する支援の在り方

※検討にあたっては障がい者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

3 成果目標の設定

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針では、施設入所からの地域生活移行者数や福祉施設から一般就労への移行者数などの成果目標を設定することが求められています。この成果目標は、国が定める基本指針に基づき、地域の実情に応じた目標を設定することとされています。本市においてもこれまでの障がい福祉施策の進捗状況等を踏まえ、市の目標を設定します。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針：平成 25(2013)年度末時点の施設入所者数から4%以上削減

平成 25(2013)年度末時点の施設入所者の内、12%以上を地域生活へ移行

■平成 29(2017)年度における目標値

項 目	数 値	考え方
施設入所者数(A)	104 人	平成 25(2013)年度末時点
平成 29(2017)年度 入所者数(B)	104 人	平成 29(2017)年度末見込み。(入所待機者の状況等から3年間では削減は困難と考え、横ばいと見込んでいます。)
【目標値】 削減見込数(A-B)	0 人 (0%)	(A)-(B)の値
【目標値】 地域移行者数	13 人 (12.5%)	平成 25(2013)年度末の施設入所者のうち、施設入所から共同生活援助等へ地域移行する人の数

【今後の方向性】

- ☐ 平成25（2013）年度末の施設入所者数104人に対し、平成26（2014）年10月時点では、108人と増加していることに加え、平成26（2014）年10月時点の施設入所待機者も44人であることから、国の基本指針の4%以上の削減は困難と考え、施設入所者数は横ばいと見込んでいます。
- ☐ 地域移行を進めるにあたっては、計画相談、地域移行、地域定着支援の活用を図ります。

(2) 地域生活支援拠点の整備

国の基本指針:障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備。

■平成 29(2017)年度における目標値

項 目	数 値	考え方
地域生活支援拠点数	1か所	平成 29(2017)年度末時点

【今後の方向性】

- 地域生活支援拠点とは、24時間の相談受付、緊急時の受入れ、人的支援等様々な資源のコーディネート等を行うものです。本市に所在する地域相談支援を併設する共同生活援助（グループホーム）や障害者支援施設等の現況を把握するとともに、利用者のニーズを踏まえ、必要な機能の整備を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業所等を通じて、平成 29（2019）年度中に一般就労する者の数

国の基本指針:福祉施設利用者のうち、一般就労への移行実績を平成 24(2012)年度実績の2倍以上とする。

■平成 29(2017)年度における目標値

項 目	数 値	考え方
平成 24(2012)年度における年間一般就労移行者数	5人	平成 24(2012)年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 平成 29(2017)年度における年間一般就労移行者数	10人 (2倍)	平成 29(2017)年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

※ここでの「一般就労移行者」とは、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて一般就労に移行する者をいう。

②就労移行支援事業の利用者数等

国の基本指針：平成 29(2017)年度末における利用者数が平成 25(2013)年度末における利用者数の6割以上増加する。
就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

■平成 29(2017)年度における目標値

項 目	数 値	考え方
平成 25(2013)年度末の 就労移行支援事業利用者数	18 人	平成 25(2013)年度末時点における就労移行支援事業を利用していた人の数
【目標値】 平成 29(2017)年度末の 就労移行支援事業利用者数	29 人 (1.6 倍)	平成 29(2017)年度末時点における就労移行支援事業を利用していた人の数
【目標値】 平成 29(2017)年度末の就労 移行支援事業所のうち、就労 移行率が3割以上の事業所	1事業所	平成 26(2014)年度において市内に設置されている 2つの就労移行支援事業所のうち、平成 29(2017) 年度末において就労移行率が3割以上である事業 所の数

【今後の方向性】

- 広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ、ハローワーク、廿日市特別支援学校、商工会議所等と連携のもと障がいのある人の一般就労に対する就業・生活の支援を行っています。今後もより一層の情報共有を図り、連携して就労支援の充実を図ります。
- 一般就労へのステップとして、就労移行支援、就労継続支援事業所の役割が大きいことから、これらの事業所の充実に向けて取り組みます。

4 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）の算定

（１）訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	障がいのある人等で居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、相談、援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、掃除等の家事、外出時の移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護その他行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護が必要な障がいのある人で、その介護の必要な程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

【第3期の見込量と実績】

サービス名	単 位	第3期計画値			実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
居宅介護	実利用者数/月	138	141	144	128	129
	延利用時間/月	2,484	2,538	2,592	2,020	2,228
重度訪問介護	実利用者数/月	5	5	5	4	4
	延利用時間/月	670	670	670	1,020	1,029
同行援護	実利用者数/月	10	12	14	3	4
	延利用時間/月	200	240	280	30	47
行動援護	実利用者数/月	3	3	3	0	0
	延利用時間/月	60	60	60	0	0
重度障害者等 包括支援	実利用者数/月	0	0	0	0	0
	延利用時間/月	0	0	0	0	0

【第4期見込量（活動指標）】

サービス名	単 位	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	実利用者数/月	131	133	136	139
	延利用時間/月	2,192	2,261	2,312	2,363
重度訪問介護	実利用者数/月	4	4	4	4
	延利用時間/月	1,126	1,148	1,148	1,148
同行援護	実利用者数/月	5	6	7	8
	延利用時間/月	73	78	91	104
行動援護	実利用者数/月	0	3	3	3
	延利用時間/月	0	60	60	60
重度障害者等 包括支援	実利用者数/月	0	0	0	0
	延利用時間/月	0	0	0	0

※平成 26（2014）年度は 4 月から 6 月までの実績値をもとに推計した値

【見込量算出の考え方】

- 居宅介護の実利用者数は、平成26（2014）年6月までの実績をもとに算出しています。延利用時間は、過去の実績をもとに 1 人あたり平均17時間/月の利用と見込んで算出しています。
- 重度訪問介護の実利用者数は、平成26（2014）年 6 月までの実績をもとに算出しています。延利用時間は、過去の実績をもとに 1 人あたり平均287時間/月の利用と見込んで算出しています。
- 同行援護の実利用者数は、平成26（2014）年 6 月までの実績をもとに算出しています。延利用時間は、過去の実績をもとに 1 人あたり平均13時間/月の利用と見込んで算出しています。
- 行動援護は、これまでの実績がなく資格を持ったヘルパー数も少ないことから、市内の 1 つの指定事業所に月 3 人の利用を見込んで算出しています。
- 重度障害者等包括支援は、指定事業所が市内や近隣市町にないことや、サービスごとに複数の事業所を利用することが可能であるため利用実績がなく、当面、利用実績はないものと見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

- 特に山間部や島しょ部は事業所の確保が必要なため、引き続き訪問系サービス提供事業者の参入を働きかけます。
- サービスの量的な確保だけでなく、質の向上も図るため、ヘルパーのスキルアップや育成などをサービス提供事業者などへ働きかけます。
- 同行援護については、視覚障がいのある人へ、サービス内容等の情報提供に努めるとともに、サービス提供事業者に参入を働きかけます。
- 行動援護、重度障害者等包括支援についてはこれまで利用実績はありませんでしたが、実態を把握して利用者のニーズに応じたサービス提供ができるように努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	サービス内容
生活介護	昼間、常時介護が必要な障がいのある人に対し、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障がいのある人に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障がいのある人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行います。

【第3期の見込量と実績】

サービス名	単 位	第3期計画値			実績値	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度
生活介護	実利用者数/月	275	279	283	250	263
	延利用日数/月	4,950	5,022	5,094	4,999	5,229
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数/月	5	5	5	5	2
	延利用日数/月	75	75	75	77	30
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数/月	11	11	11	16	15
	延利用日数/月	231	231	231	299	283
就労移行支援	実利用者数/月	10	10	10	12	18
	延利用日数/月	160	160	160	212	284
就労継続支援 (A型)	実利用者数/月	21	22	22	17	21
	延利用日数/月	420	440	440	351	435
就労継続支援 (B型)	実利用者数/月	153	155	157	123	139
	延利用日数/月	1,989	2,015	2,041	1,842	2,164
療養介護	実利用者数/月	36	36	36	35	39
短期入所	実利用者数/月	92	94	96	94	112
	延利用日数/月	552	564	576	621	735

【第4期見込量（活動指標）】

サービス名	単 位	平成26年度 (実績見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	実利用者数/月	271	283	296	310
	延利用日数/月	5,422	5,660	5,920	6,200
自立訓練(機能訓練)	実利用者数/月	1	2	2	2
	延利用日数/月	5	30	30	30
自立訓練(生活訓練)	実利用者数/月	5	5	5	5
	延利用日数/月	90	90	90	90
就労移行支援	実利用者数/月	18	21	25	29
	延利用日数/月	263	336	400	464
就労継続支援A型	実利用者数/月	24	27	31	35
	延利用日数/月	488	540	620	700
就労継続支援B型	実利用者数/月	150	164	179	196
	延利用日数/月	2,449	2,624	2,864	3,136
療養介護	実利用者数/月	38	39	39	39
短期入所(医療型)	実利用者数/月	10	11	12	13
	延利用日数/月	51	55	60	65
短期入所(福祉型)	実利用者数/月	112	125	139	155
	延利用日数/月	819	1,033	1,148	1,279

※平成26（2014）年度は4月から6月までの実績値をもとに推計した値

【見込量算出の考え方】

- 生活介護の実利用者数は、平成26（2014）年6月までの実績をもとに算出しています。延利用日数は、過去の実績から1人あたり平均20日/月の利用と見込んで算出しています。
- 自立訓練（機能訓練）の実利用者数は、平成26（2014）年6月までの実績をもとに算出しています。延利用日数は、過去の実績から1人あたり平均15日/月の利用と見込んで算出しています。
- 自立訓練（生活訓練）の実利用者数は、平成26（2014）年6月までの実績をもとに算出しています。延利用日数は、過去の実績から1人あたり平均18日/月の利用と見込んで算出しています。
- 就労移行支援の実利用者数は、平成26（2014）年6月までの実績をもとに算出しています。延利用日数は、過去の実績から1人あたり平均16日/月の利用と見込んで算出しています。
- 就労継続支援A型の実利用者数は、平成26（2014）年6月までの実績をもとに算出しています。延利用日数は、過去の実績から1人あたり平均20日/月と見込んで算出

しています。

- 就労継続支援B型の実利用者数は、平成26（2014）年6月までの実績をもとに算出しています。延利用日数は、過去の実績から1人あたり平均16日/月の利用と見込んで算出しています。
- 療養介護の実利用者数は、平成26（2014）年6月までの実績をもとに算出しています。
- 短期入所（医療型）の実利用者数は、平成26（2014）年6月までの実績をもとに算出しています。延利用日数は、過去の実績から1人あたり平均5日/月の利用と見込んで算出しています。
- 短期入所（福祉型）の実利用者数は、平成26（2014）年6月までの実績をもとに算出しています。延利用日数は、過去の実績から1人あたり平均8日/月程度の利用と見込んで算出しています。

【見込量確保のための方策】

- 市内事業所間で情報共有を図り、市と事業所で不足しているサービスについて共通認識を持って課題解決に取り組みます。また、施設で作る商品の新規開発や販路拡大に向けて引き続き取り組みます。
- 短期入所の事業所は少しずつ増えていますが、緊急時等の対応などニーズも増えていることから、市内事業者には引き続き設置の働きかけを行うとともに、合わせて地域生活支援拠点の整備に取り組みます。
- 生活介護については市内の事業所は定員一杯の状態、就労移行支援、就労継続支援A型事業所は市内に少ないなどの状況のため、事業所等と情報共有を図りサービス提供の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス名	サービス内容
共同生活援助	障がいのある人が、夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助及び食事や入浴、排せつの介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、夜間や休日、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

【第3期の見込量と実績】

サービス名	単 位	第3期計画値			実績値	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度
共同生活援助 共同生活介護	実利用者数/月	74	84	94	63	67
施設入所支援	実利用者数/月	109	107	106	105	107

【第4期見込量（活動指標）】

サービス名	単 位	平成26年度 (実績見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	実利用者数/月	71	80	90	102
施設入所支援	実利用者数/月	104	107	106	104

※平成26（2014）年度は4月から6月までの実績値をもとに推計した値

【見込量算出の考え方】

- 共同生活援助は、平成26（2014）年6月までの実利用者数の実績と、入所施設から地域移行の見通しや施設入所の待機状況等をもとに勘案し算出しています。
- 施設入所支援は、地域移行の取組が進む一方、一定の待機者がいること、またアンケート調査においてもニーズがうかがえることから、利用者数はほぼ現状のままと考えてサービス見込量を算出しています。

【見込量確保のための方策】

- 事業所に対し、共同生活援助の整備を働きかけ、必要な支援を行います。
- 共同生活援助は、報酬単価の低さなどから事業所は厳しい運営状況にあるとの声があることから、国に対して報酬単価の見直しを求め、市も新たに整備する事業所への支援のあり方を研究します。
- 施設に入所している障がいのある人に対しては、サービス等利用計画作成時等において、地域移行への意向等に関するニーズの把握に努め、適切な支援を図ります。

(4) 相談支援

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する全ての障がいのある人を対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人や一人暮らしへと移行した障がいのある人などが、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談対応などの必要な支援を行います。

【第3期の見込量と実績】

サービス名	単 位	第3期計画値			実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
計画相談支援	実利用者数/月	22	43	43	0	29
地域移行支援	実利用者数/月	6	6	6	0	1
地域定着支援	実利用者数/月	6	12	12	0	0

【第4期見込量（活動指標）】

サービス名	単 位	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	実利用者数/月	64	115	117	120
地域移行支援	実利用者数/月	1	6	6	6
地域定着支援	実利用者数/月	1	6	6	6

※平成 26（2014）年度は4月から6月までの実績値をもとに推計した値

【見込量算出の考え方】

- 計画相談支援は、平成27（2015）年度以降全ての対象者について実施できるよう、各年度の利用者数を算出しています。

【見込量確保のための方策】

- 利用者ひとりひとりに合った的確なサービス等利用計画を作成するための人材の確保や質的向上に努めます。
- 施設に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人の地域移行に向け、地域移行支援によるサービスがスムーズに提供できる体制整備を進めます。
- 地域移行支援、地域定着支援は、サービス等利用計画作成時等において利用の意向を把握し、希望者への対応に努めるとともに、地域移行の受け皿となる共同生活援助（グループホーム）の整備支援を進めます。
- サービス等利用計画の作成は事業所や相談支援専門員の大きな負担となっていることから、相談支援専門員が孤立しないように連絡会議を開催し、事業参入しやすい環境を整えます。

5 地域生活支援事業の見込量（活動指標）の算定

（１）必須事業

【第3期の見込量と実績】

事業名	単 位	計画値			実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 相談支援事業						
①障害者相談支援事業	か所	3	4	4	3	3
②地域自立支援協議会	実施の有無	○	○	○	○	○
③相談支援機能強化事業	実施の有無	○	○	○	○	○
④住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施の有無	○	○	○	○	○
⑤成年後見制度利用支援事業	実施の有無	○	○	○	○	○
2 コミュニケーション支援事業	手話相談員設置数	3	3	3	3	3
	年間実利用者数	41	42	43	35	33
3 日常生活用具給付等事業						
①介護・訓練支援用具	年間支給決定件数	10	10	10	5	8
②自立生活支援用具	年間支給決定件数	15	15	15	17	16
③在宅療養等支援用具	年間支給決定件数	16	16	16	26	28
④情報・意思疎通支援用具	年間支給決定件数	17	17	17	23	30
⑤排泄管理支援用具	年間支給決定件数	1,940	2,070	2,200	2,014	1,969
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	年間支給決定件数	4	4	4	7	6
4 移動支援事業						
個別支援型 (グループ支援型を含む)	月間実利用者数	242	257	272	209	202
	月間延利用時間	3,463	3,566	3,673	3,244	3,246
5 地域活動支援センター事業						
①本市利用分	か所	2	2	2	2	1
	月間利用者数	35	35	35	40	25
②他市町利用分	か所	11	11	11	6	4
	月間利用者数	11	11	11	8	4

【第4期見込量（活動指標）】

事業名	単 位	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 理解促進研修・啓発事業					
①広報活動	実施の有無	○	○	○	○
2 自発的活動支援事業	実施の有無	○	○	○	○
3 相談支援事業					
①障害者相談支援事業	か所	3	3	4	4
②基幹相談支援センター	設置の有無	-	-	○	○
③基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	○	○	○	○
④住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施の有無	○	○	○	○
4 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	○	○	○	○
5 意思疎通支援事業	手話相談員設置数	3	3	3	3
	年間実利用者数	35	35	35	35
6 日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	年間支給決定件数	2	6	6	6
②自立生活支援用具	年間支給決定件数	30	19	19	19
③在宅療養等支援用具	年間支給決定件数	16	21	21	21
④情報・意思疎通支援用具	年間支給決定件数	15	21	21	21
⑤排泄管理支援用具	年間支給決定件数	1,930	2,070	2,120	2,180
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	年間支給決定件数	3	4	4	4
7 手話奉仕員養成研修事業	年間受講人数	53	46	46	46
8 移動支援事業					
個別支援型 (グループ支援型を含む)	月間実利用者数	217	219	220	221
	月間延利用時間	3,267	3,486	3,505	3,524
9 地域活動支援センター事業					
①本市利用分	か所	1	2	2	2
	月間利用者数	25	35	35	35
②他市町利用分	か所	6	3	3	3
	月間利用者数	8	3	3	3

【見込量算出の考え方】

- 相談支援事業は、3事業所に委託して障がい福祉相談センターきらりあで相談業務を行っていますが、今後地域の相談支援の拠点である基幹相談支援センターとして位置付けることから、強化する方向で見込んでいます。
- 意思疎通支援事業は、市の手話相談員2名と手話相談員補助員1名の常時3名体制を維持するように見込んでいます。
- 日常生活用具給付等事業は、過去の実績をもとに実施量を見込んでいます。排泄管理支援用具は増えていくと見込んでいますが、その他は横ばいを見込んでいます。
- 移動支援事業は、過去の実績をもとに実施量を見込んでいます。
- 地域活動支援センター事業は、平成25(2013)年度以降は横ばいを見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

- 障がい福祉相談センターきらりあを、市の基幹相談支援センターとして位置付けて機能強化を図り、障がいのある人の地域生活を支えます。
- 手話相談員2名、手話相談員補助員1名の常時3名体制で聴覚に障がいのある人の相談に応じます。また、各支所に設置したテレビ電話で身近な支所からの相談にも応じます。
- 日常生活用具給付等事業は、障がいのある人の日常生活が円滑に行われるように必要とされる用具の給付に努めます。
- 移動支援事業は、利用者のニーズ等に応じ、利用要件の検討を進めます。
- 地域活動支援センターは、創作的活動などの日中活動の場を確保するため、継続して支援します。

(2) 任意事業

【第3期の見込量と実績】

事業名	単 位	計画値			実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 福祉ホーム事業	月間利用者数	1	1	1	1	1
2 生活支援事業						
生活訓練事業	か所	2	2	2	2	2
	年間利用者数	8	8	8	8	6
3 日中一時支援事業	月間利用者数	77	79	82	57	64
	月間延利用日数	277	285	293	183	212
4 社会参加促進事業						
①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	(か所)	1	1	1	1	1
	年間利用者数	18	18	18	22	17
②点字・声の広報発行事業	(か所)	1	1	1	1	1
	年間支給件数	240	240	240	336	192
③奉仕員養成研修事業	年間登録者数	70	70	70	54	38
④自動車運転免許取得費給付事業	年間支給件数	2	2	2	0	2
⑤自動車改造助成費給付事業	年間支給件数	5	5	5	4	3

【第4期見込量（活動指標）】

事業名	単 位	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 福祉ホーム事業	月間利用者数	1	1	1	1
2 生活支援事業					
生活訓練事業	か所	2	2	2	2
	年間利用者数	5	3	3	3
3 日中一時支援事業	月間利用者数	69	70	71	72
	月間延利用日数	234	249	264	280
4 社会参加促進事業					
①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	(か所)	1	1	1	1
	年間利用者数	17	18	18	18
②点字・声の広報発行事業	(か所)	1	1	1	1
	年間支給件数	192	192	192	192
③自動車運転免許取得費給付事業	年間支給件数	2	2	2	2
④自動車改造助成費給付事業	年間支給件数	3	3	3	3

【見込量算出の考え方】

- 生活支援事業は、社会福祉協議会に委託している視覚障がい者歩行訓練及び生活訓練事業（吉和事業所）を対象として、必要な量を算出しました。
- 日中一時支援事業は、過去の実績をもとに増えていくものと見込んでいます。
- 社会参加促進事業は、過去の実績をもとに横ばいを見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

- 福祉ホーム、生活支援事業、社会参加促進事業は、継続して支援していきます。
- 障がいのある人の日中活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び一時的な休息を目的とする日中一時支援事業所の確保に努めます。

6 障害児通所支援等の見込量（活動指標）の算定

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障がいのある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型があります。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。 「医療型児童発達支援センター」又は指定発達支援医療機関で行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する全ての障がいのある児童を対象に、給付決定又は給付決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに障害児通所支援等の利用状況のモニタリングを行います。

【第3期の見込量と実績】

サービス名	単 位	第3期計画値			実績値	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度
児童発達支援センター	実利用者数/月	10	30	30		
	延利用日数/月	120	360	360		
児童発達支援事業	実利用者数/月	110	110	110	116	127
	延利用日数/月	330	330	330	465	546
放課後等デイサービス	実利用者数/月	203	203	203	164	219
	延利用日数/月	609	609	609	897	1,315
保育所等訪問支援	実利用者数/月				0	3
	延利用日数/月				0	3
障害児相談支援	実利用者数/月				0	26

※児童発達支援センターと児童発達支援事業の実績値は、第4期のサービス区分に合わせ、一つにまとめて表示しています。

【第4期見込量（活動指標）】

サービス名	単 位	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	実利用者数/月	128	129	140	141
	延利用日数/月	560	571	682	695
医療型児童発達支援	実利用者数/月	0	1	1	1
	延利用日数/月	0	10	10	10
放課後等デイサービス	実利用者数/月	239	262	288	316
	延利用日数/月	1,429	1,572	1,728	1,896
保育所等訪問支援	実利用者数/月	3	3	3	3
	延利用日数/月	3	3	3	3
障害児相談支援	実利用者数/月	44	77	85	93

【見込量算出の考え方】

- ☐ 児童発達支援センターは、平成29（2017）年度末までに市内に2か所事業所が設置されると見込んでいます。
- ☐ 放課後等デイサービスは、今後も増えていくと見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

- 児童発達支援センターについては、期間内におけるスムーズな開設に向け必要な支援を行っていきます。
- 放課後等デイサービスについては、引き続き開所の支援に努めるとともに、その療育機能の向上に向けた必要な支援を行っていきます。

第 6 章

計画の評価・推進体制



作品名：ピエロおにとふくろう
作 者：上田タイジ・田中忠春（くさのみ作業所）

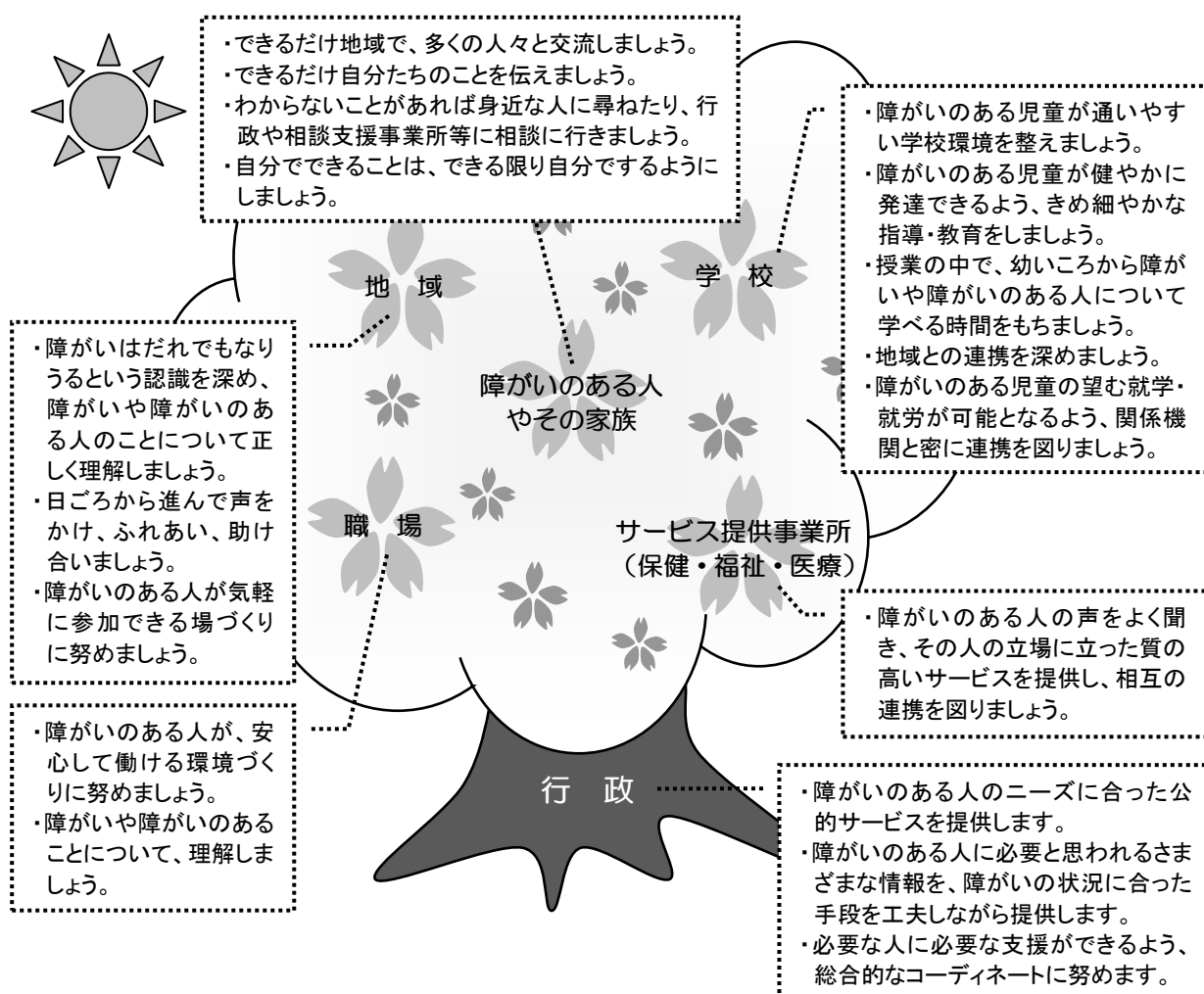
1 計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境など多くの分野にまたがっており、市の関係課はもとより、医療機関、福祉事業所、特別支援学校、民間企業、地域住民、民生委員児童委員、社会福祉協議会などとの連携・協働体制の構築が重要です。その中核的な役割を果たす、はつかいち福祉ねっこの機能を充実させることで、総合的・横断的に計画を推進していきます。

さらに、国や広島県の関係行政機関、地域等との連携を深め、総合的・横断的に計画を推進していきます。

また、計画推進には、地域の人々・組織・団体の理解や協力が不可欠です。下図は、それぞれの立場から計画推進に向けてのところがけとして、その一例を挙げたものです。障がいのある人の特性や状態に応じて、できるものから取り組み、「ひとりひとりが笑顔で暮らせるまち はつかいち」の実現をめざしましょう。

～ひとりひとりが笑顔で暮らせるまち はつかいち に向けて～

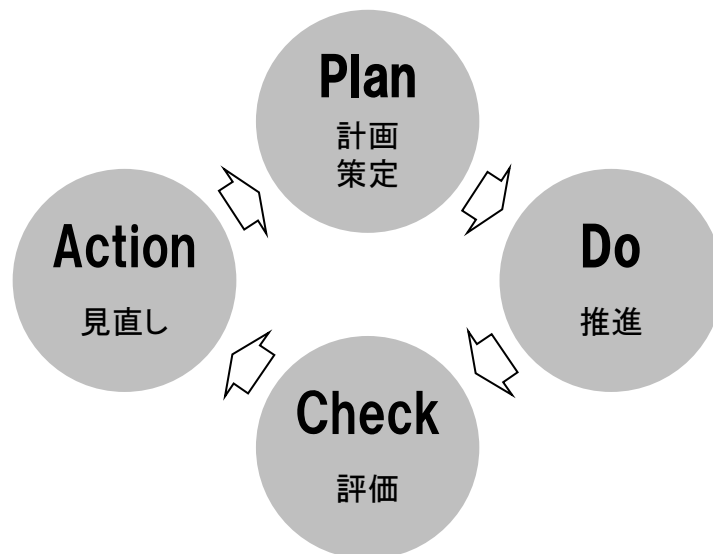


2 評価体制について

本計画は、はつかいち福祉ねっどにおいて、毎年、見込量に対する実績、また、その背景にある現状や課題等を検証し、PDCAサイクルに基づいた進捗管理、評価、見直しを行っていきます。

障がいのある人の状況やニーズは流動的で変化しやすく、それらに適切に対応していくことも重要であることから、市の窓口はもとより、障がい福祉相談センターきらりあや福祉事業所等に日常的に寄せられる意見や要望も貴重な評価としてとらえる必要があります。

ひとりひとりが、障がいのある人の状況や取り巻く環境に関心を持ち、広く情報をキャッチしようとする意識を持つことが、より細やかで実効性の高い評価体制の確立を促し、本計画の基本目標「ひとりひとりが笑顔で暮らせるまち はつかいち」の実現につながるものと考えます。



資 料 編



作品名：MIYAJIMA

作 者：くさのみの愉快的な仲間達（くさのみ作業所）

1 計画策定関係者等

(1) 廿日市市障がい福祉委員会委員名簿

分類	役職	氏名	所属
学識経験等	委員長	末 田 格	佐伯地区医師会(友和病院)
		植 田 喜久子	日本赤十字広島看護大学
		木 村 雅 昭	医療法人社団友和会 友和病院
		藤 岡 順 子	広島西こども発達支援センターくれよん
	副委員長	原 本 弘 子	廿日市市障害者相談員協議会
施設関係		川 本 義 弘	社会福祉法人 くさのみ福祉会
		丸 山 文 枝	社会福祉法人 桜虹会
		田 坂 和 子	社会福祉法人 おおの福祉会
		岩 井 耕 二	社会福祉法人 いもせ聚楽会
		宮 原 洋	社会福祉法人 ひかり会
当事者団体関係		秋 保 喜美子	はつかいち福祉ねっと 身体障がい部会代表
		郡 司 香 代	はつかいち福祉ねっと 知的障がい部会代表
		八 木 琢 之	はつかいち福祉ねっと 精神障がい部会代表
		岩 見 亜 矢	はつかいち福祉ねっと 児童部会代表
学校関係		池 田 勝 己	廿日市特別支援学校
就労関係		高 橋 章 男	廿日市公共職業安定所
		角 井 隆	廿日市商工会議所
		齋 藤 ひとみ	広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ
関係団体		濱 本 恭 子	廿日市市民生委員児童委員協議会
		梅 本 登志子	廿日市市社会福祉協議会

(順不同 任期：平成 27 年 3 月 31 日まで)

(2) はつかいち福祉ねっと 障がい別会議構成団体名簿

身体障がい部会	
廿日市市障害者福祉協会	廿日市市障害者団体連絡会
視覚障害者の会椿会	大野障害者団体連絡協議会
全国障害者問題研究会広島県支部廿日市サークル	広島ひかり園家族会
佐伯地区ろうあ協会	広島ひかり園
知的障がい部会	
ピクトハウス家族会	虹の会
友和の里保護者会(通所部)	広島県立廿日市特別支援学校 PTA
友和の里保護者会(入所部)	くさのみ作業所
廿日市市手をつなぐ育成会	ピクトハウス
くさのみ作業所家族会	友和の里
障害者施設・原家族会	ワークハウスアダージョ
おおの手をつなぐ育成会	障害者支援施設原
ファミリーレ(ワークハウスアダージョ家族会)	大野ふれあい生活介護事業所
ハーモニーOGB会	
精神障がい部会	
精神障害者家族会さくら会	友和病院
大野精神障害者家族会あいあい	訪問看護ステーションゆうわ
精神障害者家族会こぶし会	訪問看護ステーションこころーれ廿日市
脳外傷友の会「広島シェイキングハンズ」廿日市市地区会	エスペランサ
さくら作業所	にじのえき
あいあい作業所	コーヒーショップあんず
児童部会	
西部地域の療育を豊かにする会	よしわ障がい児と親の会「つぼみ」
広島県立廿日市特別支援学校PTA	ハーモニー/ハーモニーキッズ
たーとる(肢体不自由児の会)	障がい児をもつ親の会「メロディー」
発達支援教室くれよん保護者会	西部こども療育センターなぎさ園地域別グループたけのっこ
さいき障がい児と親の会「みかん」	広島自閉症協会

(順不同)

(3) 計画策定の取組の経過

日付	概要
平成 26(2014) 年	
4 月 9 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第1回知的障がい部会
17 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第1回児童部会
18 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第1回身体障がい部会
24 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第1回精神障がい部会
5 月 8 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第2回児童部会
12 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第2回精神障がい部会
14 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第2回知的障がい部会
15 日	はつかいち福祉ねっと 第1回部会代表者会議
16 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第2回身体障がい部会
6 月 5 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第3回精神障がい部会
11 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第3回知的障がい部会
19 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第3回児童部会
20 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第3回身体障がい部会
26 日	はつかいち福祉ねっと 第2回部会代表者会議
7 月 3 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第4回精神障がい部会
9 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第4回知的障がい部会
10 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第4回児童部会
11 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第4回身体障がい部会
18 日	はつかいち福祉ねっと 第1回全体会
8 月 4 日～ 15 日	アンケート調査票郵送による配布
8 月 13 日～ 11 月 5 日	当事者団体、訪問系事業所、日中活動の場系事業所、生活の場系事業所、 児童通所系事業所、相談支援系事業所にヒアリングシートの配布・回収
8 月 7 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第5回精神障がい部会
8 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第5回身体障がい部会
20 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第5回知的障がい部会
21 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第5回児童部会
9 月 4 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第6回精神障がい部会
10 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第6回知的障がい部会
18 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第6回児童部会
18 日	第1回廿日市市障がい福祉委員会開催
19 日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第6回身体障がい部会
25 日	はつかいち福祉ねっと 第3回部会代表者会議
25 日	はつかいち福祉ねっと 第1回日中活動の場系事業所会議

日付	概要
10月2日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第7回精神障がい部会
8日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第7回知的障がい部会
16日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第7回児童部会
16日	はつかいち福祉ねっと 第1回生活の場系事業所会議
17日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第7回身体障がい部会
11月5日	はつかいち福祉ねっと 第1回就労支援会議
6日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第8回精神障がい部会
12日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第8回知的障がい部会
20日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第8回児童部会
21日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第8回身体障がい部会
27日	はつかいち福祉ねっと 第4回部会代表者会議
12月4日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第9回精神障がい部会
10日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第9回知的障がい部会
12日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第9回身体障がい部会
18日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第9回児童部会
25日	はつかいち福祉ねっと 第5回部会代表者会議
25日	第2回廿日市市障がい福祉委員会開催
26日	市議会産業厚生常任委員会説明会
平成 27(2015) 年	
1月8日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第10回精神障がい部会
9日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第10回身体障がい部会
14日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第10回知的障がい部会
15日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第10回児童部会
19日～30日	パブリックコメントの実施
22日	はつかいち福祉ねっと 第6回部会代表者会議
2月4日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第11回精神障がい部会
5日	はつかいち福祉ねっと 第7回部会代表者会議
6日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第11回身体障がい部会
12日	第1回廿日市市保健福祉審議会
13日	はつかいち福祉ねっと 第2回全体会
19日	はつかいち福祉ねっと 障がい別会議 第11回児童部会
19日	第3回廿日市市障がい福祉委員会開催
3月17日	第2回廿日市市保健福祉審議会

2 はつかいち福祉ねっと障がい別会議から出た主な意見のまとめ

(1) 身体障がい部会

当事者団体から寄せられた主な声	要望のまとめ（課題）
福祉サービスを利用しやすくしてほしい - 生活上必要な日常生活用具でも給付対象にならない人がいる。 - 障がい種別や等級が同じでも、タクシーチケットが必要な人と必要でない人がいる。外出方法が電車やバスの人もある。 - 視覚障がい者の場合、通院時院内移動等のサポートが必要。同行援護が利用したい。 - 視覚障がい者の生活訓練制度が白杖訓練以外整っていない。 - 視覚障がい者にとってＩＴ機器は情報収集や娯楽に重要な役割を持つが、訓練やサポート体制が整っていない。 - 緊急時に支援が受けられるかどうか心配。 - 保護者による介護が難しくなった後、施設入所を選択したくても待機者が多くすぐに利用できない。 - 保護者の高齢化により、入院入所を選択せざるを得ない人が増えている。 - 吸引等医療的ケアが必要なために、利用できるサービスや施設が限られることがある。 - 手話のできる職員がいる老人ホームがあるといい。 - 佐伯・吉和・宮島地域には事業所が少ない。事業所の送迎エリアからも外れサービス利用がしにくい。 - 地域間でサービスの格差がないようにしてほしい。	福祉サービスの充実が必要 - 日常生活用具の対象を拡大してほしい。 - 外出支援として、タクシーだけでなくバスや電車も助成対象にしてほしい。 - 同行援護に対応可能な事業所が増える対策を検討してほしい。 - 視覚障がい者への生活訓練内容を充実させてほしい。 緊急時に利用できるサービス体制の充実が必要 - 急病時や夜間の緊急時など必要なときにホームヘルパー、ガイドヘルパーが利用できるようにしてほしい。 - 緊急時にショートステイが利用できるよう利用枠の確保がしてほしい。 安心して過ごせる場の充実が必要 - 必要なときに長期間の待機なく施設入所やグループホーム利用ができる対策を検討してほしい。 - 医療ケアに対応できる人員配置ができる対策を検討してほしい。 - 介護保険対応になり介護保険施設を利用するようになった場合でも、障がい特性を理解した対応がしてもらえるような対策を検討してほしい。 格差への対応を - 年齢、地域間での格差が生じないように、市民が同等にサービス利用できるような対策を検討してほしい。
みんなに情報が届くようにしてほしい - 障がいのある方には情報発信方法（パソコン、携帯電話、ＦＡＸ等どんな方法なら情報を受け取ることが可能か）の確認が必要。 - 一人暮らしの聴覚障がいのある方へは災害時等緊急情報をＦＡＸで提供することになっているが、自宅にいない場合もあるので、携帯電話でのメール配信をしてもらいたい。 - 視覚障がい者は、紙での情報提供や一度の説明では理解できにくい。継続的なケアをお願いしたい。 - 新たな制度等の情報提供が円滑に行われているかが疑問。 - 視覚障がい者は、市からの封書に気付かないことがある。	情報発信方法の充実が必要 - パソコンや携帯電話など、本人が情報を得やすい方法での情報発信をしてほしい。 災害時の情報発信方法の周知を - 安心・安全メールなど災害時の情報発信方法があることを、もっと広めてほしい。 情報の周知を - 福祉に関連した新たな情報等を届けてほしい。 - 制度の説明や情報提供は継続的に行ってほしい。 - 市からの封書へのエンボス加工を全課に広げてほしい。

当事者団体から寄せられた主な声	要望のまとめ（課題）
相談体制の充実を ・きらりあを知らない人がおられる。 ・きらりあは扉が閉まっているため入りにくい。 ・聴覚障がい者は電話での相談ができない。支所・本庁間にはテレビ電話が設置されているが、支所までいかないと利用できない。スマホ対応してもらえるとテレビ電話が使える。	いつでも気軽に相談できる体制づくりが必要 ・きらりあを周知してほしい。 ・相談しやすい環境を整備してほしい。
介護保険対象になっても変わらない生活を ・介護保険が優先され、サービス量が減ったり、今まで使えていたサービスが使えなくなってしまう。1割負担も生じ経済的負担が増える。 ・訪問リハビリなど、医療保険（重度医療）から介護保険に変わると、費用負担が増える。 ・重度の障がい者は「制度」の線引きにより65歳になると地域で自分らしく生活することが難しくなってしまう。	障がいに応じた相談体制の充実が必要 ・聴覚障がい者が自宅から相談できるよう、テレビ電話やスマートホンの活用を検討してほしい。 ・きらりあにも手話のできる人を配置してほしい。
介護保険対象になっても変わらない生活を ・介護保険が優先され、サービス量が減ったり、今まで使えていたサービスが使えなくなってしまう。1割負担も生じ経済的負担が増える。 ・訪問リハビリなど、医療保険（重度医療）から介護保険に変わると、費用負担が増える。 ・重度の障がい者は「制度」の線引きにより65歳になると地域で自分らしく生活することが難しくなってしまう。	経済的負担の軽減を ・障がいのある人は医療以外でも健康維持のために費用がかかる。制度に拘らない状況に応じた費用負担の在り方を検討してほしい。
障がいの早期発見・早期療育を ・早期発見、早期療育のため、早急に児童発達支援センターを設立してほしい。	変わらないサービス利用を ・介護保険優先になっても、必要なサービスは変わりなく利用できるようにしてほしい。
障がいを理解し、支え合える地域づくりを ・視覚障がい者は、声をかけられないと周囲に人がいる事やその人の表情もわからない。一斉清掃、ゴミ出し等自治会活動の役割を果たしたくてもできないことへの理解やフォローをしてほしい。 ・聴覚障がい者は健聴者とコミュニケーションがとりにくい。話が通じない、すれ違うところがあり差別を感じる。 ・ガイドヘルパーと外出をすると、障がいのある当事者が質問したのにもかかわらずガイドヘルパーに回答されることがある。これも偏見・差別であることを知ってほしい。	児童発達支援センターの設立を ・児童発達支援センター設立のため、市から援助してほしい。
就労支援の充実を ・視覚障がい者の就労支援として、鍼灸師などへの優先的就労支援、職場の理解や機器の整備の啓発をしてほしい。 ・障がい者に対する理解や努力、サポートのための専門スタッフ確保等をしてもらいたい。 ・IT技術等、障がいのある人が就職する力をつけるまで、国からの支援が必要。	障がいについての啓発・取組が必要 ・障がいについて、それぞれの障がいに合わせたコミュニケーションの取り方についてなど知ってもらふ啓発活動をしてほしい。 ・啓発活動から、支え合える地域づくりをめざしてもらいたい。
生活環境 ・音の出る信号機が増えてほしい。	就労に向けての支援の充実を ・就労にむけ、障がい者が能力を生かせるサポート体制を充実してほしい。
生活環境 ・音の出る信号機が増えてほしい。	安心して暮らせる環境調整を ・音響式信号機を増やしてほしい。

その他

- ・65歳になり後期高齢者の対象になったため、国保の特定健診（廿日市市は無料）の対象から外れた。案内も来なくなり、健診を受けようと思うと費用がかかるようになった。
- ・重度医療対象者の後期高齢者医療保険の加入時期を検討してほしい。

(2) 知的障がい部会

当事者団体から寄せられた主な声	要望のまとめ(課題)
<u>ひとりひとりにあった職場で力を発揮したい</u> - 就労系事業所(就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型、生活介護など)が不足している。 - 福祉就労、一般就労にかかわらず「次のステップにチャレンジしたいが、失敗したら戻る場所が無くなる」という不安から、その一歩が踏み出せない人がいる。 - 就業・生活支援センターの存在を知らず、支援が受けられないままに退職してしまう人がいる。 - ジョブコーチの制度の充実が必要。	<u>安心して通い続けることのできる福祉就労の場の充実</u> - 福祉就労系事業所の不足を解消してもらいたい。 - 福祉就労系事業所では、その人の発達や生活にあわせ、日常生活に必要な力(あいさつ、人付き合い、読み書き、お金の計算、料理など)が伸びるよう、支援してもらいたい。 - 既存の事業所、新規参入の事業所が安定的に事業運営できるように、市から国に報酬単価の引き上げを要望してもらいたい。 「市街化調整区域」でも新しい事業所を開設できるようにしてもらいたい。 - 事業所が参入しづらい山間地域等については、市独自の助成をしてもらいたい。 <u>安心して一般就労にチャレンジできる仕組みづくり</u> - 市役所で、障がい者雇用のための仕組みを整えてもらいたい。(ワークステーション、直接雇用など) - その人にあった業務内容、期間等で働くことができる“障がいのある人のための人材派遣会社”のようなものがあるとよい。 - 社会雇用制度(大阪府箕面市)に取り組んでもらいたい。 - もっと就業・生活支援センターを周知し(特に、特別支援学校の進路以外を選択した人)本人、家族だけで悩む人を減らしてもらいたい。 - ジョブコーチ制度を充実させてもらいたい。
<u>ひとりひとりが望む生活の場で安心して暮らしたい</u> - 緊急時に利用できるショートステイが見つかりにくい。 - グループホーム、入所施設が不足している。(特にグループホームは、消防法改正の関係で、民間賃貸住宅では新規参入しにくくなっている。) - 障害基礎年金2級では、経済的にグループホームでの生活が苦しい。 - 可能な限り親子で生活し続けたい。 - 親が元気なうちから、実家を離れて生活したい。 - 災害時のことが心配。	<u>安心して暮らすことのできる社会資源の整備</u> - 緊急時に利用できる、日中一時支援、ショートステイ事業所の調整をしてもらえる仕組みがほしい。 - 緊急時に空床が保障された、24時間365日体制の日中一時支援、ショートステイのような社会資源の整備をしてもらいたい。場所は、普段から慣れているあいプラザや地域の学校の空き教室の活用なども検討してもらいたい。 - グループホームがもっと増えるよう、既存の事業所、新規参入の事業所が安定的に事業運営できるように、市から国に報酬単価の引き上げを要望してもらいたい。 - 介護が必要になった親と子で入居できる施設を整備してもらいたい。

当事者団体から寄せられた主な声	要望のまとめ（課題）
<u>相談支援、福祉サービス、その他制度を利用しやすくしてもらいたい</u> ・きらりあのスペースを広げ、職員をもっと増やしてほしい。 ・サービス等利用計画作成を担当する相談支援専門員が忙しすぎる。気の毒で色々頼みにくい。 ・療育手帳Bでも、重度医療が利用できるようにしてもらいたい。 ・ショートステイは、1泊2日でカウントされるため、1泊ずつ利用していると支給決定日数が不足してしまう。 ・タクシー券をパスピー、オムツなど、必要なもので使えるようにしてもらいたい。 ・男性ヘルパーが少ない。 ・通所でも移動支援を使えるようにしてもらいたい。支給時間数をもっと増やしてもらいたい。 ・医療費助成の所得制限を本人所得でみてもらいたい。全国統一の制度にってもらいたい。 ・65歳以降、介護保険優先ではなく、障害福祉サービス優先にしてほしい。 ・入所施設利用者は、その職員体制から、なかなか外出することができない。グループホーム利用者にも同様の課題がある。	・災害時には、障がいのある人専用の福祉避難所をつくってもらいたい。 <u>それぞれのニーズに応えられるような、相談支援事業の充実と福祉サービスの柔軟な運用</u> ・きらりあのスペースを広げ、職員を増員し、相談しやすい環境を充実させてもらいたい。 ・相談支援事業所は赤字経営のため、市から国に報酬単価の引き上げを要望するとともに、市独自の補助金をつけてもらいたい。 ・療育手帳Bの人も重度医療が利用できるように県に要望してもらいたい。 ・ショートステイについては、緊急時以外でも、それぞれに必要な支給決定をしてもらいたい。その他サービスについても、生活に必要な支給決定量を増やしてもらいたい。 ・タクシー券については、パスピーやオムツ等、その人に必要な物で支給するようにしてほしい。 ・オムツの支給対象になっていない方（3歳未満で脳原性運動機能障がい etc…に該当しない方）にもオムツの支給をしてもらいたい。 ・男性のホームヘルパーが増えるような取組をしてもらいたい。 ・介護保険に移行した人が困らない制度設計にってもらいたい。 ・入所施設利用者の外出機会を増やすことができるように、何らかの対策を検討してもらいたい。（「職員が十分に配置できるようになり、外出支援対応ができるようになる」「移動支援が利用できるようになる」などその方法は問わない。）
<u>サービスや制度等の情報が届いておらず、困っている人がある</u> ・自立支援医療、重度医療を知らない人がある。 ・年金制度について良く知らなかったために、受給できなくなってしまった人がある。（特に、未納期間の関係） ・福祉制度について知らない学校の先生が多い。 ・特別支援学校では定期的に福祉制度の学習をする機会があるが、地域の学校の特別支援学級在席の家族には、福祉制度等の情報が入りにくい。 ・自書ができない障がい者は、金融機関の通帳を作ることが難しい。 ・色々な情報がわかりにくい。 ・新しい事業所情報などが入ってこない。（イン	<u>情報不足で、サービスや制度を活用できない人を無くす</u> ・繰り返し情報の周知が必要なため、市の窓口、医療機関、相談支援事業所、福祉サービス提供事業所等で、「福祉サービス便覧はお持ちですか？」と声をかけ、その人が活用できるサービスの手続きに漏れが無いかどうか確認してもらいたい。 ・当事者、家族にとって使いやすい福祉サービス便覧を作成してもらいたい。 ・学校で先生や保護者向けの制度説明会を開催してほしい。 ・学校を通して、障がい福祉に関する情報（研修会など）を流すようにしてもらいたい。 ・わが子が成人している保護者の知恵を若い保

当事者団体から寄せられた主な声	要望のまとめ（課題）
ターネットが使えない人も多い。） ・ 家族団体の情報が若い家族に届いていない。（団体の高齢化の課題にもつながっている。）	護者に伝える機会を作ってもらいたい。 ・ 若い家族向けに、既存の団体を紹介し、新規加入を促進させたい。そのため、はつかいち福祉ねっと団体紹介一覧を社協 etc…色々な所で配布してもらいたい。 ・ 最新情報については、はつかいち福祉ねっとを通して、随時配信するようにしてもらいたい。（部会での資料配布等）
<u>一般の人に、もっと障がい福祉に関心をもってもらいたい</u> ・ 日ごろから福祉とつながりのない方は、福祉系の学習会やイベントには、参加してもらえない。 ・ 社会が不審者情報などに過敏で、気軽に声をかけ合えない風潮がある。（障がいのある人が不審者扱いされてしまうことがある。障がいがあるらしき人と出会い、心配で声をかけようとしても、不審者扱いされてはいけなさと躊躇してしまう。） ・ 警察での障がい者理解が不足している。	<u>もっと、障がいのある人となない人のつながりを深める</u> ・ 日常的に、保育園、小・中学校での「本当の福祉教育」を実施してもらいたい。（障がいのあるなしにかかわらず、みんなひとりひとりがかけがえのない存在なのだと学ぶことで、自分も相手も大切にすることができる大人へと成長していく。） ・ 医療機関や銀行など、障がいのない人の出入りが多く、待ち時間の長い場所に、障がい福祉に関する啓発物やはつかいち福祉ねっと通信などを置いてもらいたい。 ・ 警察や市役所等で、積極的に障がい福祉について学ぶ機会をもってもらいたい。 ・ 障がいのあるなしにかかわらず、みんなが助かる地域のつながりづくりに取り組んでもらいたい。 →あいさつ運動（空き巣が減る） →防災訓練 →寺子屋（高齢者が子どもや障がいのある人に勉強や遊びを教える）
<u>その他</u> ・ 成人の余暇活動の場が少ない。 ・ 事業所職員の求人を出しても、応募がない。 ・ 啓発活動やその他様々な活動の効果がわからない。	・ 障がいのある人を対象にした余暇活動の場を増やすとともに、一般の方対象の活動の場に、障がいのある人の受け入れもできるようにしてもらいたい。 ・ 福祉の職場の人材確保のための対策を検討する必要がある。 ・ 啓発活動や各種活動に対する効果の評価が必要。

(3) 精神障がい部会

項 目	当事者団体から寄せられた主な声
安心して働くための支援体制が必要	<u>ジョブコーチの充実</u> ・障がいのある人が安心して働けて、企業も安心して雇用できる環境の整備のためにジョブコーチを充実させてほしい。
福祉的就労の場が不足	<u>就労継続支援事業所の充実が必要</u> ・就労継続支援 A 型の事業所が少ない。 ・就労継続支援 B 型の事業所は定員がいっぱいで、受け入れが難しくなっている。 ・佐伯地域には事業所が少なく、サービスを選ぶことが難しい。廿日市地域や大野地域の事業所に通所しようとする多くの交通費が必要で負担がある。
障がいの理解や啓発が必要	<u>広報や研修などでの啓発の促進</u> ・広報や研修での啓発を継続的に行ってもらいたい。また、当事者が主体となるような機会が増える方法も考えてほしい。 ・広報はつかいちで障害者週間に合わせて、障がい者特集を行うなどの取組をしてほしい。 ・自殺対策、虐待防止等に関する啓発に一層取り組んでほしい。 ・精神保健福祉ボランティア講座を継続してほしい。 <u>高次脳機能障がいの啓発が必要</u> ・高次脳機能障がいについて、理解し支援ができる人が増えてほしい。家族や支援者への学習の機会や啓発、広報が必要。
医療機関などへのスムーズな受診ができるように	<u>医療機関への早期受診ができる体制整備が必要</u> ・未受診の方を往診してくれる医療機関が増えてほしい。 <u>医療費等の経済的負担の軽減</u> ・定期的な通院は必要だと思っているが、医療費や交通費が負担に感じることがある。助成制度があればと思う。
地域生活を送るためのサービスが不足	<u>長期入院されている人への支援が必要</u> ・長期に入院をされている人の約6割が、退院を希望されている。(アンケート結果より)しかし、「家族の受け入れ体制の難しさ」、「家を借りる際の保証人がいない」、「本人が出たがらない」、「グループホームなどの地域の社会資源が不足している」といった、多くのハードルがある。 <u>短期入所、グループホームの充実が必要</u> ・短期入所の事業所の数は増えてはきているが、利用者の数も増えていて、利用したい時に難しいことがある。 ・廿日市地域で利用できる短期入所やグループホームの事業所が少ない。 ・グループホームから単身で生活を始める人が少ないためグループホームの空きができない。 <u>ソーシャルクラブの充実</u> ・参加者の募集方法や内容については検討が必要だとは思いますが、継続してもらいたい。 <u>一人暮らしなどの準備ができる場が必要</u> ・グループホームや一人暮らしの方への入浴、調理、ゴミの分別など、日常生活に関する事を学ぶ場があればよい。 ・将来的に一人暮らしをしてみたいと思っているが、いきなりは不安がある。練習などができる場所があると安心する。

項 目	当事者団体から寄せられた主な声
地域生活を送るためのサービスが不足	<u>施設交通費助成の継続と拡充</u> - 施設通所交通費助成は、自力で通所する人にはとても助かっている。今後も継続してほしい。 - 本人が遠方の通所事業所を希望した時に、交通費助成の上限額を超えてしまうことがあり、負担に感じる。助成金額の上限を撤廃してもらいたい。 - 施設通所交通費助成の対象条件に世帯収入があり、助成を受けられない人がいる。他の給付と同じように本人の所得だけで判断してもらいたい。 <u>福祉サービスを利用しやすくするために</u> - 工賃を上回る利用料を払いながら通所されている人がいる。市として利用料免除をお願いしたい。 - 福祉サービスの利用が煩雑になりすぎてわかりにくい。利用しようと思っても手続きなどに時間がかかってしまう。もう少しわかりやすくしてもらいたい。 <u>相談機関などの周知について</u> - 相談機関などの周知がまだ不十分で、知らない人もいる。窓口などでの周知をしてもらいたい。 <u>親としての将来的な不安</u> - 現在は困っていることは少ないが、将来、親が病気になったり介護が必要になったときに本人の生活がどうなるのが心配。
余暇活動の充実	<u>社会参加に関する経済的負担の軽減</u> - 休日に外出することはあるが、バスを利用することが多く交通費の負担を感じる。(佐伯地域) - 公共の交通機関に乗ることもあるので、タクシー助成券ではなく PASPY を選ぶことができると社会参加がしやすくなる。
その他	<u>事業所運営の困難さについて</u> - 職員の不足、定着の難しさがある。そのため、職員の質の向上が難しい。 - グループホームや相談支援の事業では採算がまったく取れないため経営的に厳しい。 <u>家族会の高齢化について</u> - 家族会の会員が高齢化していて、定例会を開催しても人数が集まりにくい。また新しく入られる人も少なくなっている。行政にも積極的に協力してもらいたい。

(4) 児童部会

当事者団体から寄せられた主な声	要望のまとめ(課題)
<u>保護者が子どもの状態を早期に受け入れることができるようになるための支援体制が必要</u> - 子どもの発達や育児について、適切で具体的なアドバイスを受ける機会が少ないために、子どもの状態の受け止めに時間がかかる保護者がいる。 - 医療機関以外で、気軽に専門の発達相談を受けることのできる場が少ない。	<u>早期発見、早期療育体制の充実</u> - 乳幼児健診で配布されているポジティブライフガイドを幼稚園、保育園、小学校、中学校や医療機関でも掲示や配布を行い、繰り返し保護者に発達障がいに関する情報を入れてもらいたい。 - 乳幼児健診で「最近の子どもの傾向とよりよい子育て環境について」という講習をしてもらいたい。 - 保護者や子どもが適切な支援を受け、不安なく子育てができるように、小児科医、健康推進課、障害福祉課、広島西こども発達支援センターくれよん、きらりあ、はつかいち福祉なっとで連携を深めてもらいたい。 - ペアレントメンターの取組をスタートさせてもらいたい。
<u>療育の場が不足している</u> - 子どもたちの年齢や発達にあった支援を受けることのできる療育の場が不足している。 - 市内に毎日通うことのできる療育の場が少ない。 - 医療的ケアが必要な子どもが利用できる療育の場が少ない。 - 佐伯、吉和地域に療育の場が少ない。	<u>子どもたちの年齢や発達、医療の必要度にあった療育が受けられる場を増やす</u> - 児童発達支援センター(福祉型・医療型)をつくってもらいたい。 - 発達の支援が必要な乳幼児が通うことのできる療育の場を増やしてもらいたい。 - 佐伯、吉和地域に療育の場を増やしてもらいたい。
<u>余暇活動の場が量的・質的に不十分</u> - 放課後等デイサービス事業所は増えたが、療育的な要素が少ない事業所もあり、目的(預かり、療育)にあわせた事業所を選択しづらい。 - 複数の放課後等デイサービス事業所との利用契約をしなければ希望日に利用できないため、子どもも混乱する。 - 日中一時支援事業所が少ない。 - 留守家庭児童会の利用対象が障がいのある児童は6年生までとなったが、専門の職員が配置されているわけではない。 - 特別支援学校に在籍している子どもは留守家庭児童会を利用することができないため、保護者が就労する場合などに困っている。	<u>子どものニーズや目的にあった余暇活動の場を必要に応じて利用できる体制づくり</u> - 豊かな放課後の必要性を保護者や放課後等デイサービス事業所に知ってもらうための学習などが必要。 - 放課後等デイサービス事業所は「ただ過ごせばよい、経験すれば良い」「形だけの療育」というのではなく、「発達の視点を入れた、より丁寧で豊かな取組」を実施する事業所へと質を向上させてもらいたい。 - 預かりについては、日中一時支援事業所に特化させる。そのために、市による日中一時支援事業所の指定要件の緩和を進め、事業所運営が成り立つように報酬単価を上げてもらいたい。 - 保護者の都合や事業所の受け入れ事情により子どもが混乱しないような、利用事業所の調整機能がほしい。 - 障がいのある児童がより適切な支援を受けられるよう、留守家庭児童会に専門の職員を配置してもらいたい。 - 特別支援学校に在籍している子どもが留守家庭児童会を利用できるようにしてもらいたい。

当事者団体から寄せられた主な声	要望のまとめ（課題）
<u>将来の見通しがたらず不安</u> ・わが子が将来大人になった時に、こういった相談支援が受けられるのか、こういった職場があるのかなどが心配。 ・きらりあへの存在は知っていても、どのように利用し、相談すれば良いかわからない。 ・生徒が2人以上いなければ、特別支援学級が設置できない。 ・通級指導教室が少ない。 ・小学校から中学校に進むときの連携が不十分。 ・校長先生がかわると、対応方法がガラッとかわってしまい、親子ともに混乱してしまう。 ・進路選択に関する情報を保護者が知らず、適切な支援を受けることができない子どもがいる。 ・療育手帳を所持していなければ廿日市特支に入学できない。 ・発達的な支援が必要な生徒の義務教育終了後の進路選択が課題。 →公立中学校では、知的障がいの教育課程を取らざるを得ないため、内申点がつかず、公立高校が受験できない場合がある。（私立高校、専門学校、通信制高校は費用が高い。） →進路相談の時期に、情緒障害児学級在席のわが子の教育課程が知的障がいの教育課程だと知る保護者がいる。	<u>ライフステージを通して、専門的で適切なアドバイスや支援が受けられる体制づくり</u> ・きらりあに発達障がい専門の相談員を配置するとともに、発達相談員を増員してもらいたい。 ・きらりあへの相談につながりやすい仕組みを当事者団体、きらりあと一緒に考えてもらいたい。 <u>学校教育の充実</u> ・生徒一人でも特別支援学級が設置できるよう、また、通級指導教室を各学校に設置できるよう、市から県に働きかけてもらいたい。 ・習熟度別指導をしてもらいたい。 ・特別支援学級、特別支援学校の先生の専門性を向上させてもらいたい。その他の先生についても、発達障がいやその指導に関する知識を深め、指導力を高めてもらいたい。（発達障がい対応のスキルは、通常学級の運営にも役立つ。） ・保護者に対しては、入学前から、教育相談や教育課程、教科書（特別支援学級用）、その後の進路情報などを適切に、繰り返し情報提供してもらいたい。 ・福祉的視点を持った専任の特別支援コーディネーターを配置してもらいたい。 ・将来的には、全ての学校を少人数クラスにしたい。 ・療育手帳を所持していなくても（発達障がい）廿日市特別支援学校に入学させてもらいたい。又は県で療育手帳の交付範囲を広げてもらいたい。 <u>わが子にあった職場選択ができる体制づくり</u> ・もっと就業・生活支援センターを周知し（特に、特別支援学校の進路以外を選択した人）、本人、家族だけで悩む人を減らしてもらいたい。 ・就労に直接結びつけるための支援を充実させてもらいたい。 →A型事業所や移行支援事業所設置のために、福祉と企業で協力してもらいたい。 →障がい者雇用理解がある企業を増やしてもらいたい。 →プラチナ世代の人達からその仕事技術を指導してもらえるような場がほしい。 ・就労継続支援A型、B型、生活介護などの事業所を増やしてもらいたい。

当事者団体から寄せられた主な声	要望のまとめ（課題）
<u>福祉サービス、その他の制度を利用しやすくしてもらいたい</u> ・登校支援（保護者の就労や急な病気の場合）のサービスが無いので困っている。 ・保護者にも障がいがある家庭や周囲の手助けが少なく子育ての負担が大きい家庭など、支援の必要度が高い家庭への支援が不十分。 ・小さいうちから移動支援に慣れていなければ、自閉性による人見知り、場見知り、コミュニケーションの困難さなどの障がいの特性により、移動支援を利用することが困難な子どもがいる。 ・毎月のサービス利用料の償還払いの手続きが大変。 ・市役所の窓口の受付時間が限られているため、仕事をしていると手続きになかなか行くことができない。 ・発達障がいや排せつのコントロールができない子どもにはオムツの支給がないため費用がかさんでしまう。 ・精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療の手続きを一度にすれば診断書が一通で足りることを知らなかった。 ・障がい者手帳を所持していない子どもの保護者には情報が入りにくい。 ・車の運転免許がない保護者は子どもと外出することが困難になりやすい。	<u>それぞれのニーズに応えられるように制度を柔軟に運用する</u> ・登校時でも移動支援を使えるようにしてもらいたい。 ・障がいのある未就学児を預けることができる場を増やしてもらいたい。 ・子どもの障がい特性、家庭状況などの一定の要件を満たせば、未就学児でも移動支援を利用できるようにしてもらいたい。 ・タクシー助成券については、パスピーやオムツ等、その子に必要な物で支給してもらいたい。 ・現在障害福祉課と健康推進課に分かれているサービス申請の窓口を一本化してもらいたい。 ・償還払いの手続きなどを土日祝祭日にもできるようにしてもらいたい。 <u>それぞれにとって必要な情報が漏れなく伝わるようにする</u> ・家族、学校の先生が使いやすい児童の福祉サービス便覧を作成してもらいたい。 ・幼稚園、保育園、学校の先生から保護者に対し、相談窓口情報を提供してもらいたい。
<u>一般の人に、もっと障がい福祉に関心を持ってもらいたい</u> ・福祉とつながりのない人たちとつながれていない。 ・広報が行き届いていない。 ・見た目では障がいがあることがわからないために子どもの行動を理解してもらえない。 ・障がい者が犯罪に関わったり、巻き込まれたりすることがある。 ・障がいのある子どもへの偏見に傷つき、孤立している家庭がある。	<u>一般の人たちに障がい福祉を身近に感じてもらう工夫を行う</u> ・興味関心はそれぞれ違うので、色々な人をターゲットにした学習会やイベントを開催してもらいたい。（有名人の活用。） ・学校PTAであいサポート研修を受けてもらいたい。 ・高齢者と障がい者の垣根を越えた広報を行う。 ・はつかいち福祉ねっと通信を広報やあいとぴあに折り込んでもらいたい。 ・障がい福祉系の情報を市民センターや病院の待合などに掲示してもらいたい。 ・見た目では障がいがあることがわかりにくい子どもの行動などを周囲の人に理解してもらえるよう、広く知れ渡っているマタニティマークのようなマークをつくってもらいたい。 ・障がい者が犯罪に関わったり、巻き込まれたりすることをなくすため、地域の人や警察、支援者が協力できる体制を整えてもらいたい。 ・障がいのある子どもへの偏見を無くす取組をしてもらいたい。また、孤立している家庭へのフォローとなるよう、障がいのある子どもを持つ家族同士が気軽に交流できる場を増やしてもらいたい。 ・家族会の情報を広報などでもっと広めてもらいたい。

3 事業所から出た主な意見のまとめ

(1) 訪問系（訪問介護事業所）

項目	現 状
事業運営上の課題	・介護保険事業の提供時間と重なった時間に依頼がある。 ・障がいにかかわるヘルパー職員が少ない。 ・判断能力が十分でない一人暮らしの障がい者の対応に苦慮する。 ・正職員数は充足しているものの訪問時間が重なると（朝、夕など）その時間だけヘルパー不足が生じる。時間を柔軟に対応してもらえる臨時職員数の確保が今以上に必要かもしれない。 ・曜日訪問時間帯決まっているが、訪問のお休み・時間変更の依頼が度々あるケースがあり、利用者さんの希望（時間変更）になかなか答えることができていない。 ・障がい児の親御さんが、サービス以上の要求をされる。
利用者のニーズ	・普段は決まった内容でいいけれど、休日にいつでも対応してほしい。 ・中途障がいの方は、慣れた決まったヘルパーに付いてほしい。 ・自宅での入浴介助の要望が多い。 ・障がいのある人の年齢が高くなるとおのずと家族も高齢になり家族も含めての支援が必要になることがある。 →他職種の連携が必要だと思う。 ・（特に一人暮らしの人）、お金の使い方、健康管理（食生活、清潔の保持）など留意したい。 ・障がい者は、利用期間が長いケースが多い。措置の頃からの利用者もあり現在の算定基準に合った訪問内容（訪問計画）では不十分と感じている。 ・郵便物（書類等）を読んでもわからない。どうしてよいかわからない。誰に相談してよいかわからないとの声を聞く。

(2) 日中活動の場系（生活介護、就労継続支援事業所等）

項目	現 状
事業運営上の課題	・報酬基準が低く、しっかりとした職員配置ができず、正規職員の増員が難しい。 ・募集しても人が集まらない。正規、非正規にかかわらず応募がない。 ・正規職員が有休で休んだ場合配置基準に影響はないが、臨時職員が休んだ場合配置基準を維持する必要があるので大変。 ・男性職員が集まらない。 ・職員の配置が難しく、研修等を受けさせてスキルアップさせることが難しい。 ・利用者に合った仕事の確保に努める必要がある。 ・ひとりひとりの力を発揮できるように、何を大切にしていくのか考え直す必要がある。 ・障がいのある人が就労に向けて能力を高めていくための、事業所内の訓練内容のPDCA サイクルの確立が必要である。 ・工賃アップするように売上げを伸ばす必要がある。 ・利用者の高齢化により、今までと違った配慮等が必要になってきた。10代の利用者と50歳以上の利用者が一緒に何かをやるというところに困難さを感じる。もっときめ細やかな支援が必要なのだと思う。 ・知的障がいの区分の高い方への支援は複数での対応が必要なケースもあり、しっかり報酬に反映してほしい。

項目	現 状
事業運営上の課題	・運営費（報酬）の問題から、パート職員での対応とならざるを得ない状況にある。支援にあたっては、専門性や経験も必要であり、正規職員の増員が必要。そのためにも、報酬の見直し、日割り計算の改善（人件費部分の定額制の導入）など行ってもらいたい。 ・定員超過に向けた具体的取組（法人としての次の受け入れ先の確保など） ・朝、夕方の着換、各食事後の口腔ケア、トイレ介助等、特定の時間帯に多くの人員が要求される。この時の職員配置をどうするかが大きな課題となっている。 ・身体障がいの方のリハビリ、身体・知的に重度な方の中での過ごし方は、生産性を上げる作業重点型か、デイサービスのより豊かな時間を過ごす時間の提供をする余暇活動型か選べる必要があるのではないか。 ・日中活動の支援だけでは、支援になり切らない事例にたくさん出会う。 ・本人への直接支援以外の支援が必要な時など事業所の持ち出しで援助をせざるを得ないことに多々出会う。
利用者のニーズ	・当事者の方にとって、障害年金の減額が生活に不安をもたらしていると感じる。 ・当事者の方は、親亡き後の生活に漠然とした不安を抱いている。 ・親亡き後の生活不安。親、本人にとって一番の心配ごとは間違いなく、生活の場がないこと。日中は日中活動系事業所の利用ができるが、夜の生活の場はまだ少なく家以外での生活する場所がない。当事業所の利用者家族も親が高齢になられ、365 日利用できる生活ホームを切に願っている。 ・親の体調不良や病気などの際のショートステイの利用。 ・工賃アップを考える中、みんなで話をすると、工賃は増えなくても今のまま自分のペースで内職がいいというメンバーが多い。 ・社会参加の機会が少ない。 ・各サービスを利用する上で、手続きが複雑。 ・送迎のエリアを超えている人、又自立へつなげるためにも公共交通機関等を利用して通所される人は、工賃以上に交通費がかかって、通所することでマイナスになる人がいる。広島市は通所交通費の上限額を撤廃している。廿日市市もそうしてもらいたい。廿日市市にないが、広島市にはある事業所に通いたくても交通費の負担からためらうことなく利用できる環境を整えてもらいたい。そうすれば、あえて廿日市市内に事業所が増えなくても広域的に利用できるようになるのではないか。 ・緊急時の際（保護者の冠婚葬祭、疾病や単身世帯利用者本人の傷病及び生活環境の変化）に、柔軟対応できるサービスの拡充→日中一時、緊急入所、移動支援・家事援助の利用上限時間数の増。 ・廿特卒業生、在宅の障がいがある人の日中活動の場の受け入れ先の拡充→既存の利用者の精神的負担軽減も含めて。 ・地域活動支援センターが少ない。 ・軽度の方の就労以外の日中活動の場がない。 ・廿日市市には A 型事業所が少ない。 ・就労 B からは、直接一般就労というよりも、今は広島市にある就労 A に移行する人が多い。

(3) 生活の場系（障害者支援施設、グループホーム事業所）

項目	現 状
事業運営上の課題	- 生活の場の事業は、きめ細かい対応や支援が必要で職員配置が必要なのに配置基準が低い、給付費が少ない - 短期入所では、支援上困難な利用者を受け入れるにあたり職員体制1～2名増する（当然赤字）などで対応しており、増員できない場合はお断りするケースもある。臨時加配の加算等があれば、受け入れやすくなる。 - 深夜業務の職員確保が難しい。採算性の問題から、正規職員の配置が困難であり、パートでは募集しても応募がなかなか来ない。そのために、常にギリギリの職員配置になってしまう。 - 少ない人数でシフトを組むため、1人あたりの泊まり勤務が多くなってしまふ。また、不規則な勤務のために、健康を害することが多い。 - 夜間は1人又は2人で業務に就く。そのため、緊急時（利用者の体調の急変又は災害時など）に適切な対応ができるか不安がある。 - 朝・夕方の着換、各食事後の口腔ケア、トイレ介助等、特定の時間帯に多くの人員が要求される。この時の職員配置をどうするかが大きな課題となっている。 - 職員が定着しない - 募集をかけても職員が集まらない。 365日体制の職員配置ができない。 - 法改正により一般住宅の利用が難しくなった。 - 法改正があまりに多くて、事業運営の長期的な計画がたたない。 - 看取りの問題。最後は利用者の仲間で看取ってあげたいが課題もある。 - 利用者の外出を支援するスタッフが確保できない。 - 近隣に日中活動の場がない - 職員がどこまでかわるべきなのか、どこまでの役割を担うべきなのか悩む。 - 急に利用者の病院に同行した際に本人の意思が確認できないときに事業所の同意では治療にあたってもらえない。保護者も認知症などの場合もある。 - 待機待ちが多い。空がなく、短期入所をロングで使っている人がいる。 - 入所者の保護者の高齢化により、入所者を支えることが難しくなってきた。 - 短期入所も行っているが、障がい特性のわからない人の場合の対応に困難さがある。 - 新設する場合に地域に反対がある。 - 地域の行事に参加するがなんとなく疎外感を感じる。 - 地域のゴミ出しができない。 - 福祉施設は迷惑施設とされている。行政として人権啓発に努めてもらいたい。 - サッカーを通じて地域と障がい者のつながりを作っていくことを考えている。 - 地域の一員として、町内清掃や班長は職員が参加し、障がいの理解も少しずつ進んでいる。
その他	- グループホームを増やさないと、地域移行は進まない。 - グループホームの体験ができれば、保護者も安心されると思う。 - 身体障がい者への介護・支援に偏りが生じやすく、他の障がいの方々が不公平感を感じやすい。 - 高齢化に伴う障がいの重度化及び重複化へ対応すること。 - 生活の質を向上すること。 - 終の棲家として施設入所支援を、現実の対応として行うこと。 - 家族の高齢化に伴う、家族介護の限界がある。 - 現在グループホームに入居していない人のうち、将来、グループホームを利用したい人は多い。しかし、職員確保や採算の問題もあり、新たなホーム開所のめどが立たない。

項 目	現 状
その他	・ 休日の日中の過ごし方について、選べるメニューが限られている。（ショートステイ） ・ 必要なときに気楽に利用したいという要望がある。 ・ 介護者の病気の際など長期利用のニーズがあるが、職員確保の問題等により、応えることが困難である。

（４）相談系（計画相談支援、障害児相談支援事業所）

項 目	現 状
事業運営上の課題	・ 人件費に対して報酬設定が低く、相談支援専門員の数が増やせない。 ・ 相談支援専門員 1 人あたりが受けるケースの数が多く、相談支援の質の担保が困難になることが予想される。 ・ 基本相談に費やす時間が多い。相談業務を行う上では当然のことだが、採算があわない。 ・ 開所時間以外の緊急時対応等は困難。24 時間 365 日の対応はできていない。 ・ 相談支援事業所が少ないため、一事業所あたりの計画作成件数が多くなってしまう。 ・ 相談支援専門員としての業務に従事するには資格要件をクリアする必要があるため、事業所内の中堅職員が対応せざるを得ない。計画 16,000 円、モニタリング 13,000 円の収入では、計画にかかる人件費はまったく賄えないため、事業所が赤字を出して運営しているのが現状。 ・ 障がいのある人や保護者の要望で、訪問時間が勤務時間外になる事がある。計画作成のために勤務時間外に訪問に行くと事業所としては、時間外手当を支給することになり、ますます赤字になっている。勤務時間外、事業日以外（土、日、祝）に訪問する場合の加算がつくなどの対策をしてほしい。 ・ 事業所に依頼が来たときに、すでに締め切り日になる頃であったり、締切日を過ぎていたりすることがある。 ・ 保護者が好意的に会って下さる方は良いが、会いたくないとか、仕事で忙しいとか言われ、依頼は来たもののその後、なかなか計画が進みにくいことがある。 ・ 担当者会議はとてもあり難い（保護者にとっても、各事業所にとっても）と考えるが、中には何度もしてほしいと言われて困ることもある。 ・ 担当者会議をまとめてできないものか。1 か月に数回お会いする事業所さんがあるが回数ばかり増えてしまう。 ・ 自宅に来て欲しくない方がかなりある。 ・ 複雑な家庭の場合、通所の利用はされていても、なかなか本計画の印を捺印いただけない場合がある。
利用者のニーズ	・ 未就学児を対象とした事業所が少ない。 ・ 肢体不自由児・重症心身障害児が使えるサービスが少ない。 ・ 就学後に利用できる通所の事業所は増えているが、18 歳（他のサービスにつながるまでは 20 歳）までとなっており、一度契約すると途中で終了する利用者も少ないので、結果的にはどこの事業所も一杯になってしまい、利用したい事業所が利用できないことが多い。 ・ 今は家族の支援を受けながら生活をされていても、将来的に家族が入院したり対応が困難になったりすることが予想される。利用できる社会資源（ショートステイやグループホーム等）の受け皿がもっとあるとよい。 ・ 入浴サービスについては、環境的にヘルパー支援で自宅入浴することが難しいケースもある。当事者や家族の状況に合わせて「外の機械浴で入りたい」「自宅で訪問入浴がよい」など、ニーズが色々あるが、利用できる資源が限られている。

項目	現 状
利用者のニーズ	・重度訪問介護については、希望日や希望時間に利用できる事業所が増えてほしい（特に、朝～晩を通して所定の時間に入ってほしいとか、夜間もお願いしたいということになると、1事業所で受けられる事業所を探すことは難しく、複数の事業所でお願いしようと思っても、廿日市市内で利用できる事業所の受け皿自体も少ない）。 ・（障がいのある人）共同生活援助のサービス利用者が、日中一時支援やヘルパーの利用（身体介護、家事援助、通院等介助介護）ができないので困るという意見が多数出ている。 ・ショート入居の絶対数が少ない（空きが無い）ため緊急時の利用が極めて難しい。ショートステイを安心して利用できるように、その場を増やしてほしい。 ・グループホーム（共同生活援助）の絶対数が少ない。障がいのある人の保護者からの「親に何かあると、うちの子はどうしたらいいか…。死ぬに死ねない。」という意見が多くある。 ・（障がいのある児童）移動支援が通学時に使えるようにしてほしい。 ・生活介護や就労系などのサービス利用者は、一人で安全に送迎場所まで移動したり待ったりする難しさがある。そういった場合、保護者が送迎場所まで一緒に行くことが必要となり、保護者の就労にも支障をきたしている。保護者の就労証明等の提出で、通所時でも移動支援が使えるようにしてほしい。 ・（障がいのある児童）放課後等デイサービスの新規利用ができるのか心配。現在、年長児（就学前）の保護者から、「来年就学するため、放課後等デイサービスに通わせたいと思っているが、定員がいっぱいだったり、わが子に合わないデイもあったりで、来年度使えるのかどうかを心配している。一人の方が、複数の放課後等デイサービスを使われていると聞いているが、放課後等デイサービスの事業所を増やすか、一人あたりの利用事業所数の制限をかけるなどして、新1年生が放課後等デイサービスを使えるようにしてほしい。 ・（障がいのある人、障がいのある児童）移動支援について、移動支援を使いたいと思っても、土、日、祝日など利用したい時間帯がみなさん同じなので、ヘルパーさんの絶対数が少なく利用できない。 ・学校と連携を図ってほしい（通所の事業所も紹介してほしい）と言われることが多い。

（５）児童通所系（放課後等デイサービス、児童発達支援事業所）

項目	現 状
事業運営上の課題	・住宅街のため、騒音に注意したい。 ・送迎車の時間帯が重なると混み合う。 ・保護者の停車のマナーが良くない。 ・十分な職員配置ができてない（本来はもっと常勤職員を配置したいが、収入が少ないため、短時間雇用職員の配置になってしまう。保育士不足で、求人をしていても応募が無い。）。 ・専門性を高めるための人材育成の強化が必要。 ・利用希望者が増加し、受け入れが難しくなっている。 ・常勤職員不足で、面談等の保護者支援が十分にできない。保護者研修等を体系化したり、家庭訪問・メール・個人懇談・療育の前後等、できるだけ保護者の話を聞くなどし、現状の中では精一杯保護者支援を行っているが、限界がある。 ・ギリギリの職員配置しかできないため、次世代を担う若手の新人職員採用・育成ができない。また、職員を外部研修等に参加させることができない。 ・保護者面談時間を増やすことが必要。

項目	現 状
事業運営上の課題	・中高生の発達支援の場を充実させる必要がある。 ・指導員の人材不足。 ・営業エリア（廿日市、大竹市、広島市一部）送迎箇所により車両の台数、運転手不足。 ・職員スキルアップのための研修会などの情報不足。 ・人材不足のために研修会にいけないことがある。 ・毎年、夏休みなどの長期休暇だけの職員の確保が難しく、2学期からの運営等も頭を悩ます。 ・事業所が利用者側にスタンスを置いて、子どもが喜ぶ支援ではなく、本当の療育をしていく必要がある。 ・職員がもっと子どもたちのことや、障がい児、発達障がいのことについて勉強する必要がある。 ・普通学校に関しては、学校の様子や学校のことなども身近でわかりやすいし、先生達とも送迎時などに話も聞けるが、特別支援学校に関しては学校の子どもの様子がほとんどわからない。 ・将来を見通した継続的で一貫性のある発達支援の提供が必要。 ・緊急時の対応（時間延長、ショートステイ利用など）の支援体制を作っておく必要がある。 ・障がい児とかかわった経験のある保育士又は保育園勤務の経験のある保育士がもっと必要。 ・行政、学校、施設との連携が必要。学校側では放課後等デイサービスのことを知らないこともある。早くから保護者と学校の先生の懇談等で相談窓口へつなげていくことが必要。 ・以前に比べ健常者の方々の障がい者への理解も高まり、温かい対応をしていただけたことも増えてきましたが、やはりまだまだ偏見もあり、お預かりしている子どもたちと色々な施設などに行くと、冷たい対応をされることがあります。 ・学校と事業所でもっと連携を取れば、発達障がいのある子どもたちも学校生活が楽しく送れるのではないかと。
利用者のニーズ	・コミュニケーション不足。 ・毎日通える場の確保。 ・保護者面談の時間増。 ・訪問支援のサービス事業所及び支援回数を増やす。 ・うまく友達と関わるできない児童が多く、学校、家庭だけでなく、色々な環境で人と接してほしいという希望が多い。 ・放課後等デイサービスなどが以前より充実しているが、18歳を過ぎてからの過ごし方に課題がある。 ・就労支援先が必要。 ・学校生活の中でコミュニケーションの取り方、学習面においてなどいろいろな思いを抱えて放課後來る子どもが多い。 ・学校などで、なかなかかわかってもらえないという課題を抱えている子どもや保護者が多い。 ・子どもが自分でできることを増やしてほしい。 ・放課後等デイサービスの開所時間が長くなってほしい。 ・土日に利用できると助かるなど。

4 アンケート調査の設問一覧

- 問1 アンケートにお答えいただくのは、どなたですか。(1つに○)
- 問2 あなたの年齢は何歳ですか。(平成26年8月1日現在)
- 問3 あなたの性別を教えてください。(1つに○)
- 問4 現在、あなたが1週間の内、主に生活するお住まいの地域はどこですか。(1つに○)
- 問5 現在、あなたが1週間の内、主に生活する場所で一緒に暮らしている人はどなたですか。(あてはまるものすべてに○)
- 問6 あなたは、日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①～⑪のそれぞれにお答えください。(①～⑪それぞれ1つに○)
- 【問6で「2. 一部介助が必要」「3. 全部介助が必要」と回答した方にお聞きします。】
- 問7 あなたを介助や支援してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)
- 【問7で「1. 父母」「2. 兄弟姉妹」「3. 祖父母」「4. 配偶者(夫・妻)」「5. 子ども・孫」と回答した方にお聞きします。】
- 問8 介助や支援をしてくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。(①～③それぞれ1つに○)
- 問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(1つに○)
- 問10 身体障害者手帳をお持ちの場合は主たる障害をお答えください。(1つに○)
- 問11 あなたは療育手帳をお持ちですか。(1つに○)
- 問12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(1つに○)
- 問13 あなたは障害支援(程度)区分※の認定を受けていますか。(1つに○)
- 問14 あなたは難病※の診断を受けていますか。(1つに○)
- 問15 あなたは発達障がい※として診断されたことがありますか。(1つに○)
- 問16 あなたは高次脳機能障がい※として診断されたことがありますか。(1つに○)
- 問17 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。(あてはまるものすべてに○)
- 問18 あなたは、現在1週間の内、主にどこで暮らしていますか。(1つに○)
- 【問18で「3. 障害者支援施設に入所」「4. 病院に入院」と回答した方にお聞きします。】
- 問19 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
- 問20 あなたは将来、どこで生活したいと思いますか。(1つに○)
- 問21 あなたは、1週間にどの程度外出しますか(外出には福祉事業所等へ通所することも含みます)。(1つに○)
- 【問21で「4. まったく外出しない」以外に回答した方にお聞きします。】
- 問22 外出する主な交通手段は何ですか。(主なもの3つまで○)
- 【問21で「4. まったく外出しない」以外に回答した方にお聞きします。】
- 問23 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(1つに○)
- 【上の問と同様に、問21で「4. まったく外出しない」以外に回答した方にお聞きします。】
- 問24 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)
- 【上の問と同様に、問21で「4. まったく外出しない」以外に回答した方にお聞きします。】
- 問25 外出するときに困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)
- 問26 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(主なもの3つまで○)
- 【問26で「1」と回答した18～64歳の方にお聞きします。】
- 問27 どのような勤務形態で働いていますか。(1つに○)
- 【問26で「1」以外に回答した18～64歳の方にお聞きします。】
- 問28 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(1つに○)
-

【問 26 で「1」以外に回答した方にお聞きします。】

問 29 収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いますか。(1つに○)

問 30 障がい者の就労支援として、何が必要だと思いますか。(それぞれ1つに○)

問 31 あなたの現在の主な収入源は何ですか。(主なもの2つまで○)

【問 26 で「10、11、12、13」のいずれかを回答した方にお聞きします。】

問 32 通園、通学等をしていて感じていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

問 33 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(①～③のそれぞれ1つに○)

【問 33 で「利用している」に回答した方にお聞きします。】

問 34 ご利用の障害福祉サービス等に満足していますか。(1つに○)

【問 34 で「3. やや不満」「4. 不満」に回答した方にお聞きします。】

問 35 あなたが特に不満を感じている理由をお書きください。

問 36 あなたは、介護保険によるサービスを利用していますか。(1つに○)

【問 36 で「1. 利用している」と回答した方にお聞きします。】

問 37 該当する要介護度はどれですか。(1つに○)

問 38 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

問 39 あなたは、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

問 40 あなたは次の相談機関を知っていますか。また、今後利用したいと考えますか。(①～③のそれぞれ1つに○)

問 41 あなたは、日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる場合がありますか。(1つに○)

【問 41 で「1. よく感じる」「2. ときどき感じる」と回答した方にお聞きします。】

問 42 どのようなときにそれを感じましたか。(あてはまるものすべてに○)

問 43 以下の権利擁護サービスについてご存知ですか。(それぞれ1つに○)

【問 43 で「1. 名前も内容も知っている」「2. 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答した方にお聞きします。】

問 44 以下の権利擁護サービスについて、将来、利用したいと思いますか。(それぞれ1つに○)

問 45 あなたは、台風や地震等の災害時にひとりで避難できますか。(1つに○)

問 46 家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(1つに○)

問 47 台風や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

問 48 あなたは、災害時に地域の共助で避難を支援する災害時要援護者避難支援制度を知っていますか。(1つに○)

問 49 災害時要援護者避難支援制度を利用したいですか。(1つに○)

問 50 余暇時間を主にどのように過ごしていますか。(主なもの3つまで○)

問 51 地域におけるレクリエーション・文化活動・スポーツ活動について、希望することはありますか。(主なもの1つに○)

問 52 障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要だと考えますか。(主なもの5つまで○)

問 53 介助者として、次のうちあてはまるものはどれですか。(①～⑩のそれぞれ1つに○)

問 53 の「①～⑧」で、「大いにある」または「多少ある」と回答された方におたずねします。

問 54 特にどのようなことに困難さを感じているかをご記入ください。

問 53 の「⑨将来に対して不安がある」で、「大いにある」または「多少ある」と回答された方におたずねします。

問 55 それはどのようなことかをご記入ください。

問 56 障がいのある人に関する施策全般について、ご意見・ご要望がありましたら、自由にご記入ください。

5 はつかいち福祉ねっと 取組年表

(1) 事務局会議等

会 議	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
事務局会議	・相談支援事業所連絡 会議開催(1/16)	・第 1 火曜 14 時～17 時 30 分 ※自立支援協議会立ち 上げに特化したテーマ	・第 1 火曜 14 時～17 時 ※相談支援事業、市地域 支援ネット全般の協議	・第 1 火曜 14 時～17 時
支所連絡会		・委託相談支援事業所 調整会議(第 3 火曜 14 時～17 時)	・委託相談支援事業所 調整会議(第 3 火曜 14 時～17 時)	・委託相談支援事業所 調整会議(第 3 火曜 14 時～17 時)
委託相談支援事業所 連絡会		・委託相談支援事業所 連絡会議(第 3 火曜 14 時～17 時 30 分) ※市も入り、事務局会 議的な機能を果たす。 ・委託相談支援事業所 学習会(第 2 火曜 14 時 ～17 時 30 分)	・委託相談支援事業所 連絡会に名称変更(第 2・第 4 火曜 14 時～17 時) ※事務局機能を事務局 会議へ移動	・委託相談支援事業所 連絡会(第 2 火曜 14 時 ～17 時、第 4 火曜 18 時～21 時)
全体会		・市地域支援ネット説明 会「地域自立支援協議 会の役割」(講師:広島 県相談支援アドバイザー 平岡辰士さん)	・市地域支援ネット代表 者会議(6/26) ・廿日市市地域自立支 援ネットワークについ て(報告) ・委託相談支援事業平 成 19 年度実績報告に ついて(報告) ・障がい別部会意見交 換 ・市地域支援ネット担当 者連絡会議(7/17、 9/18、11/20、1/22※ 11 月～二部制)	・市地域支援ネット代表 者会議(6/18) ・地域支援ネットの取り 組みについて(事業報 告・事業計画など) ・第 2 期廿日市市障がい 福祉計画について ・部会別意見交換 ・市地域支援ネット担当 者連絡会議(7/23、 10/22)
部会代表者会議				
地域情報交換会			・宮島(8/19)、大野 (9/16)、吉和(10/21)、 佐伯(11/18)	・佐伯(9/8)、吉和 (8/11)、大野(11/10)、 宮島(2/9)

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
・第 1 火曜 14 時～17 時	・第 1 火曜 13 時～15 時 30 分	・第 1 火曜 14 時～17 時	・第 1 火曜 14 時～17 時	・第 1 第 3 火曜 14 時～ 17 時
・相談支援会議に名称 変更(第 3 火曜 14 時～ 17 時)	・支所連絡会に名称変 更(隔/第 1 火曜 15 時 30 分～17 時)	・第 3 火曜 14 時～17 時	・第 3 火曜 14 時～17 時	・第 2 火曜 15 時～17 時
・委託相談支援事業所 連絡会(第 2 火曜 14 時～17 時、第 4 火曜 18 時～21 時)	・委託相談支援事業所 連絡会(第 2 火曜 14 時～17 時、第 4 火曜 18 時～21 時)	・委託相談支援事業所 連絡会(第 2 火曜 14 時 ～17 時、第 4 火曜 18 時～21 時)	・第 2 火曜 14 時～17 時、第 4 火曜 18 時～20 時	・第 2 第 4 火曜 18 時～ 20 時
全体会(7/1) ・廿日市市地域自立支援 ネットワークについて ・廿日市市地域自立支 援ネットワークと委託 相談支援事業の取り 組みについて ・「広島西障がい者就 業・生活支援プレゼン ターもみじ」について 全体会(10/21) ・廿日市市地域自立支 援ネットワークと委託 相談支援事業の取り 組みについて ・自主防災と災害時要 援護者避難支援プラン について ・全体会(2/17) ・各部会の取り組みにつ いて ・廿日市市地域自立支 援ネットワークの取り 組みと障がいのある人 の暮らしを取り巻く廿 日市市の現状につい て(報告) ・講演「わが国における 自殺対策の現状と取り 組みについて」(講師 長迫 美和さん 広島県立総合精神保 健福祉センター) ・部会代表者会議開始 (9/28、11/30、1/12、 1/25) ・佐伯(9/14)、吉和 (8/24)、大野(10/19)、 宮島(2/15)	全体会(7/13) ・廿日市市障がい福祉 相談センターきらりあ の取り組みについて (報告) ・廿日市市地域自立支 援ネットワークの取り 組みについて(報告) ・講演『当事者・家族が 『生き活き』暮らせる地 域創りと生活支援(志縁 ～地域自立支援協議会 のミッション～(講師: 鎧 本 智昭さん 障害者支 援施設 寿波苑生活支 援総合アドバイザー(広 島県アドバイザー)) ・災害時要援護者避難 支援制度登録申請書 について 等 全体会(2/15) ・廿日市市地域自立支 援ネットワークの取り 組みについて(報告) ・第 3 期廿日市市障がい 福祉計画について ・講演「知っておこう廿 日市市の防災～廿日 市市の現状と今でき ること～」(講師 廿日市 市役所総務部危機管 理課 課長 中田 健 史) ・年 6 回開催 (5/11、6/22、9/21、 10/25、11/30、1/25)	全体会(7/11) ・廿日市市障がい福祉 相談センターきらりあ の取り組みについて (報告) ・廿日市市地域自立支 援ネットワークの取り 組みについて(報告) ・講演「続・知っておこう 廿日市市の防災～廿 日市市の現状と今でき ること～」(講師: 廿日 市市役所総務部危機 管理課 課長 中田 健史) 全体会(2/20) ・当事者発表: ハンドベ ル演奏(にじのえき、さ くら作業所) ・各部会の今年度の取 り組み報告 ・廿日市市地域自立支 援ネットワークの報告 ・講演「バリアフリーに ついて」(講師: 廿日市 市役所都市計画課 課 長補佐 清水俊文、廿 日市市役所施設整備 課 調整監 市川浩志) ・年 6 回開催 (5/16、6/27、9/26、 11/28、1/23、2/12) ・部会代表者から市地 域支援ネット代表選出	全体会(7/10) ・当事者発表: ギター演 奏(友和病院 デイケ ア クレアル) ・廿日市市障がい福祉 相談センターきらりあ の取り組みについて (報告) ・廿日市市地域自立支 援ネットワークの今年 度の取り組みと方向性 について(報告) ・障がい者スポーツ体験 全体会(2/19) ・当事者発表: 群読(夢 工房) ・廿日市市地域自立支 援ネットワークの取り 組みについて(報告) ・各部会・ワーキングの 取り組み(報告) ・取り組み年表・“生活 のしづらさや不便さ”な どの課題とそれに対す る取り組み状況(報告) ・講演:「やさしいまちづ くり 可部での活動を 通して」(講師: 佐々木 哲二郎さん NPO 法人 ウイングかべ)	全体会(7/18) ・廿日市市障がい福祉 相談センターきらりあ の取組について(報 告) ・はつかいち福祉ねっと の今年度の取り組みに ついて(報告) ・当事者発表: ひかり 園バンド 全体会(2/13) ・「障がい者スポーツ体 験会報告」 ・「障がい者福祉計画な どに関する今年度の取 り組み報告」 ・第 3 次障がい者福祉計 画・第 4 期障がい福祉 計画について ・当事者発表: ピクトハ ウス ・講演:「広島市 8 月 20 日豪雨災害を経験し て」(講師: 佐々木 哲 二郎さん あさきた相 談支援センターウイン グ) ・年 7 回開催 (5/15、6/26、9/25、 11/27、12/25、1/22、 2/5)

(2) 障がい別会議

会 議	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
身体障がい部会	・年 1 回開催	・年 1 回開催	・年 7 回開催 ・各団体の情報、地域生活における課題等共有 ・おりづる出前教室「健康づくり講演会」(11 月)
知的障がい部会	・年 7 回開催 ・「アンケート(生活の場、ショートステイ等に関するニーズの把握)」実施 ・リーフレット「なっってください！サポーターに」作成(児童部会と共同作成)	・毎月開催 ・就労、グループホーム、ケアホームの現状把握	・年 9 回開催 ・事業所の取組内容、利用状況とりまとめ ・「サポートファイル学習会」(児童部会・ライフステージにおける発達支援部会と共同)(講師:善川夏美さん 広島市いくせい会 2 月)
精神障がい部会	・年 6 回開催	・年 2 回開催 ・「大切な人の命を守るために」(講師:真鍋憲幸さん(株)三菱レイヨン大竹診療所所長)開催(11 月)	・年 8 回開催 ・「睡眠は脳と心の栄養」(講師:田中秀樹さん 広島国際大学心理科学部教授 11 月) ・「“地域で暮らしたい”をサポートするために①」(地域の仕組み作りワーキングと共同)(講師:武田亮介さん 友和病院 精神保健福祉士 1 月) ・「“地域で暮らしたい”をサポートするために②」(当事者の方からの発表(地域の仕組み作りワーキングと共同)3 月)
児童部会	・年 7 回開催 ・構成団体情報整理 ・「長期休暇中に使用できる社会資源情報」収集 ・リーフレット「なっってください！サポーターに」作成(知的障がい部会と共同作成)	・毎月開催 ・「放課後・長期休暇等のニーズ調査」(7 月) ・「放課後・長期休暇ワークショップ」(10 月) ・「サポートファイル記入学習会」(3 月)	・毎月開催 ・「災害時要援護者避難支援プラン学習会」(6 月) ・「おでかけ先情報カード作成」(7 月) ・「夏休みアンケート・留守家庭児童会アンケート」実施(放課後・長期休暇ワーキングと共同)(7 月) ・「サポートファイル学習会」(知的障がい部会・ライフステージにおける発達支援部会共同)(講師:善川夏美さん 広島市いくせい会 10 月)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
・年 5 回開催(不定期) ・「まち点検実施」(廿日市市役所駅前～JR宮内串戸～阿品駅、フジグラン 10 月) ・おりづる出前教室(「ストレッチ」6 月、「料理教室」8 月・11 月、「レクスポ体験会」10 月)	・年 4 回開催 ・「まち点検実施」(宮島口駅周辺)(9 月) ・おりづる出前教室(「体力測定」6 月、「レクスポ体験会」7 月・10 月、「料理教室」11 月) ・広電廿日市駅周辺のバリアフリー状況学習(廿日市市施設整備課:12 月)	・年 4 回開催(6 月、8 月、11 月、2 月) ・おりづる出前教室(「レクスポ体験会」7 月、10 月) ・「宮島安心ガイドマップ」作成に向けての宮島まち点検(12 月、1 月)(廿日市市障害者福祉協会「広島大学地域連携推進事業」協働)	・毎月開催 ・おりづる出前教室(「レクスポ体験会」7 月) ・「宮島安心ガイドマップ」を利用しての宮島まち点検(11 月)(廿日市市障害者福祉協会「広島大学地域連携推進事業」協働) ・視覚障がい者のための福祉機器と日常生活用具の展示会 ・「第 3 次廿日市市障がい者計画」「第 4 期廿日市市障がい福祉計画」策定に向けた取組
・偶数月第 1 月曜日開催 ・毎回、部会構成施設見学 ・サンチェリープール利用における対応改善 ・おりづる出前教室(「ゆるゆるピクス」10 月) ・「なっぺサポーターにイオン社員研修」(児童部会と共同)(10 月)	・偶数月第 1 月曜日開催 ・おりづる出前教室(「レクスポ」5 月、7 月、「ゆるゆるピクス」12 月) ・「なっぺサポーターに」廿日市警察署管内コンビニエンスストア連絡協議会に参加(児童部会と協働)(5 月) ・「東日本大震災被災体験講演」(講師:きらりあ 金さん 7 月) ・「制度最新情報学習会」(講師:障害福祉課 10 月)	・偶数月第 1 水曜日開催 ・おりづる出前教室(「ゆるゆるピクス」)(5 月、12 月) ・社会福祉法人若葉視察(10 月) ・「要援護者避難支援制度学習会」(12 月) ・「あび隊研修」(2 月) ※廿日市市手をつなぐ育成会	・毎月開催 ・おりづる出前教室(「ゆるゆるピクス」)(5 月、12 月) ・「第 3 次廿日市市障がい者計画」「第 4 期廿日市市障がい福祉計画」策定に向けた取組
・部会定例化(奇数月第 2 木曜) ・おりづる出前教室(「健康教室」2 月、「スポーツ吹き矢」3 月) ・「ヘルパーさんのための精神保健福祉講座」開催(訪問介護事業所と協働)(3 月)	・奇数月第 2 木曜開催 ・「当事者主体の地域交流事業」開催(土師ダム:参加者約 70 名 5 月)	・部会開催(5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月) ・地域交流事業、みやじま丸クルージング(7 月) ・交流事業企画会議(6 月、10 月、12 月、2 月) ・おりづる出前教室(「レクスポ体験会」11 月、2 月)	・毎月開催 ・家族に向けた研修会「こころの病を持つ人への対応を知ろう」(講師:末田格医師 友和病院 11 月) ・おりづる出前教室(11 月、2 月) ・交流企画の実施(5 月、備北丘陵公園) ・長期に入院をされている人へのアンケートの実施の協力(12 月) ・「第 3 次廿日市市障がい者計画」「第 4 期廿日市市障がい福祉計画」策定に向けた取組
・毎月開催 ・「発達障がい児のための進路ステップ学習会」(講師:橋恵さん NPO法人きぼう 7 月) ・おりづる出前教室(レクリエーションスポーツ、ハンドメイド各 2 回実施 7、8 月) ・「なっぺサポーターに」イオン社員研修(知的障がい部会と協働)(10 月) ・「福祉サービス学習会」(講師:障害福祉課、健康推進課 10 月、1 月) ・“地域とのつながりづくり”アンケート実施(10 月～2 月) ・「みんなで学ぼう!! 成年後見制度のイロハ」(講師:谷川ひとみさん 谷川社会福祉士事務所 1 月)	・毎月開催 ・地域とのつながりづくりアンケート、顔合わせ(5 月～10 月) ・「なっぺサポーターに」廿日市警察署管内コンビニエンスストア連絡協議会に参加(知的障がい部会と協働)(5 月) ・「発達障がい児のためのステップ学習会」(講師:橋恵さん NPO法人きぼう 7 月) ・おりづる出前教室(レクリエーションスポーツ、ハンドメイド各 2 回 7、8 月) ・「冬の宮島親子スタンプラリー」(12 月) ・「制度学習会」(講師:障害福祉課)(2 月)	・毎月開催 ・おりづる出前教室(「レクスポ体験会」7 月、8 月) ・夏休み工作教室(7 月、8 月) ・「放課後等デイサービス学習会」(11 月) ・保護者交流会「宮島散策」(2 月) ・「支援者(保護者)が知っておくべき障害年金手続きの始め方・取り組み方」(講師:松原智治さん、山下千絵さん 年金ヘルプデスク 3 月) ※権利擁護部会と共催	・毎月開催 ・おりづる出前教室(「レクスポ体験会」7 月、8 月) ・夏休み工作教室(7 月、8 月) ・“地域とのつながりづくり”アンケート ・「第 3 次廿日市市障がい者計画」「第 4 期廿日市市障がい福祉計画」策定に向けた取組

(3) 課題別会議

会 議		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
わかりやすい情報 部会	ホームページ ワーキング			・ホームページ開設(10月) ・市地域支援ネットとの取組に ついて情報提供
	リーフレット ワーキング	・年 7 回部会開催 ・「福祉サービスガイドブック」作 成(協力: 廿日市市福祉士会)		
	DVD ワーキング	・年 2 回部会開催 ・事業所紹介DVD作成 (協力: 廿日市市市民活動センタ ー)		
就労支 援部会	一般就労 ワーキング	・各機関の機能紹介 ・一般就労課題整理	・年 4 回開催 ・一般企業等に対する「障がい のある人の受け入れ意識調 査」実施 ※就労・生活支援センターの 開設に伴い、発展的に終了	
	福祉就労 ワーキング (平成 22 年度ま で、新たな職場 づくりワーキン グ)	・障がい者の福祉的就労の課 題について、現状の整理と各 施設の現状報告 ・廿日市特別支援学校卒業生 人数の把握	・年 1 回開催 ・「人権啓発の景品」として作 業所製品採用	・年 4 回開催 ・「商工はつかいち」封入作業 開始(取組事業所 7 事業所)(6 月)
	特別支援学校卒 業生ワーキング		・年 2 回開催 ・学校の卒業生見込み数と事 業所の受け入れ見込み把握	・年 4 回開催 ・広島西障がい者就業・生活支 援センターもみじがメンバーに 加わる。
ライフステージにおける発 達支援部会		・年 2 回開催 ・社会資源(保育・教育・福祉)、 相談支援の現状整理	・年 7 回開催(サポートファイル ワーキングとして 5 月、7 月、 9 月、11 月、12 月、1 月(2 回)) ・サポートファイル関係者会議 実施 ・サポートファイルモニター実施	・年 6 回開催 ・「サポートファイル学習会」(児 童部会・知的障がい部会と共 同)(講師: 善川夏美さん 広 島市いくせい会 2 月)
地域生活 支援部会 (平成 22 年 度まで、在宅福祉 サービス 部会)	ケアホームづく りプロジェクト	・年 11 回開催 ・ケアホームづくり ※ケアホーム実現により発展 的に終了		
	地域生活のしく みづくりワーキン グ (平成 24 年度 からワーキン グに位置付け)			・年 4 回開催 ・「地域で暮らしたい」をサポ ートするために①(精神障がい 部会と共同)(講師: 武田亮介 さん 友和病院 精神保健福 祉士 1 月) ・「地域で暮らしたい」をサポ ートするために②当事者の方 からの発表(精神障がい部会 と共同)(3 月)
	余暇活動支援 ワーキング (平成 24 年 度まで放課後・長 期休暇ワーキン グ)	・「障がいのある子どもたちの 長期休暇プロジェクト」として スタート ・8 回開催 ・長期休暇中に使うことので きる社会資源整理 ・共同募金会配分金による、社 協あそびの教室への臨時職 員配置	・年 5 回開催 ・障がいのある子どもたちの長 期休暇プロジェクト開催(4 月、 5 月、7 月) ・制度、事業の課題整理 ・こどもたちの分布整理、サー ビス利用実態把握 ・ワークショップ開催(10 月)	・年 12 回開催 ・社会資源整理 ・「夏休みアンケート、留守家 庭児会アンケート」(児童部会 と共同) ・関係事業所情報交換会スタ ート

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
・市地域支援ネットとの取組みについて情報提供	・市地域支援ネットとの取組みについて情報提供	・福祉サービス事業所一覧更新(7月、11月) ・障がい別会議構成一覧更新(7月)	・福祉サービス事業所一覧更新(7月、2月)
・年 9 回開催 ・炭づくり・割り箸回収作業開始(取組事業所 3 事業所)(6月) ・「宮島見本市」開催(宮島商工会議所 2 階 7 月) ・宮島「インフォ表参道」常設販売開始(10 月)	・市役所ロビー常設販売開始(7 月)	・年 3 回開催(6 月、9 月、2 月)	・年 6 回開催(4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月) ・事業所紹介 ・商品カタログの更新 ・市役所ロビー販売 ・市役所ショーケースでの展示 ・協働できる仕事への取組
・年 4 回開催 ・廿日市市外の特別支援学校も参加(夏休み期間中 1 回)スタート	・年 3 回開催 ・廿日市市外の特別支援学校への声掛けのルール決定	・年 4 回開催(5 月、7 月、8 月(廿日市市外の特別支援学校も参加)、11 月) ・特別支援学校卒業者等にかかる就労継続支援B型の利用取扱い等について調整	・年 3 回開催(5 月、8 月(廿日市市外の特別支援学校も参加)、11 月) ・就労系事業所利用プロセスについて(就労移行支援事業所調整会議 10 月)
・年 6 回開催 ・「発達障害児市町支援体制推進事業サポート会議」	・年 5 回開催 ・「広島県発達障害市町サポートコーチ事業」利用(年 2 回) ・発達障がいのある人のための窓口紹介リーフレット作成 ・学習会「発達障がいの基礎知識」(講師：竹内吉和さん 広島市立広島特別支援学校教諭・特別支援教育士スーパーバイザー3 月(3 回))	・年 3 回開催(6 月、7 月、10 月) ・発達障がいのある人のための窓口紹介リーフレット「ポジティブライフガイド」配布スタート ・サポートファイル支援者向け学習会(1 月)	・年 2 回開催(6 月、8 月) ・サポートファイル活用に関する協議(児童発達支援事業所)(2 月)
・年 4 回開催 ・「病院の退院についての取り組みを学ぶ」(講師：木村雅昭さん 友和病院 精神保健福祉士 3 月)	・年 1 回開催	・ワーキング開催(5 月) ・勉強会の開催(12 月)	
・年 6 回開催 ・関係事業所情報交換会(4 月、11 月) ・長期休暇オープンスペース(あいプラザリハビリ室)スタート ・「おりづる講習会」実施(支援者対象 7 月)	・年 2 回開催 ・関係事業所情報交換会(11 月) ・長期休暇オープンスペース(あいプラザリハビリ室)継続	・年 3 回開催(6 月、10 月、11 月) ・関係事業所情報交換会(7 月) ・「将来を見通した学齢期の支援」(講師：湊崎和範医師 広島西医療センター 3 月)	・年 5 回開催(6 月、8 月、9 月、11 月、1 月、2 月) ・障がい者スポーツ体験会(10 月) ・カローリング交流会(2 月)

会 議		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
地域生活 支援部会 (平成 22 年度まで、 在宅福祉 サービス 部会)	入浴 ワーキング			・「入浴支援の現状や希望等 把握のためのアンケート」実 施(9 月～10 月)
	移動支援 ワーキング			・福祉有償運送について情報 収集
	訪問介護事業 所連絡会			・年 9 回開催 ・「気分障がいについて」(講 師:末田格医師 友和病院院 長 2 月)
権利擁護部会			・権利擁護部会準備会(8 月) ・権利擁護部会スタート(10 月) ・年 3 回開催(8 月、10 月、2 月) ・「みんなで学ぼう!! 権利擁 護の基礎について」(講師:谷 川ひとみさん 谷川社会福祉 士事務所 3 月)	・年 3 回開催 ・部会内研修「事例検討におけ るスーパービジョン」(講師:木 村雅昭さん 友和病院精神 保健福祉士 10 月)
相談支援部会				
防災アンケートプロジェクト				

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
・年 6 回開催 ・「救命講習」(廿日市消防署: 11 月) ・「ヘルパーさんのための精神保健福祉講座」(精神障がい部会と協働)(広島県社会復帰施設連絡会主催: 3 月)	・年 8 回開催 ・「救命講習」(講師: 廿日市市消防署 9 月) ・なちゅは広島介護セミナー(11 月)	・年 7 回開催(4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、1 月、3 月) ・長期休暇オープンスペース(あいプラザリハビリ室)を放課後・長期休暇ワーキングより引継 ・長期休暇オープンスペースを活用し児童とヘルパーの交流企画(12 月、3 月) ・救命講習(講師: 廿日市市消防本部 9 月、10 月) ・なちゅは介護セミナー(講師: リハケアリングネットワーク 2 月)	・年 7 回開催(4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、1 月、3 月) ・長期休暇オープンスペース(あいプラザリハビリ室) ・長期休暇オープンスペースを活用し利用者・ヘルパー交流企画(8 月、3 月) ・「障がいのある人への対応～思春期をむかえるにあたって～」(講師: 河村理英子医師 河村小児科 10 月)
・年 3 回開催 ・「自己評価について」(講師: 井上予志栄さん広島県社会福祉協議会 公表・調査課長 9 月) ・「みんなで学ぼう!! 成年後見制度のイロハ」(児童部会と協働)(講師: 谷川ひとみさん 谷川社会福祉士事務所 1 月)	・随時開催 ・「障害者虐待防止一起こさないために&起こってしまったら一私たちにできること」(講師: 田中清美さん 障害者支援センタードリームキャッチャーセンター長 9 月) ・「成年後見制度のここが知りたい～身近なものとするために～」(精神障がい部会と協働)(講師: 谷川ひとみさん 谷川社会福祉士事務所 1 月)	・年 4 回開催(5 月、8 月、11 月、2 月) ・「成年後見制度講演会」(講師: 谷川ひとみさん 谷川社会福祉士事務所 10 月) ・「障がいのある人の権利擁護と虐待防止について」(講師: 森木聡人さん 株式会社 Bee-Hive 1 月) ・「支援者(保護者)が知っておくべき障害年金手続きの始め方・取り組み方」(講師: 松原智治さん、山下千絵さん 年金ヘルプデスク 3 月) ※児童部会と共催	・年 3 回開催(6 月、10 月、12 月) ・「権利擁護研修会～障がいのある当事者の視点から」(講師: 大元誠司さん 日本筋ジストロフィー協会広島県支部、平山圭紀さん 有限会社 ケーアイワークス 10 月) ・「安心して暮らしていくために知っておきたいこと」(講師: 谷川ひとみさん 谷川社会福祉士事務所、廿日市市社会福祉協議会地域福祉課職員 3 月)
・相談支援会議(毎月第 3 火曜) ※事務局による調整会議	・毎月定例開催 ・三原市視察(事務局 5 月) ・相談支援部会スタート(6 月) ・「三原市におけるサービス等利用計画策定と地域自立支援協議会での取り組みについて」(講師: 田中清美さん 三原市地域自立支援協議会事務局 障害者支援センタードリームキャッチャーセンター長 6 月) ・サービス等利用計画作成演習(スーパーバイザー: 田中清美さん 三原市地域自立支援協議会事務局 障害者支援センタードリームキャッチャーセンター長 9～12 月) ・モニタリング演習(スーパーバイザー: 田中清美さん 三原市地域自立支援協議会事務局 障害者支援センタードリームキャッチャーセンター長 3 月)	・毎月定例開催 ・相談支援部会調整会議毎月開催 ・県障害福祉支援課坂本さん部会参加(9 月) ・学習外部講師(講師: 森木聡人さん 株式会社 Bee-Hive 11 月、2 月) ・府中町より 6 名部会参加(11 月) ・尾道市より 7 名部会参加(12 月)	・毎月定例開催 ・相談支援部会調整会議毎月開催 ・計画相談タイムスタディ、基本相談実態調査実施 ・事業所見学ツアー
	・防災アンケートプロジェクト協議(10/16・12/21)	・アンケート集約(7 月) ・各部会代表者協議(10 月)	

(4) その他

会 議	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
その他	・講演 「障がいのある人たちが豊かに暮らすことのできる地域づくりのために」(12/11)(講師:厚生労働所障害福祉専門官 高原伸幸さん) ・講演 「知っておきたい暮らしの知識～障害のある人が悪質商法から身を守るための学習会～」(3/21)(講師:県社協)			・講演 「地域自立支援協議会(地域自立支援ネットワーク)を活用した地域づくり～がんばっている地域の取り組みを聞いてみよう～」(講師:那覇市健康福祉部副部長兼福祉政策課長 島村 聡さん)

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
・対人援助技術研修 (1/22) (講師:地域生活支援センターまほろば 金子百合子さん) ・障がい者ケアマネジメント研修 (2/5、2/19) (講師: 県リハ中島恵さん)	・障がい者ケアマネジメント研修 (3/10) (講師:地域生活支援センターまほろば 金子百合子さん 障害者支援施設寿波苑 鎧本智昭さん) ・講演 「災害に備え、今からやっておくこと～防災を切り口に新しい福祉の形を創り出そう～」 (講師: NPO 法人ゆめ風基金 八幡隆司さん)		・みやじま丸deクルージング (7/25) ・相談支援専門員初任者研修情報提供 (9 月)	・みやじま丸deクルージング (5/24) ・相談支援専門員初任者研修情報提供 (9 月) ・相談支援専門員現任者研修情報提供 (9 月)

第3次廿日市市障がい者計画・
第4期廿日市市障がい福祉計画

発行年月：平成27（2015）年3月

発 行：広島県廿日市市

編 集：廿日市市 福祉保健部 障害福祉課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11-1

TEL：(0829) 30-9152 FAX：(0829) 31-1999

〔表紙〕

作品名：みんなのはつかいち

作 者：みゆ（あいあい作業所）

〔裏表紙〕

作 者：山根 まどか



第3次廿日市市障がい者計画・
第4期廿日市市障がい福祉計画